

## 令和3年度マネジメントレビューについて(第2回)

令和4年3月9日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

令和4年3月2日の第69回原子力規制委員会において原子力規制庁が報告した「令和3年度マネジメントレビューについて」を踏まえ、原子力規制委員会としてマネジメントレビューを実施していただく。

### 2. 各委員からのコメント

各委員からのコメントについては別添のとおり。

### 3. 今後の対応

マネジメントレビューの結果を令和4年度の計画及びマネジメントシステムの運営に反映する。

〈資料一覧〉

別添 各委員からのコメント

参考資料 令和4年3月2日 第69回原子力規制委員会資料2

## 令和 3 年度マネジメントレビューについて

令和 4 年 3 月 2 日  
原子力規制庁

## 1. 趣旨

原子力規制委員会マネジメント規程第 40 条に基づくマネジメントレビューに資するため、マネジメントシステムの実施状況及びその有効性について、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターの幹部職員により構成されるマネジメント委員会において審議した結果を報告するもの。

## 2. 評価に用いた情報

(1) 令和 3 年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性<sup>1</sup> (別添 1)

原子力規制委員会の 5 つの施策及び目標 (定量指標・定性指標) について以下のとおり評価を行った。

- I 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実  
(定量指標・定性指標の評価) 8 件中 S: 0 件 A: 6 件 B: 2 件 C: 0 件  
(総括的评价) 相当程度進展あり B
- II 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化  
(定量指標・定性指標の評価) 5 件中 S: 0 件 A: 5 件 B: 0 件 C: 0 件  
(総括的评价) 目標達成 A
- III 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施  
(定量指標・定性指標の評価) 4 件中 S: 0 件 A: 4 件 B: 0 件 C: 0 件  
(総括的评价) 目標達成 A
- IV 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明  
(定量指標・定性指標の評価) 5 件中 S: 0 件 A: 5 件 B: 0 件 C: 0 件  
(総括的评价) 目標達成 A
- V 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施  
(定量指標・定性指標の評価) 8 件中 S: 0 件 A: 6 件 B: 2 件 C: 0 件  
(総括的评价) 相当程度進展あり B

<sup>1</sup> 評価区分

目標超過達成 (S) : 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの。

目標達成 (A) : 全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの。

相当程度進展あり (B) : 一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの。

進展が大きくない又は未達成 (C) : 一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの。

(2) マネジメントシステム内部監査の実施状況（別添2）

原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、6部署に対しマネジメントシステム内部監査を実施した。うち2部署は「新型コロナウイルス感染症対策下における対応状況」としたテーマ監査を実施した。

要改善事項は無く、改善が望ましい事項を1件、良好事例を8件抽出した。

(3) 要改善事項及び是正処置等に係る活動の実施状況（別添3）

①原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、要改善事項及び是正処置の管理に基づく業務の改善を実施した。今年度の新規報告は29件であった（令和4年2月21日まで）。

主な要改善事項は以下のとおり。

- ・ 京都大学臨界実験装置(KUCA)におけるトリウムの貯蔵に係る手続き漏れ
- ・ 京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ
- ・ 原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備
- ・ 福島沖海底土中の Sr-90 の分析仕様の不整合

過去の事案も含め、順次是正処置を完了しており、残りの案件についても適宜、是正処置に必要な対応を検討・実施しているところ。

②平成28年度に定めた原子力規制委員会マネジメントシステム改善ロードマップに基づいて実施してきた、職員個人からの改善提案への対応について、今年度も引き続き実施した。

今年度の新規改善提案は、録画形式による公開会合の開催に係る提案など3件であり、担当部署において対応方針を検討し、うち2件の対応を完了した。

(4) IRRS ミッション指摘事項への対応状況（別添4）

国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）ミッションとフォローアップミッションでの指摘事項への対応の進捗状況は、別添4のとおり。

○今年度中に対応完了又は完了予定の案件

- ・ マネジメントシステムの改善（勧告4等）
- ・ 設計における人的及び組織的要因とヒューマンエラーを考慮した対応（提言9）

○対応継続中の案件

- ・ 原子力と放射線安全に関連する政府機関間情報交換プロセスの構築（勧告1等）
- ・ 事業者が行う研修プログラムへの参加（指摘事項1）
- ・ 廃止措置の終了確認に係る判断基準の策定（勧告8）
- ・ GSR Part7 への適合（指摘事項2）
- ・ RI の運搬確認証の記載事項の見直し（フォローアップ提言1）
- ・ RI の審査・検査ガイド類の見直し（フォローアップ勧告3等）

(5) マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画の実施状況（別添5）  
マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画（令和2年7月15日原子力規制委員会決定。以下「行動計画」という。）に基づいて、マネジメントシステムの継続的改善及び原子力安全文化の育成・維持を図るための活動を実施した。

主な実施事項は以下のとおり。

[マネジメントシステムの継続的改善]

- ・原子力規制委員会の27の主要プロセス毎のマニュアルや、マネジメント規程を補完する文書を作成。24のマニュアル策定が完了しており、令和3年度内に全て完了予定。
- ・業務への資源の投入の状況とそれによる成果を把握する取組を、令和2年度から継続して実施。

[原子力安全文化の育成・維持]

- ・組織マネジメントの健全性や職員のエンゲージメントを確認することを目的として、令和2年度に引き続き、職員へのアンケート及びインタビューを実施。調査が組織の現状を定期的に把握できるものとなるよう、外部有識者の意見も取り入れ、設問の構造や項目を見直した。

### 3. 評価

2. の情報を用いて、マネジメントシステムの実施状況及びその有効性を評価した結果は以下のとおり。

#### (1) 重点計画に基づいた業務の実施

概ね計画どおり進めることができていると認められる。また、次年度の取組の方向性についても適切に抽出できていると認められる。

#### (2) マネジメントシステム内部監査

原子力安全人材育成センターにはマネジメント推進チームがあり、業務マニュアルの遵守状況の確認等の活動（ピアレビュー）を行っていた。また、専門検査部門では、独自の「3Sに係る方針」及び「検査官の心構え」等を記載したカードを作成、職員に携帯させていた。

これら原子力安全文化の育成・維持に係る良好事例が確認され、業務における安全文化の育成・維持が着実に図られていると認められる。

#### (3) 要改善事項及び是正処置等

手続き漏れや文書管理簿の未作成などのケアレスミスが多く発生している傾向が見られたものの、他部署で発生した要改善事項案件を自部署内でも同様の事案が発生していないか「他山の石」として見直してみる、という活動も起きており、少しずつ改善活動が進んでいると認められる。

(4) IRRS フォローアップミッション指摘事項への対応

各課題への対応が着実に進められており、概ね進捗しているものと認められる。引き続き進捗を管理していく。

(5) 行動計画

マニュアルの作成やアンケートの改善など、マネジメントシステムの継続的改善及び原子力安全文化の育成・維持に係る取組みが実施され、着実に進められていると認められる。

#### 4. 今後の対応

マネジメントシステムの実施状況及びその有効性の評価を踏まえた今後の対応は、以下のとおり。

(1) マネジメントシステム及びそのプロセス等の改善

マネジメントシステムの継続的な改善を引き続き実施し、マネジメントシステムの組織全体の定着化を進める。

また、安全文化に関するアンケートから問題点を明確化して、より実践的な方法で改善に繋げていくことが課題であり、令和4年度から、庁内の様々な属性の職員とアンケート調査結果を題材とした対話を行い、具体的な改善に繋がる取組を検討する。

(2) 個別の業務の改善

要改善事項については、是正処置を確実にを行い再発防止を図るとともに、要改善事項等に関する活動から組織横断的に教訓を汲み取り、更なる業務改善に活かすため、横断的課題の抽出・分析や具体的事例の研修教材への活用などの取組を行う。

(3) 必要な資源

重点計画に基づいた業務が概ね計画どおり進められており、業務への資源の投入状況を見ても、組織全体としては資源の著しい不足は生じていないと考える。

一方、経験豊富なベテラン職員の退職が今後増加することを踏まえ、審査・検査等の任用資格の付与による職員の力量管理や、研修制度等を活用した若手職員の育成、中途採用の推進等を、着実に実施する。

<参考> 原子力規制委員会マネジメント規程（抜粋）

第40条 原子力規制委員会は、マネジメントシステムの実施状況及びその有効性を評価するためのマネジメントレビューを毎年度定期的を実施する。ただし、マネジメントシステムについて重大な問題が発生する場合その他の特に必要とされる場合は、臨時にマネジメントレビューを実施し、マネジメントシステムの見直しを行うことができるものとする。

2 原子力規制委員会は、年度重点計画の達成状況その他マネジメントシステムの評価に資する情報について審議することにより、マネジメントレビューを実施するものとする。

3 原子力規制委員会は、マネジメントレビューの結果を踏まえ、長官及び原子力安全人材育成センター所長に指示することにより、次の各号の全てを含むマネジメントシステムの見直しの結果を次年度の年度重点計画の作成に反映させるものとする。

一 マネジメントシステム及びそのプロセス等の改善

二 個別の業務の改善

三 必要な資源

令和3年度重点計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

施策名		1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
目標(定量指標)		評価の視点(Plan)	年度ごとの目標値						
			年度ごとの実績値(Do)						
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (会議等の公開の割合) 【PDCA管理番号:1.(1).】	原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたか。	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A
2	原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (ホームページのウェブアクセシビリティの確保) 【PDCA管理番号:1.(1).】	ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上を達成できたか。	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級A以上(運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。	A
3	職員の確保と育成 (定数に対する実員数の割合) 【PDCA管理番号:1.(3).】	定数に対する実員数(95%)、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性割合(35%)、うち総合職試験からの採用者に占める女性割合(35%)、障害者法定雇用率(2.6%)を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。	-	-	-	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合95%を目標とする。	B
4	職員の確保と育成 (新規採用者に占める女性割合) 【PDCA管理番号:1.(3).】	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。	-	-	-	-	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。	B
5	職員の確保と育成 (研修の年間受講者延べ人数) 【PDCA管理番号:1.(3).】	研修を適切に実施し、年間受講者延べ人数2,500人以上を達成できたか。	-	-	-	2500人	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数2500人を目標とする。	A
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点(Plan)					施策の達成状況の評価		達成
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)									
原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 【PDCA管理番号:1.(1).】 (3.11報告 第1章1節)		(独立性・中立性・透明性の確保)							
		原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。	【評価:A】 ・原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、定例会及び臨時会議を開催し、科学的・技術的見地から徹底した議論のもとで意思決定を行った。また、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動を執ることができた。なお、これらの活動を行う際、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策も着実に実行した。						
		web会議システム等の手法を活用した公開開会について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。	【評価:A】 ・令和2年度から始めたオンライン会議システム等を使った公開開会を今年度も安定的に継続できた。また、新たに原子力規制委員会と委員長会見でもオンライン会議システムを導入するため、手法の確立、試行と開会の実施を極めて短期間のうち実現した。						
		自動文字起こし結果の公開を安定的に行うことができたか。公開の対象となる面談等の規模の拡大のために必要な手段を準備できたか。	【評価:A】 ・自動文字起こし結果の公開に関する課題・トラブルは無く、安定的にホームページで公開した。全庁的な運用に向けて、令和4年度に対象部門を審査部門だけでなく検査部門にも拡大するための検討を行った。						
		リニューアル後のホームページの一般公開が行えたか。	【評価:A】 ・令和3年11月1日に原子力規制委員会ホームページのリニューアル公開を行った。						
		「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。	【評価:A】 ・予期せぬシステムの停止が無く、安定的な運用を実施した。						
		固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの検討を行い、実装可能方法を検証できたか。	【評価:A】 ・固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みを検討し、次期公開情報システムに搭載すべく予定どおり実施している。						
		原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。	【評価:A】 ・審査結果についての説明映像や、東京電力福島第一原子力発電所事故から10周年の節目として制作した原子力規制委員会の取組を振り返る映像などを11点公開した。また、福島第一原子力発電所2号機内部の映像を撮影し、分かりやすいように編集・公開した。						
		(外部とのコミュニケーションの充実)							
		国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。	【評価:A】 ・国際アドバイザーと書面での意見交換を実施し、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水に関する国民・近隣諸国の認識と理解の醸成方法及びセキュリティと情報公開のバランス等へのアドバイスを求めた。 ・米国NRC、仏国ASN、カナダCNSC等との二国間の枠組み、INRA、TRM等の多国間の枠組みにおいて、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水海洋放出決定に際しての原子力規制庁の取り組みを中心に議論をした。 ・仏国ASNとの検査官交流プロジェクトについて、制度検討を開始した。						
CEO、CNO、ATENAとの意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換、炉安審・燃安審を開催できたか。	【評価:A】 ・CEOとの意見交換を計8回(令和3年4月9日中部電力、8月25日東北電力、9月1日四国電力、10月20日JAEA、12月8日関西電力、12月15日中国電力、令和4年1月5日九州電力、1月12日日本原燃)、CNOとの意見交換を2回(令和3年6月10日、10月15日)開催した。CEOとの意見交換においては、オンラインでの開催という今までにない方式であったが、原子力規制庁内関係部署において緊密に連携し、適切に開催することができた。また、九州電力玄海原子力発電所に関して、原子力規制委員と佐賀県知事をはじめとする地元関係者との意見交換及び玄海原子力発電所の視察の実現に向けて、佐賀県庁等の地方自治体や九州電力と開催に係る調整を行った(開催目前で、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等の発令により開催延期を決定。開催時期未定)。 ・炉安審・燃安審の基本部会を計3回(令和3年5月21日、9月16日、令和4年1月14日)開催するとともに、令和3年7月1日付けで原子力規制委員会による審査委員の任命を行い、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。また、希望する審査委員による検査現場の視察を計3回(令和3年12月17日、令和4年1月6~7日)に実施した。 ・ATENAとの面談を計38回(令和3年4月2日、4月16日、4月22日、4月27日、5月13日、5月18日、5月21日、5月27日、6月2日、6月11日、6月17日、6月24日、7月9日、7月16日、7月29日、7月30日、8月4日、8月6日、8月20日、8月30日、9月3日、9月7日、9月10日、9月16日、9月30日、10月4日、10月6日、10月26日、10月28日、11月9日、11月11日、11月18日、12月2日、12月14日、12月28日、令和4年1月21日、1月26日、2月14日(令和4年2月21日現在))実施し、必要な情報交換を行った。								

<p>地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策の検討及び実行ができたか。</p>	<p>【評価:A】          ・令和3年5月10日に地域連絡調整室を設置し、地方公共団体からの要望などの一元的な窓口を担う体制を構築し、地方公共団体からの規制活動に係る説明要請に的確に対応できた。          ・中国電力島根原子力発電所2号炉の設置変更許可に関する規制活動の説明について、関係自治体の議会等に計24回(令和3年10月5日松江市長への説明、松江市議会、10月6日島根県知事への説明、鳥取県議会、10月7日鳥取県安全対策協議会、10月8日鳥取県議会、10月11日雲南市議会・安全対策協議会、10月12日島根県顧問会議、出雲市議会、10月15日松江市安全対策協議会、10月23日住民説明会(松江市)、10月24日住民説明会(出雲市)、住民説明会(米子市)、10月29日住民説明会(松江市)、10月30日住民説明会(松江市)、住民説明会(境港市)、10月31日住民説明会(雲南市)、11月6日住民説明会(安来市)、11月7日住民説明会(松江市)、11月8日鳥取県顧問会議、鳥取県安全対策合同会議、11月11日米子市議会、11月12日境港市議会、11月24日住民説明会(米子市))に対応した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、一部オンライン会議システムを用いて対応した。</p> <p>・首長からの要望対応に計7回(令和3年5月21日新潟県市町村研究会(長岡市長、新潟市長、上越市長)、6月14日愛媛県知事、6月24日島根県知事、10月26日鹿児島県、11月18日原子力発電関係道議会議長協議会、11月26日島根県知事、12月24日全国原子力発電所所在市町村協議会)、各種会合に計15回(令和3年5月25日福島県廃炉安全協議会、6月2日柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、6月24日被ばく医療総合研修センター開所式典、7月9日佐賀県原子力安全専門部会、7月26日岐阜県原子力防災対策研究会、8月19日新潟県市町村研究会サマースクール、9月9日福島県廃炉安全監視協議会、10月22日原子力発電関係団体協議会担当課長会議、11月10日柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会情報共有会議、12月8日青森県原子力政策懇話会、12月22日滋賀県原子力安全対策連絡協議会、12月23日鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会、令和4年1月12日柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、1月20日川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会、2月8日廃炉安全確保県民会議)対応した。</p> <p>・以下の審査に係る地元説明会等に参加し、審査結果等の説明を行った。          ○福井県議会全員協議会(関西電力株式会社高浜発電所1、2号炉及び美浜3号炉の新規制基準適合性等に係る審査結果について)(令和3年4月19日)          ○福島県廃炉安全協議会(東京電力福島第二原子力発電所1~4号炉の廃止措置計画認可に係る審査結果について)(令和3年5月25日)          ○佐賀県原子力安全専門部会(九州電力玄海原子力発電所3、4号炉の使用済燃料乾式貯蔵施設設置に係る設置変更許可の審査結果について)(令和3年7月9日)</p>
<p>原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。</p>	<p>【評価:A】          ・コールセンターを設置し、原子力規制委員会の取組等について適切に説明することができた。また、ホームページ受付フォームからの問合せ等に対しては、必要に応じ所管課室に依頼し適切に回答することができた。</p>
<p>(安全文化の育成・維持)</p>	
<p>新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。</p>	<p>【評価:A】          ・新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を12月に実施した。事故対応経験者の講話については新規採用職員向け、中途採用職員向けの両研修に組み込んで開催した。</p>
<p>安全文化に係るアンケート調査について、国際的な水準にも沿った定点観測の手法となるよう改善できたか。</p>	<p>【評価:A】          ・外部有識者の意見を取り入れつつ、民間企業等での同種の調査の設問も参考にして、設問の構造化、個別の設問の見直し等の改善を行った。</p>
<p>マネジメントレビューにおいて、意識調査の結果や、具体的な活動の実績を評価し、次年度の計画に反映させるサイクルを構築できたか。</p>	<p>【評価:A】          ・令和3年度のアンケート調査結果や安全文化に関する活動状況と次年度の方針を、3月のマネジメントレビューで報告し、議論を行う。</p>
<p>安全文化に係る、課室を超えた風通しの良いコミュニケーションの具体的な仕組みを構築したか。また、課室毎の具体的な活動が広がりを見せたか。</p>	<p>【評価:A】          ・庁内全体の交流を強化する新たな取組として、新システムの掲示板等を活用して様々なテーマで議論を行う仕組みを検討・試行中。今後、課題を整理し、庁内への展開を図る予定。          ・また、各課室の安全文化に関する活動内容を整理して全庁に展開し、今後の課室の計画立案の参考として活用する仕組みを実施した。</p>
<p>計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施し、原子力規制検査等を通じて、事業者に必要な助言ができたか。</p>	<p>【評価:B】          ・核物質防護措置に係る審査基準の改正(平成31年4月)により核セキュリティ文化の必要性に関する教育について明確化したことを受け、庁内において新規に着任した職員を対象に同教育を実施したが、核セキュリティ文化醸成に必要なコミュニケーション手法や研修の内容などについての検討が十分に行うことができなかった。なお、原子力規制検査等において事業者における同教育の実施状況の確認及び必要な指導を実施した。</p>
<p>(マネジメントシステムの定着)</p>	
<p>全ての主要プロセスのマニュアル及びマネジメント規程運用マニュアル(仮称)を策定できたか。</p>	<p>【評価:A】          ・27の主要プロセス毎のマニュアル及び原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引きを策定中。令和3年度末までに全て策定見込み。</p>
<p>(国際協力の推進)</p>	
<p>国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。</p>	<p>【評価:A】          ・OECD/NEAやIAEA等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通じて、海外の原子力安全に関する知見の収集を行うとともに、我が国の知見・経験の国際社会への共有を図った。拠出金事業の企画立案・実施管理に関しては、任意拠出の実効性を高めるため、国際機関と調整を行い、拠出金の適正な管理に努めた。          ・原子力安全条約については国別報告書作成の準備を進め、廃棄物等合同条約については各国からのレビュー及び質問回答の準備を進めた。</p>
<p>得られた知見について、原子力施設の規制へ反映すべきものがないか検討し、規制の改善に活用できたか。</p>	<p>【評価:A】          ・IAEAの原子力安全基準について、結果として我が国の規制へ反映を検討すべき知見は無かったが、2回のNUSSC会合を通じてその策定・見直しの審議に参加した(令和3年度はドラフト文書19件、文書策定企画書(DPP)4件を審議)。</p>
<p>二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行えたか。</p>	<p>【評価:A】          ・米国NRC、仏国ASN、カナダCNSC等との二国間の枠組み、INRA、TRM等の多国間の枠組みにおいて、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水海洋放出決定に際しての原子力規制庁の取り組みを中心に議論をした。          ・仏国ASNとの検査官交流プロジェクトについて、制度検討を開始した。</p>
<p>改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の特定核燃料物質の防護(以下、「核物質防護」という。)の規制の継続的な改善につなげることができたか。</p>	<p>【評価:A】          ・核セキュリティに関する基本原則及び核セキュリティ勧告文書(INFCIRC/225/Rev.5、他)の改訂の検討並びに核セキュリティ・シリーズ及び関連文書のレビューに係る核セキュリティ指針委員会(NSGC)による議論に貢献した。          ・内部脅威の緩和に係る国際イニシアティブ(INFCIRC/908)の国際作業グループの運営委員として、運営委員会会合、セキュリティ文化作業グループ活動、アウトリーチ活動、地域活動での議論を通して、内部脅威の緩和の取組を国際的に促進する活動に貢献した。          ・改正核物質防護条約の締約国会議に向けて開催された地域会合等に参加し、議論に貢献した。</p>
<p>放射線防護に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。</p>	<p>【評価:A】          ・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国際会合の延期や開催形態の変更等が生じたが、オンラインで開催された各種の国際会合(IAEA、OECD/NEA、ICRP)に参加し、我が国の放射線防護及び原子力災害対策に関する知見を発信するとともに、最新の動向や知見に係る情報を収集した。また、収集した情報を、原子力規制庁内で他部署を含め制度設計や基準策定を担当する者等と共有した。</p>
<p>各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。</p>	<p>【評価:A】          ・オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和3年4月)等に出席するとともに、日常的なIAEAとの調整を通じてIAEAが要望する支援内容を確認し、対IAEA保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて必要な支援を行った。</p>

規制業務を支える業務基盤の充実  
 【PDCA管理番号:1.(2)】  
 (3.11報告 第1章2節)

(管理業務の確実な遂行)	
行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。	【評価:A】 ・各課室等の行政文書ファイルの管理シートの精査、執務室や書庫内の未登録文書の整理等を実施した。 ・共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文管システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。
行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。	【評価:A】 ・新規/中途採用者研修及び総務省等の外部機関による研修サポート等を行い、適切な文書管理について周知を徹底した。また、全職員対象のe-ラーニング等を実施した。
行政文書の体系化を検討できたか。	【評価:A】 ・公文書管理法上のルールや留意事項等を踏まえつつ、適正な管理が一体的・体系的に行えるよう検討を実施した。
組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しが行われたか。	【評価:A】 ・組織の持つ能力を最大限に発揮し、組織の機能が中長期的に持続可能となるよう体制の見直しを行い、令和4年度に向け、原子力施設におけるテロ対策に係る原子力規制検査体制、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出への対応体制及び放射線防護に係る研究体制の強化のために、定員措置を行った。
予算の適切な執行管理を行えたか。	【評価:A】 ・全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。会計検査院の決算検査報告においても指摘事項はなかった。
情報システムの利用による効率化等を通じた取組が、管理的な業務の機能の充実又は改善につながったか。	【評価:A】 ・新たな行政LAN(TeamsやGaroon)システムが導入されたことから、よりよいコミュニケーションツールとするため、各ツールの特徴を踏まえ、文書管理、運用ルールや設定方法等に係る調査・検証等を実施した。 ・公文書管理委員会及び同デジタルWGの議論を踏まえ、「公文書等の管理に関する法律施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令」が施行(令和4年1月26日)され、また、行政文書の管理に関するガイドラインの全部改正(2月7日)、「公文書管理課長通知」が決定(2月10日(一部2月16日))されたことから、これらを踏まえて、令和3年度末までに原子力規制委員会行政文書管理規則等の改正を行う。 また、令和4年度において、これらを周知徹底して適切な行政文書の管理と業務効率化を図って行く予定。
調達仕様どおりに職員がいつでも・どこでも業務を遂行できる環境を提供し、ワークライフバランスの実現に貢献するとともに、感染症の流行や大規模な災害が発生した場合においても、行政事務が遂行できる業務継続性を実現することを目的とするシステムの構築ができたか。	【評価:A】 ・調達仕様どおりに職員がいつでも・どこでも業務を遂行できる環境を提供し、ワークライフバランスの実現に貢献するとともに、感染症の流行や大規模な災害が発生した場合においても、行政事務が遂行できる業務継続性を実現することを目的とするシステムの構築を行った。
情報システムの安定的な運営を実現したか。また、サイバーセキュリティ事案等の発生下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。	【評価:A】 ・情報システムの安定稼働を実現した。サイバーセキュリティ事案等の発生下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与した。
(訴訟事務及び法令審査)	
訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。	【評価:A】 ・原子力規制委員会の所管に係る訴訟事務や不服申立てについて、特に訴訟事務については業務量が増加しており、期限切迫した案件もあったものの、関係機関・関係部署との連携により、おおむね迅速かつ適切に対応できた。令和3年度中、訴訟事務は3件の地裁判決、1件の高裁判決が言い渡され、全体として51件の事件が係属中である。また、不服申立ては4件が裁決され、現在審理中のものは1件である。
訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。	【評価:A】 ・訴訟対応に活用するための調査として、論文の調査のほか、専門家に対して意見書8通・報告書2通の作成を依頼し、令和3年度中に意見書4通・報告書2通を受領し、訴訟上利用している。
長官官房における審査等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。	【評価:A】 ・法令相談や法令改正の担当者に対して、事前に相談・改正概要をまとめさせ問題点や改正点を明確にした上で、対面やオンライン会議による打ち合わせ等の個別審査を密に行うことで、法令等の立案・運用の支援をした。 ・また、原課と共に改正の必要性を検討し、改正対象としている法令等のうち真に改正が必要である法令等を特定した上で当該法令等の立案に注力できるように支援をした。
必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。	【評価:A】 ・法令立案に係るマニュアル等の見直しについては、法令等改正に係る個別審査を通じて法令立案に係る改善点を把握し、当該改善点をマニュアルへ反映することや、研修内容に組み入れることにより法令立案担当者の能力向上を図った。

職員の確保と育成  
【PDCA管理番号:1.(3)】  
(3.11報告 第1章3節)

(高い倫理観の保持)	
研修や幹部メッセージの発出等の啓発に係る取組を各課へ指導を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランスの施策に対する達成度合(男性育休(2025年までに30%)等)	【評価:A】 ・新規採用職員及び中途採用職員向け研修において服務規律に関する講義を各1回実施するとともに、12月の国家公務員倫理月間においてe-ラーニング研修を実施した。そのほか、「夏季休暇及び年次休暇の取得促進」、「国家公務員倫理月間における取り組み」について周知を行った。また、職員からの公務員倫理及び服務規律に関する質問や相談に対して随時対応・指導を行った。 ・令和3年12月末時点において月45時間を超える超過勤務月数が7ヶ月以上となっている職員が30人であった。また、内部マネジメント会議等において超過勤務縮減に取り組むよう指導を行った。 ・令和3年4月1日以降に生まれた子を持つ男性職員12人のうち、25%(3人)が1か月以上の育児休業を取得している(令和4年2月1日時点)。
全職員について、月45時間を超える超過勤務月数が6ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。職員への指導監督及びワークライフバランスの施策を適時、適切に行ったか。	【評価:A】 ・令和3年12月末時点において、7か月以上月45時間を超える超過勤務を行っている職員数は45人[昨年度 33人]である。(月45時間を超える超過勤務を行っている職員数は、281人[昨年度 270人]。うち2か月以上月45時間を超える超過勤務を行っている職員数が208人[昨年度 197人]。)超過勤務が月45時間未満の職員が100%でないことから、引き続き、内部マネジメント会議等において超過勤務縮減と健康上の配慮に取組むよう指導していく。
(原子力規制人材の確保)	
行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための評価を適切に実施し、実績を把握したか。	【評価:A】 ・令和3年度第20回原子力規制委員会(令和3年7月14日)において、原子力規制人材育成事業の実績と今後の実施方針について了承し、令和3年7月から8月に公募を行い、審査の結果6件採択したことを令和3年度第50回原子力規制委員会(令和3年12月8日)において、原子力規制庁から報告を受けた。また、令和3年9月から調査事業委託を実施し、事業効果の測定方法、効果的な事業の実施方法等について検討した。
(原子力規制人材の育成)	
規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。	【評価:A】 ・令和3年4月には17名が集中型教育訓練課程を修了し、令和3年5月から15名が集中型教育訓練課程の履修を開始している。令和3年11月には10名が分散型教育訓練課程の履修を開始した。また、令和4年1月までに143名の資格付与業務を行った。 ・教育訓練課程のカリキュラム検討会を実施し、カリキュラム及び指導方法を見直し、アンケート結果等から研修内容等の改善策を検討するスキームを整備するとともに、この取り組みをレビューするための仕組みを検討した。 ・分散型訓練生の任用資格付与のための取組として、細やかな個別指導を開始するとともに、一部講義を録画配信してより柔軟な受講が可能となるよう検討した。
研修の質の向上に向けた取組を試行できたか。	【評価:A】 ・総合職員が原子力規制委員会の業務に幅広く対応できる知識を身に付けるため、令和4年度以降、検査官等の任用資格付与に係る5つの教育訓練に共通する事項を内容とする教育訓練制度を設け、履修させることとした。また、分散型教育訓練課程の履修を促進するため、資格取得までの中長期の計画を策定すること等の取組を導入することとした。 ・アクティブラーニングについての勉強会を実施し、アクティブラーニングを取り入れた研修を試行するとともに、同手法に対応した指導力向上のための研修を検討し、e-ラーニングを導入した。また、引き続きアクティブラーニング研修を実施する講師の指導力向上のために必要な研修を検討している。 ・資格審査業務等の円滑な実施について、口頭試問の全体工程確認のため受験対象者リスト及び口頭試問の実施スケジュールを定め、適確な進捗管理を実施した。 ・また、年度研修計画を策定し、実施状況等を踏まえ適宜適切に改正した。



	令和3年度末までに事務系職員に必要な研修の実施に向けた検討を行ったか。	【評価:A】 ・一般職事務系職員が主に担うバックオフィス系業務について効果的に能力向上を図るため、力量管理制度を導入することとした。力量管理は令和4年度に試運用を行い、令和5年度の本格運用を目指すこととした。具体的には、力量管理シートを見直すとともに、これを用いて各課室の班や係毎等において習得すべき業務をより明確化し、既に開始されている任用資格制度と同様の力量管理を行うこととした。なお、力量管理制度の導入を踏まえ、力量管理のためのシステムの検討も開始した。		
	国際協力業務への資質のある人材の育成のための機会を提供したか。	【評価:A】 ・海外留学については、コロナウィルス感染症の影響で令和2年度から渡航延期になっていた2名と令和3年度派遣予定だった1名の計3名のうち、2名(米国)は令和3年9月末までに、残り1名(英国)は10月上旬に渡航し、研究を開始した。また、令和4年度派遣予定者2名を選出した。		
	海外機関への派遣職員数を確保したか。新型コロナウイルス感染症の影響により海外機関に派遣することができなかった職員については、可能な限り派遣を行ったか。	【評価:A】 ・IAEAに5名、OECD/NEAに2名の職員を派遣した。これらの取組みにより、海外機関への派遣職員を確保した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から海外機関(ONR)への渡航が延期となっていた職員1名の派遣を令和4年3月に予定している。米国NRCについては継続的に調整を続け、令和4年4月目途にNRCへの職員派遣を調整した。		
	人材育成の基本方針を改定し、それを踏まえ、職員により詳細なキャリアパスを示したか。	【評価:A】 ・令和3年度第11回原子力規制委員会(令和3年6月2日)において、人材育成の基本方針を改定するとともに、原子力規制庁は、一般職技術系職員のモデルとなるキャリアパスイメージを報告した。また、原子力規制庁は、令和3年度第44回原子力規制委員会(令和3年11月10日)において、総合職、一般職事務系職員のモデルとなるキャリアパスイメージを報告した。		
	年1回の希望調査において、能力に応じたポスト任用をされているかの満足度等の調査を実施できたか。	【評価:A】 ・令和3年9月に希望調査に現在のポストの任用満足度(自己評価)を記載する欄を設けて記載を依頼した。令和3年10月に提出される調査を元に、調査結果を取りまとめた。調査結果から、年代毎の満足度が異なるため、人事課で今後の対応を検討するための議論を行った。		
	職員のキャリアパスに対する不安等について、それらを取り除く解決策について検討を行ったか。	【評価:A】 ・採用区分ごとにモデルとなるキャリアパスイメージを設定し、一般職技術系に向けた説明会を令和3年10月に3回、総合職及び一般職事務系に向けた説明会を令和3年12月から令和4年1月に計4回実施した。		
	原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、計画的に課題解決を図ることができたか。	【評価:A】 ・ニーズの緊急性等、優先度を考慮しつつ、事務所及び本庁関係課室と情報共有のうえ課題解決を図っている。 ・引続き、自然災害時の待機の際の備品等事務所内執務環境の整備について予算の範囲内で検討を進める。 ・検査官会議や新たなシステム(グループウェア)を活用し、原子力規制事務所と活動の進捗を共有した。		
	外部の研究組織/部門との人事交流や共同研究事業の拡大・推進ができたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動が積極的に行えたか。研究系職員の研究能力の向上に努めたか。	【評価:A】 ・研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、14大学及び日本原子力研究開発機構(JAEA)等4法人と20件の共同研究を実施。研究系職員の能力向上を目的にJAEA安全研究センターに2名の職員を派遣。また、協力研究員として5名の職員を派遣。安全研究の公表活動として、NRA技術報告1件、NRA技術ノート2件、査読付き論文の公表12件ほかを行い、研究系職員の研究能力の向上に努めた。(安全研究の公表活動の件数は令和4年1月15日現在)		
	研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。	【評価:A】 ・上期に実施について検討を行い、下期に日本学術振興会が提供する研究倫理のe-ラーニングを実施した。		
投入人員[人]	PDCA管理番号 1.(1)	61		
	PDCA管理番号 1.(2)	116		
	PDCA管理番号 1.(3)	90		
目標達成度合いの測定結果	総合的評価 (各行政機関共通区分)	B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため
評価・分析 (Check)	(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践			
	・核物質防護措置に係る審査基準の改正により核セキュリティ文化の必要性に関する教育について明確化したことを受け、庁内において新規に着任した職員を対象に同教育を実施したが、核セキュリティ文化醸成に必要なコミュニケーション手法や研修の内容などについての検討を十分に行うことができなかったため、評価をBとした。 ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価をAとした。			
	(2) 規制業務を支える業務基盤の充実 ・計画時の目標を達成し、評価をAとした。			
評価・分析 (Check)	(3) 職員の確保と育成			
	・定員に対する実員数の割合について、新規採用や中途採用を積極的に行うことで定員の増加を図ったものの、国家公務員受験者減少の厳しい状況の中、想定していた採用数に至らず、また、自己都合退職者も一定数いたことにより、目標値を下回った。そのため、評価をBとした。 ・新規採用者の女性割合について、内閣人事局主催の「女子学生震ヶ関インターンシップ」に参加することで、女子学生が原子力規制庁に官庁訪問をするきっかけを提供するとともに、性別に関係なく採用活動を実施しているものの、内定辞退や女性受験者の減少傾向のため、目標値を下回った。そのため、評価をBとした。 ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価をAとした。			
	(独立性・中立性・透明性の確保)			
評価・分析 (Check)	・独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。			
	・オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。			
	・令和元年度から試行している原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、自動文字起こし結果をホームページに公開するとともに、公開対象の拡充を図る。			
	・ホームページ上の情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。			
	・「N-ADRES」(米国原子力規制委員会ADAMS的資料データベース)について、次期システムの構築に向け、調査研究及び調達を実施する。			
	・次期行政LANシステム、行政文書の体系化の検討等と連携し、ホームページ及び「N-ADRES」に保存されている資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向け、調達を実施する。			
	・原子力規制委員会の結果概要をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。			
	(外部とのコミュニケーションの充実)			
	・記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。			
	・国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。			
	・CEO、CNO等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。			
	・炉安審・燃安審を随時開催する。			
	・地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方を継続的に検討し必要に応じて実行する。			
	(安全文化の育成・維持)			
	・組織文化に係るアンケート調査の結果を深掘りし、問題点を明確化して具体的な改善策に繋げていくため、庁内横断的に職員との対話を行う。			
	・職員向け研修について、核セキュリティ文化醸成に必要なコミュニケーション手法や、研修の内容などについて検討を行う。			
	・原子力規制検査等を通じて事業者等に対し、検査指摘事項を基に適切な指導を行う。			
(マネジメントシステムの定着)				
・マネジメントシステムの適切な運用を行い、継続的改善に取り組む。要改善事項等に関する活動から組織横断的に教訓をくみ取り、さらなる業務改善に活かすため、要改善事項に関する横断的分析や具体的事例の研修教材への活用などの取組を行う。				

評価結果	次年度の取組の方向性 (Act)	(国際協力の推進)
		・国際業務の改善の一環として、海外情報の共有等の業務について、全庁横断的な国際業務のサポート体制を確立し、継続的に実施する。
		・関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。
		・国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じた原子力規制委員会内における情報共有、フォローアップを徹底する。
		・放射線防護に関するIAEAやOECD/NEA等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する(放射線防護に係る国際協力業務は技術基盤グループに移管予定)。
		・日常的なIAEAとの調整を通じてIAEAが要望する支援内容を確認し、対IAEA保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて、必要な支援を行っていく。
		・改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応を行う。
		・IAEA核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。
		・IAEAやOECD/NEA等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。
		・IAEA安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。
		(管理業務の確実な遂行)
		・行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。また、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施する。
		・適切な機構・定員要求等を通じ、中長期的な視点で、将来も含めた業務の必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。
		・情報システムの安定的な運営を行う。
		・会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。
		(訴訟事務及び法令審査)
		・訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応する。これに関して、訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、訴訟や不服申立てに係る遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。
		・訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。
		・所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。また、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の立案技術の向上を図る。
		(高い倫理観の保持)
		・職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。
		・職員が仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会の開催に努めるとともに、新行政LANシステムの活用を前提としたワークライフバランスの各種施策の更なる検討を実施する。
		(原子力規制人材の確保)
		・人材の確保については、引き続き、新卒採用の促進に資するよう積極的に説明会を行うとともに、新卒者・経験者採用等を適切に実施し、厳選して選考を行う。
		・原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和4年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。
(原子力規制人材の育成)		
・職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、新型コロナウイルス感染症により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。		
・引き続き、職員が現に就いているポストで自己の能力が発揮できている度合を調査する。		
・調査結果などで示された、職員のキャリアパスに対する不安等について、それらを取り除くために、令和3年度に策定した職員のキャリアパス説明会をより多くの参加者が得られるよう努め、夏の異動前に引き続き実施する。		
・平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理の更なる推進を進める。また、研修の質の向上に向けた令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れる。また、講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施する。		
・令和5年度の本格運用を目指し、力量管理シートを使用したバックオフィス系業務を担う職員の力量管理の試運用を開始する。		
・原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。		
・安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。		
・分散型訓練生のための講義の録画配信を開始する。		

施策名		2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
目標(定量指標)		評価の視点(Plan)		年度ごとの目標値						
				年度ごとの実績値(Do)						
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
1	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数 (アウトカム指標)	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。 (原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A		
2	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数 (アウトカム指標)	0	0	0	0	0				
3	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数 (アウトカム指標)	0	0	0	0	0				
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点(Plan)					施策の達成状況の評価	達成		
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)										
原子炉等規制法に係る規制の実施 【PDCA管理番号:2.(1)】 (3.11報告 第2章1節)		(原子炉等規制法に係る規制の実施) 設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。					【評価:A】 ・新型コロナウイルス感染症の影響下における審査会合及びヒアリングについては、原子力規制委員会の対応方針を踏まえつつ、原子力規制庁内関係部署と連携し、Webex等を用いたオンライン会議形式や書面審査により実施した。令和3年度は、実用発電用原子炉については計70回の審査会合及び計2回の書面審査を実施した。また、地質の審査においては、現地調査を実施し、現地調査を踏まえた今後の確認事項をまとめるなどして、長期化している審査の進捗を確実に進めた。 ・令和3年度は、原子力規制委員会の決定に基づき、設置変更許可申請に係る審査書案に対する一般からの科学的技術的意見の公募を1件実施し、寄せられた御意見等に対する考え方を丁寧に取りまとめるとともに、その結果を審査書案等に適切に反映する予定。			
		設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。					【評価:A】 ・審査漏れの防止や地震・津波等に関する新規制基準適合性審査で確認した事項を整理するため、審査内容を基に、東北電力女川原子力発電所2号炉(令和2年2月26日原子炉設置変更許可)、日本原燃六ヶ所再処理事業所(令和2年7月29日事業変更許可)、日本原燃廃棄物管理事業所(令和2年8月26日事業変更許可)及び日本原燃MOX燃料加工施設(令和2年12月9日事業変更許可)の地盤、地震動、津波及び火山の評価に係る確認事項を取りまとめ公表した。現在、中国電力島根原子力発電所2号炉(令和3年9月15日原子炉設置変更許可)、日本原子力研究開発機構(JAEA)高温工学試験研究炉(HTR)及びリサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センター(RFS)の確認事項を取りまとめている。 ・輸送の設計承認の審査にあたっては、確認事項を都度作成し、審査知見の管理を行った。 ・JAEAのNSRR(原子炉安全性研究炉)の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用し、JAEAのSTACY(定常臨界実験装置)の審査を終了した。今後も継続的に活用する。 ・現在設置変更承認審査中のKUCA(京都大学臨界集合体実験装置)について、審査の取りまとめに際し、以降の審査において活用するため、審査で確認した事項を取りまとめた。 ・JAEAの常陽の審査の進め方について、これまでの審査会合等における議論を踏まえ、令和3年5月及び6月の原子力規制委員会で報告を受け、その内容について審議した。 ・要改善事項の処理として、処理中案件(事業者からの申請に対し、添付資料漏れに気づかず処分にしていたことなど)の管理等の是正処置を実施した。			
		審査に関する原子力規制委員会決定文書等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。					【評価:A】 ・審査に関する原子力規制委員会決定文書の策定経緯及び内容を共有するため、試験炉、研開炉及び再処理施設の審査業務マニュアルについて、令和4年3月の更新に向け必要な作業を進めた。あわせて、審査担当者の異動時に内容の周知を行った。今後も継続的に実施する。 ・輸送に係る令和2年度の審査経験を反映させた「審査業務の流れ」を令和3年6月に改訂し、HP公開をただちに行った。			
		「震源を特定せず策定する地震動(全国共通)」について、原子力規制委員会で決定された手順を踏まえて適切に対応したか。					【評価:S】 ・標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否に係る審議について、事業者から変更不要との文書提出があった8施設に関して、施設ごとの立地特性を踏まえ必要に応じて追加の検討を求めるなど厳正かつ適切に審議した。また、効率的に進めるため、2つのグループで既許可施設と同様の分担で審議を進め、地震・津波研究部門も含めて審査部門内において審議における論点等に関する意見交換を行った上で会合を開催した。その結果、設置変更許可に係る審査と並行しつつ迅速に審議を行うことができ、5施設について基準地震動の変更が不要との判断を行った。1施設については、基準地震動の変更が不要とは認められないとの判断を行った(2施設については審議中)。			
		原子力規制検査を所定のガイドを用いて計画どおりに実施して特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。					【評価:A】 ・原子力規制検査を所定のガイドを用いて概ね年度の検査計画どおりに実施した。一部の検査については、新型コロナウイルス感染症の影響や事業者との調整等を踏まえ、令和4年度以降に延期することを含め、実施時期を柔軟に見直した。 ・令和3年度第1四半期～第3四半期の検査で特定した検査気付き事項のうち、26件を検査指摘事項と評価した。検査気付き事項の評価においては、毎日の事務所と監視部門のTV会議に加え、必要に応じて個別事案ごとにTV会議を開催し、事務所検査官と専門的な知識を有する検査官で評価した。また、規制措置等が必要な事案については、重要度評価・規制措置会合を開催(5回)し、3件の事案について「SLIV(通知あり)」と評価した。 ・敦賀2号機のボーリング柱状図データ書き替え問題について、日本原子力発電の審査資料作成の信頼性を確保するための業務プロセスが審査資料の信頼性を確保するには十分なものではない旨の検査結果を原子力規制委員会(令和3年11月2日)で報告を受け、今後事業者の改善活動が終了した段階で引き続き検査を行う予定としている。	A		
		東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。					【評価:A】 ・原子力規制庁は追加検査の実施にあたり「追加検査チーム」を令和3年4月22日に設置し、追加検査(フェーズⅠ)を実施した。原子力規制委員会は検査の実施方針の報告を受けた。具体的には、当該サイト及び東京電力本店において検査を行い、その状況について4度、原子力規制委員会(令和3年6月16日(第14回)、6月30日(第18回)、7月21日(第22回)、9月15日(第33回))で原子力規制庁から報告を受けた。 ・フェーズⅠで把握した内容及び東京電力の報告書を踏まえ、令和3年10月20日(第39回))に検査計画を原子力規制委員会で原子力規制庁から報告を受け、フェーズⅡの検査に移行した。また、実施状況について4度、原子力規制委員会(令和3年11月17日(第46回)、12月22日(第55回)、令和4年1月19日(第61回)、2月16日(第66回))で報告を受けた。			

<p>事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進させることができたか。</p>	<p>【評価:A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度において、事業者から8件の安全性向上評価届出を受理し、4件の確認を完了するとともに、残り4件の内容について確認しているところ。なお、このうち関西電力大飯発電所4号炉の安全性向上評価届出については、原子力規制委員会として初めて電子申請等の手続を利用して受理した。</li> <li>・令和2年12月及び令和3年3月の実用発電用原子炉の安全性向上評価の継続的な改善に係る会合において、特定重大事故等対処設備の導入による効果やPRA高度化等に関して事業者と意見交換を実施するとともに、令和3年6月9日の第12回原子力規制委員会においてその結果の報告を受けた。</li> <li>・審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談を行い、審査会合における指摘事項、問題意識等の相互確認による事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させた。</li> <li>・検査制度に関する意見交換会合を開催し、新検査制度における事業者の取組みや改善措置活動(CAP)の運用状況について議論を行った。</li> <li>・令和3年度第39回原子力規制委員会(令和3年10月20日)において、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設する場合の具体的な制度の骨子案について諮り、令和3年度第58回原子力規制委員会(令和4年1月12日)において、名称及び発出要領について原子力規制委員会で報告を受けた。</li> </ul>
<p>事故トラブルについて、公開会合での確認等により事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。</p>	<p>【評価:A】</p> <p>原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く)については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め、適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年10月12日に発生した東芝マテリアルにおける核燃料物質等の管理区域外での漏えいに係る法令報告事象については、第47回原子力規制委員会(令和3年11月24日)で対応方針を了承した。令和4年度に原因と再発防止策等について、原子力規制庁から報告を受ける予定である。当該事象等に関しては、政令41条非該当使用者に対する説明会(令和3年12月20日)等で情報の水平展開を行った。</li> <li>・令和3年8月4日に発生した大飯発電所3号機での循環水管からの海水漏れに伴う発電機出力低下の法令報告事象については、原子力規制庁から関西電力の報告書や原子力規制事務局が収集した情報を踏まえ、令和3年度第25回原子力規制委員会(令和3年8月18日)に対応方針C(年度明けに評価報告)で対応する旨報告があり、了承した。その後、原子力規制庁が本事象に対して検査を進めた結果、重要度「緑」深刻度「SL IV」の検査指摘事項と評価したため、原子力規制庁から令和3年度第3四半期の原子力規制検査等の結果及び法令報告事象への評価報告があり、令和4年2月16日の原子力規制委員会において了承した。</li> <li>・令和2年4月13日に発生した東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターにおける排気筒の倒壊に係る法令報告事象については、令和3年度第5回原子力規制委員会(令和3年4月21日)で原因調査及び再発防止策が妥当と判断する評価を行った。当該法令報告事象に関しては、政令41条非該当使用者に対する説明会(令和3年2月26日)等で情報の水平展開を行った。</li> </ul>
<p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p>	
<p>最新知見を収集し分析することができたか。</p>	<p>【評価:A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週金曜日の技術連絡会でGITFを開催し、最新知見に関する議論を行うとともに、その結果のフォローアップを行った。令和3年度は5件の「要対応技術情報(案)」を技術情報検討会で検討した。</li> </ul>
<p>国内外で今後発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。</p>	<p>【評価:A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JpGU Meeting 2021、日本地質学会学術大会等へ参加し、地震・津波等に関する知見を収集し、新規制基準適合性審査に関連する知見を整理してその内容を原子力規制庁内関係者へ共有した。</li> <li>・日本建築学会大会、日本地質学会大会、日本地震学会秋季大会等に対し、耐震設計等に関する新規制基準適合性審査に関連する知見についてスクリーニングしてその内容を原子力規制庁内関係者へ共有した。</li> <li>・審査経験を踏まえて抽出した今後必要となる知見等については、安全研究ニースとして技術基盤グループに登録がされており、それに基づき安全研究を進めている。その安全研究に係る中間報告や研究の取りまとめ方針について技術基盤グループと地震・津波審査部門で情報交換を行い、認識の共有化を図った。</li> <li>・内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について(概要報告)」に関して公開されたデータを用いた分析結果について、技術基盤グループで作成した技術情報検討会(令和3年4月14日)資料の分析結果を、技術基盤グループと地震・津波審査部門で情報交換し、新規制基準適合性審査において取り扱う必要があることを確認した。また、炉安審及び燃安審地震・津波部会(令和3年5月18日)にも報告し、新規制基準適合性審査での取扱い等について助言を受けた。</li> <li>・「千葉県太平洋岸での歴史記録にない津波の痕跡を発見」(産業総合研究所令和3年9月3日発表)について、関連する知見を整理し、新規制基準適合性審査において反映すべき知見かどうかを整理した。整理した内容について、情報交換会議等を通じて技術基盤グループと地震・津波審査部門で意見交換を行い、技術情報検討会資料へ反映した(令和3年10月14日)。</li> <li>・原子力規制庁職員の能力向上に資する勉強会として、内郭防護に係る情報連絡交換会(令和3年4月23日)、火山活動評価(令和3年10月26日)並びに活断層及び古海洋調査をテーマにした座談会(令和3年6月22日)を実施した。</li> <li>・NRA技術報告「野島断層年代測定手法」に係る説明会(令和3年12月20日)に参加し、OSL等の定量的な年代評価にあたっての技術的な課題等の審査上の留意点について、審査に必要な知見を深めた。</li> <li>・技術基盤グループで行われている安全研究のうち、「津波地震による津波の特性化波源モデルの設定方法」に係る説明会(令和4年2月22日)に参加し、津波レシビの知見を考慮する必要性の整理及び適用する際の留意点等について、審査に必要な知見を深めた。(予定)</li> <li>・九州電力が実施した「川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果(2020年度報告)」について、第10回炉安審・燃安審原子炉火山部会(令和3年10月1日)において評価結果を取りまとめた。また、当該部会の概要について、令和3年度第65回原子力規制委員会(令和4年2月16日)で報告を受けた。</li> <li>・令和3年2月に発生した福島県沖の地震について、地震動及び震源特性に着目し、地震調査研究推進本部や日本地震学会大会等における発表内容の収集・分析を行い、原子力規制委員会(令和3年12月)で報告を受けた。</li> <li>・Pilarczykらによる千葉県九十九里浜での津波堆積物とそれに基づく推定津波波源に関する知見やMatsubaraらによる東海地域のフィリピン海プレート上面形状の更新に関する知見を、それぞれ第50回(令和3年10月)及び第51回(令和4年1月)の技術情報検討会で検討した。</li> </ul>
<p>技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。</p>	<p>【評価:A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制部等より、新規制基準適合性に係る審査支援、チーム会合への参加要請等の技術支援依頼書を51件(件数は令和4年2月16日現在)受諾しており、技術支援に関する内規に基づき各課が依頼されている案件を把握している。</li> </ul>
<p>(安全研究の積極的な実施)</p>	
<p>実施方針等に基づき定めた計画に沿って研究者倫理を遵守しつつ安全研究業務を達成できたか。</p>	<p>【評価:A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」に基づく22件の安全研究プロジェクトの実施管理として、研究個票を取りまとめHPにて公表した。また、安全研究の実施管理として、「共同研究の確認に関する実施要領」及び「安全研究に関する技術文書の公表規程」を改訂し、それらに従った共同研究の確認及び研究成果の公表管理を実施した。</li> </ul>
<p>積極的な成果の公表ができたか。</p>	<p>【評価:A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果の公表活動を積極的に実施した。実績として、NRA技術報告1件、NRA技術ノート2件、査読付き論文の公表12件、査読通過公表待ち3件、投稿・査読中19件。査読付きプロシーディングの公表3件、査読通過公表待ち3件、投稿・査読中6件、査読なしプロシーディングの公表2件。学会発表32件。安全研究に基づく受賞1件(日本保全学会論文賞)(件数は令和4年1月15日現在)。また、令和3年度は初めての試みとして、令和3年11月2日にJAEA 安全研究センターと共同研究成果発表会を実施し、積極的な成果の公表に努めた。</li> </ul>
<p>事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。</p>	<p>【評価:A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に終了した7件の安全研究プロジェクトの事後評価及び令和5年度に終了予定の2件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、結果を令和3年6月16日(第13回)及び7月7日(第19回)の原子力規制委員会で報告を受けた。また、令和4年度に開始する2件の安全研究プロジェクトの事前評価を実施し、結果を令和4年1月19日の第60回原子力規制委員会で公表した。</li> </ul>
<p>令和4年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。</p>	<p>【評価:A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、令和3年7月14日の第20回原子力規制委員会で決定した。</li> </ul>

安全研究の推進と規制基準の継続的改善  
【PDCA管理番号:2.(2)】  
(3. 11報告 第2章2節)

研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。	【評価:A】 ・IAEA、OECD/NEA等が主催する国際活動に参加し、ベンチマーク解析の結果や国内の規制活動の状況等について積極的に情報発信を行った。 ・OECD/NEAが行う国際共同研究プロジェクト7件及びワークショップ等2件並びに米国NRCが行うランピアアクシデントの研究プログラムに積極的に参加し、10件の情報の発信及び提供を行った。 ・二国間の枠組みとしてIRSNとの協定に基づくグローブボックス火災に関する研究への参加及び核燃料サイクル施設の安全に関する技術情報を交換するとともに、多国間の枠組みとして、IAEA、OECD/NEAとのプロジェクトに積極的に参加し、調査・分析で得られた成果を積極的に情報発信し、諸外国の動向に係る情報の入手に努めた。 ・IAEAのEES事業及びOECD/NEAのWGIAGE事業等に参加し、耐震設計に係る分野でリーダー国を務めるとともに、新規に立ち上げられた火山タスクに参画するなど、地震・津波等の外部事象に係る安全研究で得られた成果を積極的に情報発信した。
共同研究を計画どおりに進めることができたか。共同研究報告会が開催できたか。	【評価:A】 ・20件の共同研究を計画どおり実施した。また、共同研究先のJAEAと共同研究成果報告会を共同開催し、3件の共同研究成果を発表した。
放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する体制を整えたか。	【評価:A】 ・令和4年度より実施する放射線防護研究の具体的な研究課題については、「今後実施すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、令和3年7月14日第20回原子力規制委員会で決定した。 ・放射線防護グループ及び関係部門が連携して体制整備を進めた。
安全研究センターの次期中長期目標を適切に定めることができたか。	【評価:A】 ・国立研究法人審議会JAEA部会の意見を踏まえ、JAEAの次期中長期目標を策定し、令和4年2月2日の第63回原子力規制委員会で決定した。
(規制基準の継続的改善)	
発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策に係る規制上の取扱いについて、対応方針を決定したか。	【評価:A】 ・事業者の自主的取組として対応することとしている発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策について、令和2年度に引き続き事業者とのコミュニケーションを図り、ATENAが各事業者の安全対策の実施計画及び実施状況について取りまとめ公表されたことを確認した。なお、「継続的な安全向上に関する検討チーム」における議論の結果、事業者の自主的な対策を規制機関がフォローアップする仕組みの先駆けとしての位置づけがなされ、第25回原子力規制委員会(令和3年8月18日)で了承した。
米国との差異を分析するなど制度改正の要否等について検討したか。	【評価:A】 ・令和2年度から行った電磁両立性(EMC)に係る規制動向の調査結果について、第49回技術情報検討会(令和3年9月9日)及び第36回(令和3年10月6日)原子力規制委員会で報告を受けた。また、その際、ATENAからEMC対策に係る国内外の最新状況を踏まえた産業界の見解について聴取する方針とされ、第17回新規要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和3年12月16日)にて聴取した結果について、第51回技術情報検討会(令和4年1月20日)及び第65回原子力規制委員会(令和4年2月16日)で報告を受け、引き続きATENAから意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行うこととした。
技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正したか。	【評価:A】 ・令和3年度の民間規格の技術評価の計画を、令和3年度第7回原子力規制委員会(令和3年5月12日)で了承した。同計画に基づき、中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チームの立ち上げを令和3年度第15回原子力規制委員会(令和3年6月23日)で了承し、計3回の検討チーム会合(令和3年7月30日、9月21日及び11月5日)を開催し技術評価作業を進めているところ、日本原子力学会から技術評価に必要な規格検討に用いたデータ等を含む技術的根拠が示されておらず、これが示される準備ができるまでの間検討チーム会合を中断している。 また、デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チームの立ち上げを第50回原子力規制委員会(令和3年12月8日)で了承し、令和4年1月25日に第1回検討チームを開催し技術評価を進めている。
国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析したか。	【評価:A】 ・国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析し、その結果を第45回技術情報検討会(令和3年4月14日)、第47回(令和3年7月20日)、第49回(令和3年9月9日)、第51回(令和4年1月20日)で検討した。
技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。	【評価:A】 ・技術情報検討会を定期的に開催(第45回～第51回)し、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等のスクリーニング結果が適時、適切に報告され、規制に反映させる必要性の有無の検討と進捗状況の確認を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見等を踏まえた検討は、別途作業チームを設けて引き続き検討することと整理した。
技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。	【評価:A】 ・技術情報検討会の結果概要について、おおむね1ヶ月を目処に原子力規制委員会で報告を受けるとともに、原子炉安全基本部会・核燃料安全基本部会においても報告し、助言を受けた。
技術情報検討会後、計画的に規制基準への反映を行ったか。	【評価:A】 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見等を踏まえた規制対応の検討について、技術情報検討会(第45回、第46回及び第48回)における検討結果が令和3年度第17回原子力規制委員会(令和3年8月18日)で報告された。このうち水素防護に係る規制対応については、原子力規制庁内の作業チームにおいて検討を継続し、令和3年度第50回原子力規制委員会(令和3年12月8日)で経過報告がなされた。
運転検査官会議における事例紹介、運転経験関連国際会合における情報発信及び加盟国との情報交換を行ったか。	【評価:A】 ・技術情報検討会にて報告した国内外の原子力施設事故・トラブル情報については定例の運転検査官会議においても報告された。また、IAEAの運転経験に関する定例会合、OECD/NEAの運転経験WGにおいて加盟国間で情報交換を行い、その情報は技術情報検討会及び検査官会議で共有がなされた。
事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。	【評価:A】 ・原子力規制検査の運用を踏まえた原子炉等規制法第62条の3に基づく法令報告の改善について、「原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合」において議論を行った。事業者からの法令報告に係る報告書の提出期日の見直し等に係る関係規則等の改正案について、令和3年度第60回原子力規制委員会(令和4年1月19日)において了承し、30日間の意見募集を行った。
規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。	【評価:A】 ・令和3年度改正実施計画について令和3年度第3回原子力規制委員会(令和3年4月14日)において了承し、改正作業が進められた。このほか、特定重大事故等対処施設に係る改正計画について令和3年度第12回原子力規制委員会(令和3年6月9日)において了承し、改正作業が進められた。 このほか令和2年度第61回原子力規制委員会(令和3年3月3日)において原子力規制庁に指示をした「審査ガイドの位置づけ」の整理について、令和3年度第13回原子力規制委員会(令和3年6月16日)において了承した。

3	改正原子炉等規制法の着実な施行 【PDCA管理番号:2.(3)】 (3.11報告 第2章3節)	(改正原子炉等規制法の着実な施行)	【評価:A】 ・令和2年度の原子力規制検査の結果を踏まえて実施した「総合的な評定」の結果を踏まえた検査計画を策定(令和3年5月19日原子力規制委員会)し、概ね計画どおり検査を実施できた。 ・毎日の規制事務所とのTV会議、検査グループ内でのオールスタッフミーティングを毎週2回(79回(見込み))、検査官会議を3回(令和3年6月10日~11日、9月9日~10日、12月9日~10日)行い、検査気付き事項と判断した根拠や検査で着目する視点の共有等を行い、新検査制度に対する検査官の理解の向上を図った。 ・検査グループの原子力検査資格運用チームが、原子力安全人材育成センターと連携し、検査官資格取得のための研修プログラムを実施した。令和3年度は新規に11名の職員が検査官資格候補として研修を受け、全員が検査官資格を取得した。 ・指定職及び管理職による現場視察を10ヶ所のサイトについて行い、現地検査官の検査制度の理解度、気付き事項の取扱い、事業者とのコミュニケーションなどについて観察を行い、活動の状況を踏まえた支援・助言を行った。 ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の審査委員の現地視察を3サイトで行った。	A
		検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。	【評価:A】 ・リスク情報を活用して、検査対象の選定を行った。検査指摘事項の評価について、リスク情報を考慮した所定のガイドを活用し、適切な重要度評価を行った。 ・リスク情報を活用した検査を実施できるようにするため、検査官会議において大飯3・4号機及び玄海3・4号機のリスクブックについて共有した。	
		検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。	【評価:A】 ・運用の継続的改善のため、令和2年度に引き続き、外部有識者及び事業者との「検査制度に関する意見交換会」(令和3年6月4日、令和4年1月28日)を開催し、検査指摘事項になる可能性のある事案については、速やかに原子力規制委員・原子力規制庁幹部が報告を受けること及び原子力規制事務所の検査官が核物質防護に関する検査を実施することなどを含めたガイド類の見直しを行った。 ・同会合において、核燃料施設等に対する重要度評価の評価手法を検討(令和2年度5回、令和3年度2回)し、第17回原子力規制委員会(令和3年6月30日)で報告を受けた。令和3年度は、当該手法の適切性を確認するために、加工施設設置者等との事例検討会を新たに設け議論(6回実施)することで、当該手法に係る課題等を抽出し、設置者等も合意した手法として取りまとめ、令和4年度からの本格運用に向けて整理・検討を行を行い、第65回原子力規制委員会(令和4年2月16日)で報告を受けた。	
規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応 【PDCA管理番号:2.(4)】 (3.11報告 第2章4節)	(規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応)	【評価:A】 ・審査進捗状況表については、設置許可基準規則等の条文毎に審査の主要な論点やステータスを分かりやすく記載するとともに、四半期毎に更新及び原子力規制委員会にて報告を受け、審査状況・課題の明確化に資した。 ・令和2年3月の東海再処理施設安全監視チーム会合において指摘をした、JAEAの有する施設全体に係る審査の優先順位付けについて、JAEA安全・核セキュリティ統括部と定期的に面談を実施し、審査進捗等を確認した。 ・令和3年度4月及び10月に核燃料施設等の審査の進捗状況について原子力規制委員会にて報告を受け、審査状況及び課題の明確化を行った。 ・日本原燃再処理施設及びMOX燃料加工施設の設工認の審査状況について、令和3年9月15日の第32回原子力規制委員会にて報告を受けた。		
	審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。	【評価:A】 ・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月19日原子力規制委員会了承)及び知識管理年度計画に基づき、審査書や審査の確認事項整理表等の作成を行った。 ・輸送に係る令和2年度の審査経験を反映させた「審査業務の流れ」を6月に改訂し、HP公開をただちに行った。(再掲) ・第二種廃棄物埋設に係る審査の終了を踏まえ、研究炉等審査部門と核燃料施設等審査部門でガイド策定の検討を行い、令和3年度第64回原子力規制委員会(令和4年2月9日)で了承した後、意見公募を実施した。 ・IRRS対応の一環として、実用炉審査プロセスマニュアルを策定した。 ・行政文書の保存期間表の改正や申請等の取下げに係る手続の整備等を踏まえ、令和3年9月に「安全審査業務執務要領」を改定した。現在、「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」及び「安全審査業務執務要領」について、年度末の改定に向けた検討を進めており、令和3年度内に改定が完了する見込み。		
	業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。	【評価:A】 ・新規に配属された審査官等に対し、上記執務要領や新人向けの審査マニュアルの利用を周知することで、当該職員らが業務を円滑に把握できるよう取組んだ。 ・設工認審査官会議については、設工認審査が進み一定の成果が得られたことから、以後、設工認に限らず審査全般を取り扱う「審査隊長会議」に改組し、運営することとした。 ・令和3年12月に初めて開催した審査官資格継続研修について、カリキュラムの検討、講師の派遣及び事務局の運営等の協力を行った。 ・分散型教育訓練過程や、シミュレーター研修、行政運営研修などについて、原子力規制庁若手職員を積極的に参加させることができた。 ・原子力規制庁若手職員が業務に係る知見や経験を学習しやすい環境の整備のため、業務時間内で勉強用の時間を取得することの奨励や、ベテラン審査官による参考図書紹介、若手の審査官に対するメンター制度の構築、新任の審査官への業務配分の配慮といった、審査官育成プログラムを定めた。(見込み)		
	規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	【評価:A】 ・新規基準策定前のデザインベースの審査経験を有する技術参与を講師とし、その経験等に基づく内容について部門単位でセミナーを定期的に開催した。 ・ピアレビュー(審査官同士による申請内容や審査に係るレビュー)の本格運用を開始し、令和3年度においては概ね月1回程度の頻度でレビューを実施した。 ・試験炉、研開炉、再処理施設及び使用施設に係る審査業務の流れについて、令和4年3月の更新に向け、必要な作業を進めた。 ・原子力規制委員会は、使用許可に係る審査ガイドの策定については、令和3年8月にその方向性を了承したが、同年10月に、この方針を撤回し、審査ガイドによらない方法も含め、改めて対応方針を検討した後、原子力規制委員会に諮るということとして了承した。核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の審査基準については、原子力規制委員会では了承した後、令和3年10月中に意見公募を開始し、令和3年度第52回原子力規制委員会(令和3年12月15日)において意見に対する回答をとりまとめるとともに、審査基準を決定し、施行した。		
	バックフィット制度について、改善の方向性を検討したか。	【評価:S】 ・継続的な安全性向上に関する検討チーム設置以降、全13回の会合を開催し、令和3年7月30日に「継続的な安全性向上に関する検討チーム議論の振り返り」として、議論の内容等を取りまとめた。 ・令和3年度第63回原子力規制委員会(令和4年2月9日)で、バックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について原子力規制委員会が了承した。 ・令和3年度第39回原子力規制委員会(令和3年10月20日)において、日本版インフォメーション・ノート制度を新設する場合の具体的な制度の骨子案について諮り、令和3年度第58回原子力規制委員会(令和4年1月12日)において、名称及び発出要領について報告を受けた。		
原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。	【評価:A】 ・四国電力伊方原子力発電所3号炉のレベル1.5PRAモデルの適切性確認を完了させ、レベル1.5PRAモデルの確認方法をガイド類に反映し、原子力規制委員会(令和3年7月14日)で報告を受けた。			

4	グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行ったか。	【評価:A】 ・原子力規制委員会です承した審査の進め方に基づき、審査会合等で事業者の対応状況を確認する等、適切に審査を実施した。具体的には、分割申請された場合には、申請内容を明確化し、重複がないことを確認しているほか、設備機器の重要度に応じた審査を行った。 ・JAEA常陽の審査の状況及び進め方について、これまでの審査会合等における議論を踏まえ、施設固有のリスクを考慮し、グレーデッドアプローチに基づく審査方針について取りまとめ、令和3年5月及び6月の原子力規制委員会において審議した。令和3年度は、10回(令和4年2月21日現在)の審査会合を実施し、中間的なとりまとめ説明を受けるとともに、令和3年7月の審査会合において提示した当面の審査の進め方に沿って、有効性評価に用いる解析コードやBDBA対策の有効性評価並びに資機材及び手順を中心に審査を実施した。			A
	廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。	【評価:A】 ・令和3年度においては、第6回原子力規制委員会(令和3年4月28日)において、東京電力福島第二原子力発電所1~4号炉の廃止措置計画を認可するなど、4件の廃止措置計画(変更)認可処分を行った。 ・試験炉に係る廃止措置計画認可の審査に遅延が見られたため、研究炉等審査部門内の分担の見直しを行わせた。分担の見直し後、東芝エネルギーシステムズ原子力技術研究所東芝臨界実験装置(NCA)及びJAEA原子力科学研究所高速炉臨界実験装置(FCA)の廃止措置計画の認可及び保安規定の認可を行った。 ・高速増殖原型炉もんじゅの保安規定について、令和3年4月に変更認可申請を受け、同月中に認可した。 ・新型転換炉原型炉ふげんの廃止措置計画については、令和3年9月に変更認可申請を受け、令和3年9月及び12月に審査会合を開催し、論点を整理した。 ・使用施設については、令和3年8月にラジエ工業株式会社の廃止措置計画を認可した。また、令和3年12月に山梨大学から廃止措置計画の認可申請を受領し、審査を進めている。 ・廃止措置中の原子力施設について、施設のリスクを考慮して検査対象を選定し、検査を実施した。また、廃止措置中の原子力施設から提出された施設管理実施計画から、検査の参考となる技術的な情報を抽出・整理して各原子力規制事務所等に共有させている。 ・もんじゅ及び東海再処理施設について、監視チームや担当の原子力規制事務所からの報告を通じ、廃止措置が計画どおり進捗していることを確認した。また、令和3年8月からは、東海再処理施設においてガラス固化作業が開始されたことを踏まえ、毎日の原子力規制庁と原子力規制事務所とのTV会議等を通じて作業状況を監視している。			
	東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。	【評価:A】 ・東海再処理施設の安全対策、廃止措置に必要な設備の設置・改造等に係る廃止措置計画の変更については、東海再処理施設安全監視チーム会合において効率的に議論を進め、令和3年4月及び9月に認可を行った。 ・令和3年度は、東海再処理施設安全監視チーム会合を7回(令和4年2月21日現在)開催し、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう適切に監視した。JAEAは令和3年8月にガラス固化処理を再開したが、同年9月に、白金族元素の堆積により溶融炉の主電極間抵抗値が運転管理値を下回ったため運転停止を判断した。JAEAは、今後、残留ガラスの除去作業等を実施することとしており、引き続き廃止措置の進捗状況を監視する。			
	中深度処分に係る規制基準等を整備したか。	【評価:S】 ・中深度処分に係る規制基準等については、これまでの検討結果を踏まえつつ、原子力規制庁内の専門家の協力を得て審査の実効性や規制強度の適切性を考慮した規則、解釈の改正案並びに審査ガイド案を作成し、原子力規制委員会です承した後、意見募集を実施した。また、意見募集の結果を踏まえ、解釈の改正案並びに審査ガイド案を修正のうえ、原子力規制委員会です承し、令和3年10月にこれらを制定した。 ・さらに、後世の原子力規制庁職員が参照できるよう、当該基準の制定の経緯や背景情報をまとめたNRA技術文書を整備することとした。			
	廃止措置の終了確認基準に関して、必要な判断基準等を整備したか。	【評価:A】 ・廃止措置の終了確認判断基準の整備については、検討範囲及び想定される基準の考え方も含めた検討方針案を原子力規制委員会です承した。同方針に沿った判断基準及び判定方法の案を作成し、令和3年度第64回原子力規制委員会(令和4年2月9日)です承した後、意見募集を実施した。また、原子力規制庁に指示し、同一敷地内に複数施設が存在する場合の廃止措置の終了や敷地の扱い並びに放射性廃棄物の廃棄の考え方について、原子力規制庁内の関係部門との議論を経て整理させ、原子力規制委員会です報告を受けた。			
	ウラン廃棄物のクリアランス及び埋設処分について規制基準を整備したか。	【評価:A】 ・令和3年3月の原子力規制委員会において決定したウラン廃棄物のクリアランス及び埋設に係る規制の考え方に基づき、ウラン廃棄物を対象とした第二種廃棄物埋設に係る規則と解釈並びにクリアランスに係る規則と審査基準の改正案を作成し、原子力規制委員会です承した後、意見募集を実施した。また、意見募集の結果を踏まえ、ウラン廃棄物を対象とした第二種廃棄物埋設に係る規則と解釈並びにクリアランスに係る規則と審査基準の改正案を修正のうえ、原子力規制委員会です承し、令和3年10月にこれらを改正した。			
	基本方針に基づき、必要な検討が進められたか。	【評価:A】 ・安全確保上少なくとも考慮されるべき事項(以下「考慮事項」)については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律を所管する経済産業省や処分実施主体であるNUMOとの面談並びに火山の専門家とのディスカッション等を通じて、原子力規制委員会において技術的な議論を行うために必要な情報の収集・整理等を行った。また、考慮事項の対象範囲や方向性を含めた検討方針案を、令和4年1月19日の第60回原子力規制委員会です承した。			
IRRSで受けた勧告・提言について、原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)に係る規制の改善を関係部署の業務計画に反映し、実施することができたか。	【評価:A】 ・安全性向上評価に関するガイドの改正に向けて、事業者と面談を行う等の検討を開始した。 ・当該勧告への対応の一環として、放射線規制部門に放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの改正を行わせた。この改正内容を踏まえ、原子炉等規制法における追加的対応の要否について検討した。その後、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの改正について検討・調整を行った。 ・原子力規制庁と消防庁との間で、連携についての文書を令和元年6月に発出している。これを受け、令和2年度からの原子力規制検査において地元消防本部と連携した検査を行った。また、人事交流については消防庁から1名、原子力立地市町村消防本部から3名の出向者を原子力規制庁に受入れている。下期には、原子力規制企画課火災対策室と連携させ、静岡消防学校にて検査官向けの火災研修を実施した(令和3年11月1~2日)。 ・原子力安全に関する放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気付き事項の共有などの連携についての調整を開始した。今後、連携内容についての文書を厚生労働省に発出し、令和4年度から原子力規制検査において労働基準監督署と連携した検査を行う予定である。				
投入人員[人]	PDCA管理番号:2.(1)		108		
	PDCA管理番号:2.(2)		134		
	PDCA管理番号:2.(3)		111		
	PDCA管理番号:2.(4)		80		
目標達成度合いの測定結果	総括的評価 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
	(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施			・標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否に係る審議について、事業者から変更不要との文書提出があった8施設に関して、2つのグループで既許可施設と同様の分担で審議を進め、地震・津波研究部門も含めて審議における論点等に関する意見交換を行った上で会合を開催した。このような工夫をした結果、当初予定していた以上に設置変更許可に係る審査と並行して迅速かつ効率的に審議・処理を行うことができた。そのため、評価をSとした。 ・上記以外の項目については、計画時の目標を達成した状況であったため、評価をAとした。なお、京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置における設置変更承認申請において、添付資料漏れに気づかずして処分をしていたことが判明したことから、今後、審査において本件と同様の不備が起こらないように対応する。	

評価・分析 (Check)	(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善
	・計画時の目標を達成し、評価をAとした。
	(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行
	・計画時の目標を達成し、評価をAとした。
評価結果	(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応
	・継続的な安全性向上に関する検討チーム設置以降、全13回の会合を開催し、「継続的な安全性向上に関する検討チーム議論の振り返り」として、多様な専門家を加え議論の内容等を取りまとめた。また、バックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について原子力規制委員会です承されることとなった。それに加えて、日本版インフォメーション・ノーティス制度を新設することができた。そのため、評価をSとした。
	・中深度処分に係る規制基準等については、これまでの検討結果を踏まえつつ、審査の実効性や規制強度の適切性を考慮した規則、解釈の改正案並びに審査ガイド案を作成し、意見募集を実施した。また、意見募集の結果を踏まえ、解釈の改正案並びに審査ガイド案を修正のうえ、令和3年10月にこれらを制定した。さらに、当初目標であったことに加え、後世の原子力規制庁職員が参照できるよう、当該基準の制定の経緯や背景情報をまとめたNRA技術文書を整備することとしたことから、評価をSとした。
	・上記以外の項目については、計画時の目標を達成した状況であったため、評価をAとした。
	(原子炉等規制法に係る規制の実施)
	・申請に対し、発電所や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。
	・法定の検査を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)
	・対応区分が4に変更された東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。
	・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
	・核燃料物質及び核原料物質の利用者に対して、安全性向上に対し説明の機会を設ける。
	・事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。
	(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)
	・実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。
	・安全研究等により得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、原子力規制部等への情報提供(技術支援)を行う。
	・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和3年度以降の安全研究に向けて)」「(令和2年6月24日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を着実に実施するとともに、二国間及び多国間の枠組みを活用して国際共同研究を推進し、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。さらに、令和4年度より開始する放射線防護に関する研究体制を整え、研究を開始する。
	・国外で今後発生する自然事象に関しては必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。
	(安全研究の積極的な実施)
	・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」「(令和3年7月14日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。
	・令和4年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。
	・6月をめぐりに令和3年度に終了した安全研究プロジェクトの事後評価を、令和5年1月をめぐりに令和5年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。
	・規制上の課題を踏まえ、今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、7月に令和4年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。
	・基盤グループ研究職の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、令和3年度終了した共同研究の報告会を開催する。
	(規制基準の継続的改善)
	・電磁両立制に係る規制対応について、令和3年度に引き続きATENAから意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。
	・令和4年度の民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及びそれに関連する規則解釈等を改正する。
	・最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。
	・技術情報検討会を定期的に開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要なものについては作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議において事例照会する。
・技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、並行して原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。(I)このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。	
・事故トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。	
・実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4年度の計画に基づき改正作業を進める。	
・令和2年度中間取りまとめから得られた知見の規制反映に関して、水素防護に関する知見への対応に係る事業者及びATENAとの意見交換を行い、その結果を踏まえた規制対応を検討する。	
(改正原子炉等規制法の着実な施行)	
・原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。	
・実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。	

次年度の取組の方向性  
(Act)



(規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応)
・審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。
・「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。
・バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を踏まえ、これまでのバックフィット事例の分析を通じ体系化を検討する。
・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。
・施設の特徴・安全上の重要度を踏まえ、グレーデッドアプローチを考慮して核燃料施設等の審査を行う。
・廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。
・東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な指導等を行う。
・中深度処分に係る審査ガイドの整備を行う。
・IRRSの指摘等を踏まえ、廃止措置の終了確認基準に関する判断基準の整備を行う。
・閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に係る基本方針に基づき、概要調査地区等の選定時に順次示すこととしている安全確保上少なくとも考慮されるべき事項について、調査の進捗に応じ、検討を進める。
・原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を図り、3Sのインターフェースを図る。

施策名		3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
目標(定量指標)	評価の視点(Plan)	年度ごとの目標値								
		年度ごとの実績値(Do)								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
1	核セキュリティ対策の推進【PDCA管理番号:3.(1)】(原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数)〈アウトカム指標〉	原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。	-	-	-	0	0	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。	A	
			0	0	0	0	0			
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点(Plan)					施策の達成状況の評価		達成	
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)		(核セキュリティ対策の推進)								
1	核セキュリティ対策の推進【PDCA管理番号:3.(1)】(3.11報告 第3章1節)	核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。	【評価:A】 ・原子力規制検査については、原子力規制事務所及び事業者と緊密に連絡・調整を図り、概ね検査計画に沿って、令和4年2月末までに112件実施した。また、原子力規制事務所と連携し、核物質防護に係る共有を図った。第4四半期の検査においても着実に実施している。 ・核物質防護規定の変更認可申請に係る審査を、令和4年2月末までに61件適切に実施した。なお、情報システムセキュリティに係る核物質防護規定の変更認可申請の審査については、審査基準の改正による検討事項の増加に伴い、審査に時間を要している。							A
		これら検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。	【評価:A】 ・原子力規制事務所から本庁に提供される核物質防護に係る情報を踏まえ、本庁が行う原子力規制検査に反映した。 ・情報システムセキュリティに関する審査基準等の改正作業において、セーフティの規制要求との整合を図り、実用発電用原子炉施設及び再処理施設に係る情報システムセキュリティ対策強化に資する制度整備を進めている。 ・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方について、原子力規制委員会(令和3年9月15日(第33回)、令和3年10月13日(第38回))において議論を行い、検討に資するための調査を行うこととし、現在、各社から報告のあった調査結果を取りまとめている。							
		[再掲]東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。	【評価:A】 ・原子力規制庁は追加検査の実施にあたり「追加検査チーム」を令和3年4月22日に設置し、追加検査(フェーズⅠ)を実施した。原子力規制委員会は検査の実施方針の報告を受けた。具体的には、当該サイト及び東京電力本店において検査を行い、その状況について4度、原子力規制委員会(令和3年6月16日(第14回)、6月30日(第18回)、7月21日(第22回)、9月15日(第33回))で原子力規制庁から報告を受けた。 ・フェーズⅠで把握した内容及び東京電力の報告書を踏まえ、令和3年10月20日(第39回))に検査計画を原子力規制委員会に原子力規制庁から報告を受け、フェーズⅡの検査に移行した。また、実施状況について4度、原子力規制委員会(令和3年11月17日(第46回)、12月22日(第55回)、令和4年1月19日(第61回)、2月16日(第66回))で報告を受けた。							
		放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。	【評価:A】 ・防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。 ・事業所に対して行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、必要な立入検査を適切に実施した。							
		放射性同位元素等規制法に基づき登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。	【評価:A】 ・令和3年4月に登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に対して計画的な立入検査を実施し、業務の体制や役割の明確化等改善が必要な事項について指示を行うとともに、その後もフォローアップを続けて改善が図られるなど、必要な監督指導を行った。 ・定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに(特に教材については検査を通じて得た知見が反映されるよう調整・確認)、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。							
		国内外の動向等を踏まえて、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行ったか。	【評価:A】 ・IAEAの国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)フォローアップミッションにおける助言等を踏まえ、情報システムセキュリティに係る基準の改正方針等の検討を行ったほか、核物質の計量及び管理(NMAC)に関して国際会議に参加するなどして、規制制度の調査等を行った。							
2	保障措置の着実な実施【PDCA管理番号:3.(2)】(3.11報告 第3章2節)	(保障措置の着実な実施)								A
		日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。	【評価:A】 ・IAEA保障措置その他の国際約束及び原子炉等規制法等の国内法令について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEAが実施した令和2年の我が国における保障措置活動に関する報告(令和3年6月公表)において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。							
		指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。	【評価:A】 ・指定機関である核物質管理センターが運営する六ヶ所保障措置分析所(OSL)で発生した火災について、保障措置の実施への影響を最小とすべく必要な要請をするとともに、今後、OSLが使用できない場合に備えたバックアッププランの検討に向け、核物質管理センターの積極的な支援を指示した。							
		我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。	【評価:A】 ・オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和3年4月)等)に出席し、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会からの理解促進を図った。							

3	原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化 【PDCA管理番号:3.(3)】 (3.11報告 第3章3節)	(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化)				
		原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。	【評価:A】 ・3Sの調和に関する情報共有の仕組みに従って、日々の業務(審査及び検査等)において、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行い、連携を行った。 ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る一連の事案を踏まえ、原子力規制事務所の検査官を含め、核物質防護措置に係る検査に参加することとしたほか、原子力規制検査に係るガイド類を改正し、原子力規制事務所の検査官が核物質防護措置の是正措置プログラム(CAP)の確認など、事業者における核物質防護に係る取組全般を監視することとした。その後、核物質防護措置に係る検査について検査官を対象とした勉強会を4回開催した結果、原子力規制事務所から核セキュリティ部門への情報提供が59件あった。 ・これらの報告を契機として、本庁から事業者に対し、直接核物質防護に係る指導及び監督を行った。さらに、本庁核セキュリティ部門が、原子力規制事務所のセーフティの検査官に対して、原子力規制検査(核物質防護)の視点等についての教育を開始した。  ・第4回原子力規制委員会(令和3年4月20日)において、関西電力高浜発電所1、2号炉の中央制御室外原子炉停止盤デジタル化に伴う核物質防護規定変更認可申請に対する原子力安全への影響確認結果の報告を受けるなど、令和2年度見直した運用に基づき、事業者の核物質防護規定の変更認可申請の内容について、原子力安全の観点から適切かつ確実に確認を実施した。また、現在関西電力美浜発電所3号炉のサイバー攻撃への防護措置に係る核物質防護規定変更認可申請に対する原子力安全への影響確認を進めているところ。 ・第16回原子力規制委員会(令和3年6月23日)において、情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正等について、原子力安全の観点から、実用炉審査部門と核セキュリティ部門で連携し対応を進めることとした。現在、審査基準の改正に向けて、改正案の確認等、核セキュリティ部門に協力を行っているところ。 ・これまでの原子力規制庁内における3Sのインターフェースに係る対応状況を踏まえ、より一層効果的な対応となるよう、新たに事例収集体制の見直し、原子力安全人材育成センターが実施している研修における3Sの内容の充実化の検討、信頼性確認制度の適切な適用のための原子力規制庁内各部署への注意喚起等を行う。 ・3Sに係る庁内の運用方針等に則り、審査及び検査の両面における影響の確認、関係者間での情報共有、干渉事例の収集、海外における3Sのインターフェースに係る議論の状況の確認等について継続的に取り組んだ。その結果、令和4年2月21日現在で必要な改善は認められなかった。 ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護に係る一連の事案を踏まえ、原子力規制事務所の検査官を含め、核物質防護措置に係る検査に参加することとしたほか、原子力規制検査に係るガイド類を改正し、原子力規制事務所の検査官が核物質防護措置の是正措置プログラム(CAP)の確認など事業者における核物質防護に係る取組全般を監視することとした。その後、核物質防護措置に係る検査について検査官を対象とした勉強会を4回開催し、原子力規制事務所から核セキュリティ部門への情報提供が59件あった。			
投入人員[人]		PDCA管理番号:3.(1)		39		
		PDCA管理番号:3.(2)		15		
		PDCA管理番号:3.(3)		4		
評価結果	目標達成度合いの測定結果	総括的評価 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
	評価・分析 (Check)	(1) 核セキュリティ対策の推進				
		・計画時の目標を達成し、評価をAとした。				
		(2) 保障措置の着実な実施				
	・計画時の目標を達成し、評価をAとした。					
	次年度の取組の方向性 (Act)	(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化				
		・計画時の目標を達成し、評価をAとした。				
		(核セキュリティ対策の推進)				
		・放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。				
		・原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所における日常的な現場監視と連動した、効果的な本庁チーム検査を実施していく。				
・国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。						
・原子力規制検査を踏まえて指摘事項となった事案等の原子力規制委員会への報告の内容、時期及び方法について検討を行う。核物質防護規定の変更認可申請に関して、物理的防護及びサイバーセキュリティに係る申請の審査を、引き続き着実に進める。また審査基準に関して、セーフティの規制要求との整合も図りながら、セキュリティ対策強化に資する制度整備を進める。						
・原子力規制検査の実績を踏まえ、より効果的な検査計画の立案、検査官の力量の維持・向上に向けた知識の継承を行う。						
(保障措置の着実な実施)						
・IAEA、関係機関等と適切に連携し、日IAEA保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。						
・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。						
(原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化)						
・核物質防護規定の変更認可申請の審査において、3Sの影響確認を行う際、セーフティ側の関係部門のヒアリングに参加するなどして、庁内の連携をより緊密なものとする。						
・本庁と原子力規制事務所との連携をより緊密なものとするために原子力規制事務所の日常巡視等を通じた核物質防護上の気付き事項を即時共有するなどの取組を継続していく。						
・本庁核セキュリティ部門が、原子力規制事務所の検査官に対して、核物質防護に係る教育を本格的に進めていく。						
・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化については、これらの調和に関する内部文書に則り、審査等及び検査等の業務を適切に行い、適宜改善を図る。						

施策名		4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
目標(定量指標)		評価の視点(Plan)		年度ごとの目標値						
				年度ごとの実績値(Do)						
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
1	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数) 【PDCA管理番号:4.(2)】	決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催)	-	-	-	5回	5回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	A	
			-	-	5回	8回	9回			
2	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数) 【PDCA管理番号:4.(2)】	国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか(会合に3回以上参加)。	-	-	-	-	3回	令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信するため。	A	
			-	-	-	-	12回			
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点(Plan)					施策の達成状況の評価		達成	
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)		評価の視点(Plan)					施策の達成状況の評価		達成	
1	廃炉に向けた取組の監視 【PDCA管理番号:4.(1)】 (3.11報告 第4章1節)	(廃炉に向けた取組の監視)								A
		東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2021年3月版)に示された事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて2021年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。	【評価:A】 ・中期的リスクの低減目標マップのうち2021年度内の主要な目標全てについて特定原子力施設監視・評価検討会、面談等を通じて進捗状況、今後の計画などの確認を行い、必要な指摘を行った。 ・主要な目標のうち2号機燃料取り出し遮へい設計等、乾式貯蔵キャスク増設開始、建屋開口部閉塞等、シールドブラッグ付近の汚染状態把握、構内溜まり水等の除去(4号機逆流弁ピット)、建屋周辺瓦礫の撤去(3号機原子炉建屋南側)について完了を確認した。一方で、大型廃棄物保管庫(Cs吸着材入り吸着塔)設置、分析施設本格稼働・分析体制確立などについて、今後も継続して議論していく必要がある。また、ALPSスラリー(HIC)安定化処理設備設置等については耐震設計の見直しに伴い今後の方針について確認していく必要がある。こうした事項、廃炉の進捗状況、事故分析で得られた知見等を踏まえ、リスクマップの改訂作業を実施する。							
		実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。	【評価:A】 ・実施計画の変更認可申請について、8件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(令和3年4月1日時点での審査中件数は12件、11件新規で申請を受理し、8件認可し、2件申請を取下げたため、現時点の審査中件数は13件)。 ・令和3年2月13日に発生した福島県沖の地震を踏まえて、東京電力福島第一原子力発電所における耐震設計における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方については、公衆への被ばく線量評価から耐震クラス分類を行った上で施設等の特徴に応じた地震動を適用する等の見直しを実施した(令和3年度第30回原子力規制委員会(令和3年9月8日)にて了承)。 ・ALPS処理水の処分に関する実施計画の変更認可申請については、申請前の段階から特定原子力施設監視・評価検討会において、設計上の論点となるポイントを確認する等、適切な検討を行うとともに、実施計画の変更認可申請の受理後は、公開の審査会合(東京電力福島第一原子力発電所 多核種除去設備等処理水の処分に係る実施計画に関する審査会合)の中で厳正かつ円滑に審査を行い、また、政府方針に則ったものであるかについても確認する。 ・ALPS処理水の処分に係るIAEA規制レビュー(令和4年3月予定)に関しては、令和3年9月のキックオフ会合においてIAEAとの議論を開始し、規制レビューの大枠について認識を共有した。また、令和4年2月には準備会合を実施し、規制レビューの範囲及び主要な論点等について議論を行う。 ・実施計画検査の年度検査に従い厳正かつ適切に保安検査を実施し、保安検査等を通じて指摘した廃棄物の保管管理状況及びその運用に関する問題点については、特定原子力施設監視・評価検討会において議論し、実施計画をより実効性のあるものへ変更することを求めた。  ・検査等業務を円滑に実施するため、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室と専門検査部門間での調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施した。具体的には、実施計画の審査のための面談や東京電力福島第一原子力発電所事故対策室連絡会において、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映するとともに、検査にあたっては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、検査官の健康状態に問題がないことを確認した上で検査を実施させるなど柔軟に対応した。							
実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。	【評価:A】 ・審査を要しない記載変更等についてはその処理を合理化する運用を既に開始している。 ・令和3年度はALPS処理水の海洋放出に向けた審査を優先的に実施することとしたため、実施計画の記載事項の見直しの方針の文書化については令和4年度以降に対応することとした。 ・なお、実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等)に係る審査において、「措置を講ずべき事項」への対応を整理したまとめ資料を作成することにより、審査において確認すべき事項の明確化を試みる。									
2	事故の分析 【PDCA管理番号:4.(2)】 (3.11報告 第4章2節)	(事故の分析)								A
		令和3年度以降の事故分析の進め方について方針を決定できたか。	【評価:A】 ・第20回東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会等における検討を踏まえて、今後の調査・分析の項目を決定するとともに、その後も同検討会を計9回開催して関係者等と情報共有や意見交換を行い、着実に事故分析の議論を進めることができた。							
		中間取りまとめについて、国内外に発信することができたか。	【評価:A】 ・国内外の会議等に計12回参加して情報発信を行うとともに、会議参加者と多様な議論を行った。							
		中間取りまとめにおいて認識された問題について、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室は、庁内関係部署の検討に参画するとともに、情報を共有することができたか。	【評価:A】 ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム」への参加を通じ、新規基準適合性で審査・確認した事項等を示すなど、令和2年度取りまとめられた中間報告から得られた知見の規制への反映に係る検討に取り組んだ。 ・上記の検討の結果、作業チームとして令和3年7月20日第48回技術情報検討会において「水素防護」、「ベント機能」及び「減圧機能」に係るスクリーニング案を示した。また、令和3年8月18日第25回原子力規制委員会において、技術基盤課から当該技術情報検討会の結果が報告され、また、今後の進め方としてまずは水素防護に関する知見の規制への反映を優先して実施することについて了承された。 ・令和3年12月8日第50回原子力規制委員会において、現在の検討状況の中間報告が実施され、今後、事業者への意見聴取を実施すること等について了承された。							
連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。	【評価:A】 ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を2回実施し、今後の調査・分析事項等について、関係者間で共有を図るとともに、調査・分析によって得られたデータの共有等について議論を行った。									

3	放射線モニタリングの実施【PDCA管理番号:4.(3)】(3.11報告 第4章3節)	(放射線モニタリングの実施)				
		陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。	【評価:A】 地上における空間線量率測定、航空機による空間線量率測定、福島周辺海域等の海水及び海底土の放射性物質濃度測定並びに環境試料中の放射性物質濃度測定等の、総合モニタリング計画に基づいた環境放射線モニタリングを、計画のとおり実施した。また、環境放射線モニタリング結果について集約し、過去の結果及び各々の測定結果の比較等を行った上でホームページで公開するとともに、四半期ごとに「環境モニタリング結果の解析について」をとりまとめホームページに公表した。			A
		福島県を中心に整備されているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理を行えたか。	【評価:A】 ・計画的に点検・校正を実施し、故障等が発覚した機器について修理等迅速な対応を実施した。 ・機器を長期的に安定稼働させるため、令和3年度から主要部品等の更新を10年計画で、通信機器の更新を5年計画で実施しており、主要部品等の更新については411台、通信機器の更新については764台実施した。 ・令和4年度に計画している一部の機器の全面更新に際し、既存機器の廃棄までの保管場所として国有地の借用について調整した。また、自治体からの依頼に基づき撤去した機器を再利用するまでの一時的な保管場所として自治体の土地の借用について調整した。			
投入人員[人]	PDCA管理番号:3.(1)	30				
		PDCA管理番号:3.(2)	6			
		PDCA管理番号:3.(3)	13			
評価結果	目標達成度合いの測定結果	総括的評価 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
	評価・分析 (Check)	(1) 廃炉に向けた取組の監視				
		・計画時の目標を達成し、評価をAとした。				
		(2) 事故の分析				
	・計画時の目標を達成し、評価をAとした。					
(3) 放射線モニタリングの実施						
・計画時の目標を達成し、評価をAとした。						
次年度の取組の方向性 (Act)	(廃炉に向けた取組の監視)					
	・中期的リスクの低減目標マップに示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。					
	・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞ることなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。					
	・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。					
	(事故の分析)					
・令和2年度に取りまとめた中間取りまとめ、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度以降の事故分析の進め方について方針を決定し、それに基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。						
・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。						
・事故調査・分析から得られた知見について、安全規制との関係を精査することに資するため、東京電力福島第一原子力発電所事故対策室は、庁内関係部署の検討に参画するとともに、情報を共有する。						
・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。						
(放射線モニタリングの実施)						
・モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS処理水の海洋放出に関する海域モニタリングその他の陸域・海域のモニタリングを着実に進行。						
・福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理を行う。						

施策名		5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施							
目標(定量指標)		評価の視点(Plan)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び年度ごとの実績値 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
			年度ごとの実績値(Do)						
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1	危機管理体制の整備・運用(緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上) 【PDCA管理番号:5.(4)】	緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。	-	-	-	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	A
			-	-	-	6%	6%		
2	危機管理体制の整備・運用(原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA管理番号:5.(4)】	令和3年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和3年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	A
			39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	38事業所 / 39事業所	39 / 39事業所 (見込み)		
3	放射線モニタリングの実施(全都道府県環境放射能水準調査結果の公表) 【PDCA管理番号:5.(5)】	47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分遅滞なく公表することができたか。	365日分	365日分	366日分	365日分	365日分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県環境放射能水準調査の結果を365日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A
			365日分	365日分	366日分	365日分	365日分		
目標(定性指標)(Plan)		評価の視点(Plan)	施策の達成状況の評価					達成	
実績(Do) (3.11報告の実績記載箇所)									
1	放射線防護対策の推進 【PDCA管理番号:5.(1)】 (3.11報告 第5章1節)	(放射線防護対策の推進)							A
		放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。	【評価:A】 ・放射線審議会の事務局として、放射線障害防止の技術的基準に関する国際動向について報告を行った。また、眼の水晶体の等価線量限度の見直しに係るフォローアップについての厚生労働省からの報告、「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」の改訂に係る審議及びIECの基準策定に伴う関係法令改定に係る諮問審議が円滑に進むよう必要な調整、資料作成等を行った。さらに、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。						
		令和3年度事業に係るプロジェクトの進捗管理を着実に実施したか。	【評価:A】 ・放射線安全規制研究戦略的推進事業において、プロジェクトの進捗管理、年次評価を着実に実施した。また、成果の一部を放射線審議会における放射線防護に係る国際動向の調査審議に活用した。						
		[再掲]放射線安全に係る研究について、原子力規制庁で実施する体制を整えたか。	【評価:A】 ・令和4年度より実施する放射線防護研究の具体的な研究課題については、「今後実施すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」を策定し、令和3年7月14日第20回原子力規制委員会で決定した。 ・技術基盤グループ及び関係部門と連携して体制整備を進めた。						
	岩石等に含まれる天然の放射性核種の放射線防護の在り方について検討を進めたか。	【評価:A】 放射線審議会の事務局として、専門家から国内の自然起源放射性物質による被ばくの実態に関する報告を得るために必要な調整を行うとともに、放射線審議会基本部会報告書「自然放射性物質の規制免除について」において今後の検討とされているチタン残渣、石炭灰、屋内ラドン等に係る国内のフォローアップ状況について情報収集・整理し報告を行った。							
2	放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 【PDCA管理番号:5.(2)】 (3.11報告 第5章2節)	(放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善)							B
		放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。	【評価:A】 ・放射性同位元素等規制法に基づき、審査を厳正かつ適切に実施した。 ・事業所に対して定期的に行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況、ガイド類の作成や審査の業務の状況、セキュリティに係る立入検査と合同で効率的に検査を行うこと等を踏まえながら、可能な範囲で立入検査を実施した。						
		ガイド整備を着実に進めたか。	【評価:B】 ・予防規程ガイドの改正については、パブリックコメントを経て令和4年3月の原子力規制委員会で原子力規制庁から諮る予定である。 ・一方、審査ガイド、立入検査ガイドの策定等については、上半期は被規制者からの意見聴取を1回実施し、通算4回の意見聴取の結果等を踏まえてガイド案の修正を重ねてきたが、その内容・量ともに、限られた人的リソースの中では上記予防規程ガイドと同時処理することが現実的でない状況となるに至った。そのため、ガイド等の作業計画を見直しして上記予防規程ガイドの改正を優先して取り組むこととし、その結果等を踏まえながら作業を進めているところ。						
	IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。	【評価:B】 ・予防規程ガイドの改正については、パブリックコメントを経て令和4年3月の原子力規制委員会で原子力規制庁から諮る予定である。 ・一方、審査ガイド、立入検査ガイドの策定等については、上半期は被規制者からの意見聴取を1回実施し、通算4回の意見聴取の結果等を踏まえてガイド案の修正を重ねてきたが、その内容・量ともに、限られた人的リソースの中では上記予防規程ガイドと同時処理することが現実的でない状況となるに至った。そのため、ガイド等の作業計画を見直しして上記予防規程ガイドの改正を優先して取り組むこととし、の結果等を踏まえながら作業を進めているところ。 ・従事者の放射線防護について、検査等での気づき事項の共有など、厚生労働省(具体的には、安衛法を所管する労働安全衛生局安全衛生部及び医薬品医療機器等法を所管する医薬・生活衛生局)との連絡体制の構築に向けた具体的な調整を行った。今後、両省庁担当部署間で、当該連携の文書化を行った上で、それぞれの規制現場における気づき事項等の共有を令和4年度4月より運用開始する予定である。							
3	原子力災害対策指針の継続的改善 【PDCA管理番号:5.(3)】 (3.11報告 第5章3節)	(原子力災害対策指針の継続的改善)							A
		原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。	【評価:A】 ・原子力災害対策指針の施設敷地緊急事態要避難者の明確化について検討し、原子力規制委員会での決定を受けて、原子力災害対策指針の一部改正した。原子力災害対策の円滑な実施を支援する防災業務関係者の適切な防護措置について明確化を図ることを目的に原子力災害対策指針の改正を検討した。						
		EALに係る中長期的課題について、一定のスケジュール、枠組みを設けて検討を進めたか。	【評価:B】 ・中期的課題と位置付けたBWRの特重を考慮したEALの見直し等については、審査状況を踏まえ、事業者に準備を促すなど、計画的に進めることができた。長期的課題である、EALの全体の見直しについて着手できていない。						
		「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」の検討結果を踏まえた原子力災害対策指針への反映を行ったか。	【評価:A】 ・原子力規制庁は、「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」での検討結果を踏まえ、甲状腺被ばく線量モニタリングを原子力災害対策重点区域内の道府県が実施できるようにするため、原子力災害対策指針の改正案を作成した。同指針の改正案について、令和3年度第62回原子力規制委員会(令和4年1月26日)において報告し、行政手続法に基づく意見公募を実施した。						

	「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、見直しを行ったか。	【評価:A】 ・本マニュアルは内閣府と連携して最新の知見を反映する必要がある、内閣府の研究成果の取りまとめが令和3年度末に示される予定であることから、令和4年度上期の改正に向けて論点整理等の見直し作業を行った。	
	モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。	【評価:A】 ・放射能測定法シリーズや原子力災害対策指針補足参考資料等に係る技術的検討事項について、環境放射線モニタリング技術検討チーム会合を令和3年12月に開催し、検討を行った。 検討結果を踏まえ、令和3年6月に測定法シリーズ「緊急時における環境試料採取法」を制定した。令和3年12月に平常時モニタリング及び緊急時モニタリングに係る補足参考資料を改訂した。また、「大気中放射性物質の測定法」の方向性の検討を進めている。	
4	(危機管理体制の整備・運用)		
	緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。	【評価:A】 ・令和3年8月23日に各機能班に対し共通する訓練研修を示した。	
	各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。	【評価:A】 ・令和3年8月23日に各機能班に対し共通する訓練研修を示した時、個人計画作成の際に自身が参加する訓練研修を明確化するよう依頼し、下半期から運用が始まった。	
	緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。	【評価:A】 ・令和3年度重点計画で業務全体の5%を目標設定するとともに、令和3年4月26日付で緊急時対応に係る訓練基本方針、その細部を規定する運用細則を令和3年8月23日付で策定した。基本方針及び運用細則では人事評価へ反映する具体的要領を規定しており、令和3年度下半期の人事評価に反映される等、必要なマネジメントが行われた。	
	オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を実施したか。	【評価:C】 ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を5月及び6月に実施し、また9月には高浜発電所の事業者防災訓練、11月には泊原子力発電所の事業者防災訓練に合わせてオフ系及びバックオフィス系機能班との連携訓練を実施したが、当初の目標である月に1回訓練を実施することは出来なかった。また、委員・幹部に対しては、机上訓練を6月に実施し、9月及び11月には事業者防災訓練へ参加によりオフサイト系の対応能力向上を図った。	
	危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを実施できたか。また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要なマニュアル改正や訓練を実施したか。	【評価:A】 ・令和3年2月13日の福島県沖地震対応及び7月14日の近畿大学原子炉の警戒事態対応から得た教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策初動対応マニュアルを令和4年1月27日に改正した。また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえたマニュアルの改正案を検討するために、令和3年12月15日に机上訓練を行った。その結果を踏まえて令和3年度末にマニュアルの改正を検討中である。	
	危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。	【評価:A】 ・危機管理用通信ネットワーク設備・システムの設備整備を遅延無く適切に実施している。	
	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムを安定的に運用することができたか。	【評価:A】 ・RAMISの正常稼働状態を維持するため、保守運用を行った。システム稼働状況についても月単位で把握し、処理負荷状況を踏まえながらシステム設定変更等を実施した。 ・RAMISの運用を通じ、緊急時対応において重要と判断された機能について、情報システム室と連携しながら改修作業(PAZ及びUPZに係る表示機能追加、グラフ描画機能改良等)を実施した。	
	緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。	【評価:A】 ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題についての検討を促進するため、オンサイト、オフサイトが連携して実施する訓練を立案した。屋内退避による被ばく低減効果に係る委託研究成果をとりまとめ、技術情報検討会に報告するとともに、原子力災害対策指針の改正の要否について整理した。	B
	オフサイト系の対応について、高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施したか。	【評価:A】 ・上記を経て企画された「オンサイト-オフサイト連携机上訓練」の資料作成等を支援するとともに、訓練に参画した。令和2年度に庁内において実施した大気拡散シミュレーションを用いたOIL判断のための図上演習を、内閣府原子力防災担当が実施する中核要員研修にも拡張するため支援を行った。また、同演習に参画することを通じて研修の実施を支援した。	
	原子力事業者防災訓練について、令和2年度の原子力事業者防災訓練の評価結果等を踏まえ、評価方法の見直しの必要性を検討できたか。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき令和3年度原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。	【評価:A】 ・評価方法の見直しについては、令和2年度の原子力事業者防災訓練の評価結果及び令和3年8月3日に開催した原子力事業者防災訓練報告会での議論を踏まえて評価指標の見直しを行い、同年8月18日に開催された第25回原子力規制委員会において、見直した評価指標を了承した。この指標に基づき、令和3年度原子力事業者防災訓練の評価を開始している。その他、原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方の検討を進める。	
	訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて令和3年度訓練実施計画等の検討を行い、訓練を実施できたか。	【評価:A】 ・令和3年6月28日に開催した第7回訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、令和2年度に実施した訓練を踏まえた令和3年度訓練実施方針について検討を行い、同年8月3日に開催した原子力事業者防災訓練報告会において実施方針が報告され、同年8月18日に開催された第25回原子力規制委員会で了承した。この実施方針に基づき、事業者において、訓練が計画されている。	
	原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。	【評価:A】 ・原子力災害対策中央連絡会議については、令和3年11月上旬に開催し、原子力事業者における地元自治体との合同訓練等の取組について関係省庁と情報共有を図った。原子力災害対策地域連絡会議については、3地域(このうち福島は資料配付による開催)で開催する予定。	
原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。	【評価:A】 ・原子力規制委員会は、原子力災害医療体制の持続的維持に向け、基幹高度被ばく医療支援センターを中心に原子力災害医療分野の次世代の人材を確保、育成するための人件費を予算化し、基幹高度被ばく医療支援センターに指定している量子科学技術研究開発機構に高度専門人材を確保した。		
「原子力災害拠点病院等の施設要件」について、改正を行ったか。	【評価:A】 ・原子力規制庁は、令和3年度第62回原子力規制委員会(令和4年1月26日)において「原子力災害拠点病院等の施設要件」の改正案を報告し、任意の意見公募を実施した。		
5	放射線モニタリングの実施【PDCA管理番号:5.(5)】(3.11報告 第5章5節)		
	放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。	【評価:A】 ・国が設置しているモニタリングポストについては、24時間体制で稼働状況の監視を行うとともに、365日分の環境放射線水準調査の測定結果を遅滞なく公表した。 ・異常値等が発生した場合には所在自治体担当者に連絡し、原因を調査した上で結果を遅滞なくRAMISにて公表した。	
	原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。	【評価:A】 ・原子力規制事務所の可搬型モニタリングポスト等の放射線監視設備・資機材について、配置の見直し、更新及び修繕等を行った。 ・各道府県(立地16道府県、隣接8道府県)における放射線モニタリングについて、原子力関係施設の周辺における放射線監視を持続するため、各道府県と調整し優先度の高い整備案件を精査し、適切に放射線監視等交付金の配分を行った。	A
	[再掲]放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。	【評価:A】 ・緊急時モニタリングセンター(EMC)及び原子力規制庁緊急時対応センター(ERC)に所属する参集要員に対してモニタリング実務研修、EMCに係る訓練及び机上訓練等の研修・訓練を実施することで要員の能力向上を図った。一部の研修・訓練については、新たに拡散シミュレーションの結果を活用したり、コロナウイルス感染症の状況を踏まえてオンライン形式のものを取り入れたりすることで、効果的に実施した。また、RAMISの操作についてはe-learningの講義内容に追加し、EMC訓練の中で実際に要員にRAMISを操作させることで能力向上を図った。 ・地方公共団体職員を対象とした環境放射線分析に関する技術習得に係る研修を行い、放射能分析能力の維持・向上を図った。	

投入人員[人]	PDCA管理番号:5.(1)		4	
	PDCA管理番号:5.(2)		32	
	PDCA管理番号:5.(3)		14	
	PDCA管理番号:5.(4)		65	
	PDCA管理番号:5.(5)		29	
目標達成度合いの測定結果	総合的評価 (各行政機関共通区分)	B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため
評価・分析 (Check)	(1) 放射線防護対策の推進			
	・計画時の目標を達成し、評価をAとした。			
	(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善			
	・審査ガイド、立入検査ガイドの策定等については、上半期は被規制者からの意見聴取を1回実施し、通算4回の意見聴取の結果等を踏まえてガイド案の修正を重ねてきたところ、その内容・量ともに、限られた人的リソースの中では上記予防規程ガイドと同時処理することが現実的でない状況となるに至った。そのため、ガイド等の作業計画を見直して上記予防規程ガイドの改正を優先して取り組むこととし、その結果等を踏まえながら作業を進めた。そのため、評価をBとした。			
	・IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえた必要な対策として、ガイド整備については上記のとおりである。また、厚生労働省との連絡体制の構築については厚生労働省担当部署との連絡体制の構築に向けた具体的な調整を行った。今後、両省庁担当部署間で、当該連携の文書化を行った上で、それぞれの規制現場における気づき事項等の共有を令和4年度4月より運用開始する予定である。そのため、評価をBとした。			
	・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価をAとした。			
	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善			
	・中期的課題と位置付けたBWRの特重を考慮したEALの見直し等については、審査状況を踏まえ、事業者に準備を促すなど、計画的に進めることができたが、長期的課題である、EALの全体の見直しについては、防護措置の方向性などに一定の目処がたっていないので着手できていないため、評価をBとした。			
	・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価をAとした。			
	(4) 危機管理体制の整備・運用			
	・オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練を実施することについては、4回しか実施できず、月に1回訓練を実施するという目標が現実的ではなかったため、達成することが出来なかったため、評価をCとした。			
	・上記以外の項目については、計画時の目標を達成し、評価をAとした。			
評価結果	(5) 放射線モニタリングの実施			
	・計画時の目標を達成し、評価をAとした。			
	(放射線防護対策の推進)			
	・原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP勧告の反映を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。			
	・放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。			
	(放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善)			
	・放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。			
	・審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。			
	・IRRSフォローアップミッションの指摘等を踏まえ、引き続き必要な対策を進める。なお、厚生労働省との連携については、厚生労働省の担当部署間で文書化を行った上で、それぞれの規制現場における気づき事項等の共有を令和4年度より運用開始する。			
	(原子力災害対策指針の継続的改善)			
	・防災業務関係者の防護措置に係る原子力災害対策指針を改正する。原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。			
	・原子力災害対策指針の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する改正に伴い、技術的解説・運用に係る事項を整理し、実施マニュアルを作成する。			
・「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行う。				
・モニタリングの技術的事項について引き続き検討し、検討結果が得られれば、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ滞りなく行う。				
・中期的課題と位置付けたBWRの特重を考慮したEALの見直し等については、引き続き、計画的に進める。長期的課題である、EALの全体の見直し(新規基準を踏まえた防護措置となるよう、オンサイトとオフサイトが一体となった検討)等については、防護措置の方向性などに一定の目処がたつ段階で、必要な検討チームの立ち上げ等の準備を進める。				
次年度の取組の方向性 (Act)	(危機管理体制の整備・運用)			
	・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。			
	・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請等、令和5年度からのシステム更改に向けた準備を確実に実施する。			
	・緊急時対策支援システムは、現行システムを適切に維持・管理すると共に、原子力事業者側設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改にむけた準備を確実に実施する。			
	・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。			
	・放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題を解消するための改修を行う。			
	・各機能班等の要員が組織的かつ継続的に緊急時対応能力を維持向上させるため、緊急時対応に係る訓練基本方針及び運用細則に基づき、各機能班に共通する訓練・研修を示す。各機能班用員は、自身が参加する訓練・研修を明確化させる。緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行う。			
	・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。また、オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。			
	・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを実施する。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練で抽出された課題について検討を進める。			
	・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制の関与について整理をすすめる。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。			
	・令和4年度も引き続き、原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。			
	(放射線モニタリングの実施)			
・原子力規制庁及び地方公共団体職員を対象としたモニタリングに関する研修・訓練を効果的に実施する。				
・47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分滞りなく公表する。				
・放射線監視設備・資機材について、引き続き配置の見直し、更新及び修繕等を行うとともに、放射線監視等交付金を適切に配分することにより、各道府県における持続的な放射線監視体制の維持を図る。				



## 令和3年度のマネジメントシステム内部監査の実施状況

令和3年度は、以下の6つの部署に対して内部監査を実施した。

- ・原子力安全人材育成センター規制研修課
- ・女川原子力規制事務所
- ・地震・津波審査部門
- ・横須賀原子力艦モニタリングセンター
- ・専門検査部門
- ・核燃料施設審査部門

このうち、地震・津波審査部門及び核燃料施設審査部門については、「新型コロナウイルス感染症対策下における対応状況」としてテーマ監査を実施した。

全体として要改善事項はなく、改善が望ましい事項が1件、良好事例を8件抽出した。

それぞれの内部監査の概要は以下のとおり。業務マニュアルの遵守状況の確認等の活動(ピアレビュー)、安全の心構えを盛り込んだ独自のカードの作成・携帯、新型コロナウイルス感染症対策としての出勤回避の取組を通じた業務の効率化などが行われており、マネジメントシステムはおおむね有効に機能していると評価できる。

#### 1. 原子力安全人材育成センター規制研修課

(1) 監査実施日: 令和3年7月14日

(2) 監査結果: 要改善事項、改善が望ましい事項: 0件、良好事例: 1件

(3) 良好事例の内容: マネジメントシステム推進チームの活動について

原子力安全人材育成センター(以下「センター」という。)内にマネジメント推進チームがあることを確認した。マネジメント推進チームの活動は平成27年度から始まり、年度毎の活動事項を決め、センター内各課への業務マニュアルの遵守状況の確認等の活動(ピアレビュー)を行っている。

3月に行われた規制研修課へのピアレビューでは、過去の国家試験問題出題ミスのような重大なミスの防止対策についてヒアリングするなど、PDCAサイクルの改善活動が行われていた。

このように、部レベルの横断的な改善活動が行われていることは好ましい事例であると考える。

(4) その他(特記事項として確認したこと(4件))

- ① 研修評価の方法の改善について
- ② 知識伝承の勉強会の定期的な開催について
- ③ 情報資機材の適切な配分について
- ④ 事務補佐員を含めた職員の適切な配置について

#### 2. 女川原子力規制事務所

(1) 監査実施日: 令和3年7月29日、30日

(2) 監査結果: 要改善事項、改善が望ましい事項: 0件、良好事例: 0件

(3) その他(特記事項として確認したこと(5件))

- ① 今後の検査業務の増大に向けた対応について
- ② 検査ガイドの解釈に対する補足説明について
- ③ 新検査制度の制度設計の理念に基づいた検査について
- ④ 検査官の高年齢化と知識や経験の伝承について
- ⑤ 核物質防護に係る検査について

### 3. 地震・津波審査部門(テーマ監査)

(1) 監査実施日: 令和3年8月19日

(2) 監査結果: 要改善事項、改善が望ましい事項: 0件、良好事例: 1件

(3) 良好事例の内容: 新型コロナウイルス感染症対策下における出勤回避の取組について

地震・津波審査部門においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、審査会合や打合せ等の主要な業務を曜日毎に固定して実施することで、在宅勤務率を上げ出勤回避の取組を行っていた。

特に、審査チーム内・間の認識共有や審査方針の具体化など、ディスカッションを通じて方向性を固めていく必要がある案件は、月・火に集中して実施し、水・木は在宅勤務を実施しやすくしている。

このような出勤回避の取組は、業務効率化に資する事例として庁内に周知すべき良好事例と考える。

(4) その他(特記事項として確認したこと(4件))

- ① 2班体制による業務の効率化について
- ② 出勤が必要な業務について
- ③ 在宅勤務時の課内のコミュニケーションについて
- ④ 事業者とのオンライン会合について

### 4. 横須賀原子力艦モニタリングセンター

(1) 監査実施日: 令和3年11月2日

(2) 監査結果: 要改善事項及び良好事例: 0件、改善が望ましい事項: 1件

(3) 改善が望ましい事項の内容:

米国原子力艦は、横須賀港における年間の寄港延べ日数の平均が270日(調査日数平均249日)となり、また多い年は年間延べ300日以上寄港している。米軍からの入港情報は24時間前に通知されるため、寄港時には土日問わず急に業務が発生する。このため、調査班長(技術参与)は、土日勤務を余儀なくされることが多い。所長と調査班長(技術参与)だけでは、原子力艦放射能調査、放射能調査施設のメンテナンス業務は相当厳しく、人員の調整も大変であるため、副所長の設置などを検討する必要があると考える。

(4) その他(特記事項として確認したこと(5件))

- ① 安全に関する高い意識
- ② 在日米軍、自治体との連携
- ③ モニタリング時の詳細マニュアルの制定
- ④ 緊急時における体制整備
- ⑤ 自ら手を動かす「現場」

### 5. 専門検査部門

(1) 監査実施日: 令和3年12月8日及び9日

(2) 監査結果: 要改善事項、改善が望ましい事項: 0件、良好事例: 2件

(3) 良好事例の内容:

① 「3Sに係る方針」及び「検査官の心構え」カードの作成及び携帯

専門検査部門では、部門独自の「3Sに係る方針」及び「検査官の心構え」を記載したカードを作成し、職員に携帯させている。

原子力規制委員会全体でも組織理念や安全文化に関する宣言カード等を配布しているが、課室の具体的な業務に即して安全への心構えを盛り込んだカードを作成し、携帯させる活動は他に例を見ない。

このような取り組みは、安全文化の育成・維持の活動として大変良好な事例である。

② 要改善事項の部門内への月例周知

専門検査部門で品質管理の検査を担当するグループが、規制庁内で発生した要改善事項(監査・業務改善推進室がポータルに掲載)から業務の参考になる案件を抽出し、毎月部門内にメールで周知し、管

理官も課内会議で注意喚起をしている。

他部門で発生した要改善事項を他山の石として注意喚起を行い、要改善事項の発生予防をしていることは、良好な活動である。

(4) その他(特記事項として確認したこと(3件))

- ① 定期的なミーティングの開催
- ② マニュアル及びチェックシートの作成及び活用
- ③ 検査官の人員不足

6. 核燃料施設審査部門(テーマ監査)

(1) 監査実施日: 令和3年12月15日

(2) 監査結果: 要改善事項、改善が望ましい事項: 0件、良好事例: 4件

(3) 良好事例の内容:

核審査部門では、新型コロナウイルス対策実施前から、文書管理や書類整理など効率化を考えた対応を行っていたが、テレワークの増加を契機にさらに業務改善を進め、テレワークでも快適に業務ができ、かつ、業務の効率を落とさずに出勤率削減の目標を達成できるよう工夫や配慮を行っていた。

以下の事項は、庁内に周知すべき良好な事例と認められる。

① テレワーク時の詳細な業務報告及び進捗管理

核審査部門では、テレワーク業務開始及び終了時の報告メールを、安全規制管理官、総括担当、企画調査官等のチーム長宛てに送ら、それを受けた安全規制管理官や企画調査官等は、気になる内容や問題点があればすぐに確認のメールや電話を行い、状況の把握に努めていた。

審査業務は、書類の確認などを集中して行う方が効率も良く、組織の他業務よりテレワークに向いているという考えから、部門全体で率先して出勤率の削減努力を行い、目標を達成できるよう配慮していた。

② 事務手続のマニュアル及び業務メール等のテンプレートの作成、活用

今回ヒアリングした原燃班は、事業者からの資料受領のために各ラインの若手職員4名が交代で登庁しており、異なる職員でも抜け落ちなく均質な作業ができるよう、簡易な業務マニュアルを作成していた。

資料受領から部門内への展開、HP 掲載までの作業を素早く、正確に行うために各種メールのテンプレートも付いており、作業品質の確保及び業務効率の改善が図られていた。

③ 執務環境の整理

②により遅くとも資料受領の翌日には HP 掲載できるようになり、USB シンクラを持たない職員でも、在宅勤務時に必要な資料の大半を HP から参照できるようになった。

また、共有ドライブの不必要なデータを削除しデータの格納ルールを整理することで、データの検索性が向上し、紙媒体が無くても作業が進むため、執務室の机にほぼ紙が無い状態になっていた。これは、テレワークの推進により出勤者が少なくなったオフィスで、機微な情報の散逸や漏洩を防ぐ効果も果たしていた。

④ コミュニケーションの機会増大による心理的負担の緩和

テレワークは作業に集中できる反面、人との関わり合いが疎遠になり、特に一人暮らしの職員に対してはメンタルヘルスにも注意が必要となる。

原燃班では、班員の精神面のケアも考え、班全員を登庁させる日を設定し、オンラインでのミーティングから対面での実施に切り替えた。業務報告や相談だけでなく、委員会議題や過去の各自の仕事等を題材にした意見交換会も行うことで、職員の意識向上や知識伝承にも役立たせていた。

また、2週間に1回程度、安全規制管理官が若手や中途採用職員に対し、事業者への対応や審査にあたっての基本姿勢などについて課題を出しており、その報告を通じて個別のコミュニケーションの増加を図っていた。

## 要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況

令和4年2月21日までに総括マネジメント管理者の確認を受けた要改善事項等の一覧  
 (令和3年度第26回原子力規制委員会(令和3年8月25日)で是正処置完了を報告した案件を除く)

番号	総括マネジメント管理者の確認日		件名	担当部署
	要改善事項	是正処置		
1	令和2年9月15日	令和4年2月18日	原子力規制委員会ホームページにおける不開示情報を含む資料の誤公表	実用炉審査部門 地震・津波審査部門
2	令和2年10月16日	令和4年2月14日	原子炉設置の許可に係る変更届の受理に伴う文部科学大臣への写しの送付遅延	研究炉等審査部門
3	令和3年2月26日	令和4年2月16日	原子力規制委員会ネットワークシステムへの不正アクセス	情報システム室
4	令和3年3月5日	令和3年10月5日	使用前検査合格証における変更申請の接受日等の記載漏れ	専門検査部門
5	令和3年3月5日	実施中	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表	実用炉審査部門
6	令和3年3月19日	令和4年2月15日	事業者との面談に係る資料のホームページ公開の遅延	技術基盤課
7	令和3年5月13日	実施中	原子力規制委員会報告資料における誤記	研究炉等審査部門
8	令和3年5月20日	令和4年1月21日	人事院協議に係る文書提出の遅延	人事課
9	令和3年6月1日	令和3年9月16日	USBメモリの一時的な所在不明	核燃料施設等監視部門
10	令和3年6月10日	実施中	東日本大震災復興特別会計の移替えの手続きに係る不備	監視情報課
11	令和3年6月11日	令和3年8月27日	原子力規制検査の結果の通知文のホームページ掲載未実施	実用炉監視部門 核燃料施設等監視部門
12	令和3年6月25日	令和3年9月16日	令和2年度の秘密文書管理簿の未作成	核燃料施設等監視部門
13	令和3年6月28日	令和4年2月15日	申請書の取下げに係る決裁手続の未処理事案の発生及び申請書の誤廃棄	研究炉等審査部門

14	令和3年7月5日	令和3年8月16日	立教大学原子力研究所の計量管理規定の変更	保障措置室
15	令和3年7月9日	令和4年2月9日	取下書の提出があった申請書の取扱に係る内規の制定遅れ	総務課
16	令和3年7月21日	令和3年8月3日	交付済の使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明通知書における誤記	核燃料施設審査部門
17	令和3年7月27日	令和4年2月21日	秘密文書の指定に係る決裁の失念	地震・津波研究部門
18	令和3年8月31日	実施中	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ	技術基盤課
19	令和3年8月31日	実施中	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法	技術基盤課
20	令和3年9月1日	令和4年2月14日	原子力規制委員会ホームページへの非開示情報の掲載	研究炉等審査部門
21	令和3年12月6日	—	京都大学臨界実験装置(KUCA)におけるトリウムの貯蔵に係る手続き漏れ	研究炉等審査部門
22	令和3年9月30日	—	設置許可変更届出の写しの送付遅延	実用炉審査部門
23	令和3年11月5日	実施中	原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備	検査監督総括課
24	令和3年11月24日	実施中	福島沖海底土中のSr-90の分析仕様の不整合	監視情報課
25	令和3年12月20日	実施中	放射線審議会委員の委嘱手続における辞令の日付の誤記載	人事課 放射線防護企画課
26	令和4年1月19日	実施中	秘密文書を取り扱う職員の範囲の未設定	監査・業務改善推進室
27	令和4年1月24日	—	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表	実用炉審査部門
28	令和4年2月1日	実施中	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備	技術基盤課
29	令和4年2月9日	実施中	原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部の面談リストの規制委員会ホームページへの掲載漏れ	総務課

30	令和4年2月9日	実施中	扶養手当の誤支給	人事課
31	令和4年2月14日	実施中	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告	会計部門
32	令和4年2月14日	実施中	京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ	研究炉等審査部門
33	令和4年2月17日	実施中	核燃料物質使用者による湧出し対応の未処理の長期化	保障措置室
34	令和4年2月17日	実施中	便宜供与依頼に係る手続不備	保障措置室
35	令和4年2月21日	—	原子力規制委員会ホームページ公表資料での非公開情報のマスキング漏れ	実用炉審査部門

(※)是正処置の欄の「—」は、是正処置を不要としたことを示す。

番号	1	担当部署	実用炉審査部門 地震・津波審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページにおける不開示情報を含む資料の誤公表		
内容	<p>平成 30 年 12 月 10 日、平成 30 年度第 46 回原子力規制委員会臨時会議の資料として、特定重大事故等対処施設に係る九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案を原子力規制委員会ホームページで公開した。</p> <p>当該資料は、平成 28 年 8 月 2 日の原子力規制委員会で決定した「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に関する考え方について」に沿ったマスキングが 3 箇所行われていなかった。</p> <p>平成 31 年 1 月 30 日、実用炉審査部門の審査官は、当該 3 箇所がマスキングされていないことを発見した。</p> <p>なお、当該 3 箇所は、特定重大事故等対処施設の名称等であるが、単体では特定重大事故等対処施設の位置や仕様を直接特定する手がかりにならないことを確認した。</p>		
要改善事項の処置	<p>原子力規制委員会ホームページでの当該資料の公開を平成 31 年 1 月 30 日に停止した。当該資料全体を再度確認した上で、同年 2 月 1 日に、適切にマスキングを行った資料を公開した。また、九州電力(株)に対し、本件事象の発生について同年 1 月 30 日に連絡した。「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告した。</p> <p>インターネット資料収集保存事業(WARP)では、発見日時点では公開されていなかったものの当該資料が収集されていたため、国立国会図書館に対してインターネットでの公開等がなされないよう資料利用制限措置に係る申出を行った。同年 4 月 18 日付けで、国立国会図書館から利用禁止の決定がなされた旨の通知があった。</p>		
是正処置	<p>①特定重大事故等対処施設に係る審査結果等のうちマスキングが必要なもの(以下「要マスキング文書」という。)を公開する際、要マスキング文書については、実用炉審査部門の作業担当者が実用炉審査部門の抽出したマスキングを適切に実施していることをチェックした後、実用炉審査部門の作業担当者とは別の者によるダブルチェックを行う。また、地震・津波審査部門でも同様に行う。ダブルチェック済みの当該文書を再度修正した場合は、修正箇所以外も含めて、再度ダブルチェックを行う。</p> <p>②要マスキング文書を公開する際、実用炉審査部門及び地震・津波審査部門における当該審査を担当する管理職(安全規制調整官等)は、公開するマスキング済みの当該文書について、各担当部門が抽出した箇所のダブルチェックが確実に実施されていることを確認する。</p> <p>③上記①及び②は、「特定重大事故等対処施設に係る審査結果の公開のためのマスキング作業チェックシート」を用いて行う。</p> <p>④上記①～③の手順及び当該手順が実施されたことを確認するための方法をマニュアル化する。</p>		

番号	2	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子炉設置の許可に係る変更届の受理に伴う文部科学大臣への写しの送付遅延		
内容	<p>炉規制法第 26 条第 2 項の規定に基づく届出があった場合、同法第 71 条第 6 項に基づく同法施行令第 62 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、届出の写しを遅滞なく文部科学大臣に送付しなければならない。しかし、令和 2 年 4 月 23 日付けの届出 3 件( STACY 施設、放射性廃棄物の廃棄施設及び JRR-3 原子炉施設。令和 2 年 4 月 27 日受理。)について受理した職員は、文書番号の取得及び原子力規制委員会ホームページの掲載手続はしたものの、文部科学大臣に送付するための決裁手続(管理官専決)を行うことなく、届出を個人で保管したままにしていた。</p> <p>その後、同年 7 月に、受理した職員は、当該届出の決裁手続を別の職員に依頼したが、依頼された職員も決裁を行うことを失念し、届出を個人で保管したままにしていた。同年 8 月 28 日に班内で未処理案件の照会があった際に、決裁手続を依頼された職員が当該案件について未処理であることを思い出し、同日に起案を開始した。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和 2 年 8 月 28 日に、届出の写しを文部科学大臣に送付するための決裁手続を開始し、同年 9 月 1 日に決裁が終了。同年 9 月 2 日に文部科学大臣宛て文書を文部科学省担当課に送付するとともに、文部科学省担当課に対し送付が遅延したことについて口頭で謝罪した。</p>		
是正処置	<p>平成 30 年 6 月 18 日に実施した要改善事項に基づく是正措置に基づき、以下の方法により是正処置を行うとともに、これらの対応に関する手順書を整備・運用する。また、これらの内容について、部門内会議等で定期的な注意喚起を行う。</p> <p>①試験炉班で接受した文書は、文書の内部処理の状況を確認するために、試験炉班内の管理簿に基づき管理を行う。</p> <p>②また、これらの進捗状況を共有するために管理簿を 1 日に 1 回の頻度で更新し、試験炉班、総括班にメールにて共有するとともに、部門内会議においてメールで共有された内容を確認する。試験炉班で接受した文書は、文書の所在不明や紛失を防止するため、試験炉班が管理する鍵付きロッカーで保管する。保管、持ち出しにあたっては、複数の試験炉班員でダブルチェックを行うとともに、文書管理状況を定期的に確認するため、週 1 回の頻度でロッカーの棚卸しを行う。また、班員の個人机等に保管している未処分の届出がないことを並行して確認する。</p> <p>③起案決裁終了後、関係省庁へ送付が必要な文書については、送付する内容物を試験炉班長が確認のうえ、速やかに送付する。また、文書を行政文書ファイルに綴じ込み、担当調整官及び試験炉班長に報告し、その状態を確認する。</p>		



番号	3	担当部署	情報システム室
件名	原子力規制委員会ネットワークシステムへの不正アクセス		
内容	<p>原子力規制委員会ネットワークシステム(以下「行政 LAN」という。)に対する、外部からの攻撃と思われる不正な通信(不正アクセス)を2020年10月26日17時38分頃に検知し、翌10月27日15時までの調査の結果、行政 LAN の一部サーバーに侵入された痕跡(ログ)を確認したものである。本事案の発生により、極めて長期にわたり外部とのネットワーク接続の切断を要することとなり、外部とのメールや資料の受渡しが煩雑になるなど、原子力規制委員会及び原子力規制庁の業務遂行に大きな影響を及ぼすこととなった。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和2年10月27日16時45分 内閣サイバーセキュリティセンターに報告          令和2年10月27日17時09分 警視庁麻布警察署に通報          令和2年10月27日17時44分 外部とのネットワーク接続を切断          令和2年10月27日21時06分 内閣サイバーセキュリティセンター CYMAT(情報セキュリティ緊急支援チーム)に支援要請          令和3年1月18日 テレワーク用のサービスを再開          令和3年3月23日 一部外部メールの送受信を再開          令和3年5月20日 原子力規制委員会臨時会において中間報告          令和3年9月8日 原子力規制委員会臨時会において最終報告          最終報告において、全面的なサービスの復旧は第3次原子力規制委員会ネットワークシステムの稼働をもって行うこととする旨報告をした。</p>		
是正処置	<p>2021年12月に稼働を開始した第3次原子力規制委員会ネットワークシステムにおいて、本事案を踏まえたセキュリティ対策を強化するとともに、情報セキュリティ体制を充実させることにより、本事案に対する是正処置とした。具体的には、セキュリティ上問題のない端末のみ行政 LAN への接続を許可するほか、不正アクセスや不正侵入の有無を運用事業者の監視チームが24時間リアルタイムで監視する体制を構築するなど、より厳格なセキュリティ対策を実施することとした。</p> <p>また、ユーザに対しても厳格な通信制御をかけ、万が一、再度の不正アクセスを受けた際の被害を最小限に留める構成にするなど、不正アクセス事案を踏まえた対策も講じた。</p>		

番号	4	担当部署	専門検査部門
件名	使用前検査合格証における変更申請の接受日等の記載漏れ		
内容	<p>令和3年1月22日付けで電気事業法第49条第1項に基づき交付した九州電力(株)川内原子力発電所第2号機向け使用前検査合格証(原規規発第2101132号)について、同日夕刻に事業者より記載漏れがある旨の連絡を受け、内容を確認したところ、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類(以下、変更申請という)の接受日及び申請書番号に記載漏れがあることを確認した。</p> <p>上記の事象を受け、電子起案の内容等を調査したところ、起案した段階において以下の状態であったことを確認した。</p> <p>① 起案の伺い文においても、記載漏れのあった変更申請に関する記述がない。</p> <p>② 記載漏れのあった変更申請の電子データを、電子起案に添付していない。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年1月22日に事象確認後、同日中に、当部門安全規制管理官から原子力規制部長に当該事象を報告した。更に、同月25日、監査・業務改善推進室に当該事象の第一報を報告した。また、同月28日付けの使用前検査合格証の正誤表(原子規規発第2101285号)を、九州電力(株)に通知した。</p>		
是正処置	<p>令和3年1月22日に本件事象の発生後からは是正処置に取り組み、令和3年5月に運用手順書を見直すとともに、事務手続については、進捗管理リストの様式等の見直しを実施し試運用を進めた。事務手続については、令和3年9月1日の是正処置の方法の承認後に、令和3年9月13日に最終改正を行い、下記の是正処置が行える仕組みを整備した。</p> <p>1. 運用手順書において、起案担当者及び審査者のプロセスを以下のとおりとし、(受理した申請書及び変更申請書のPDFによる確認はせず)申請書及び変更申請書の原本を正とし確認を行うことを明確にした。なお、下線部分が明確にした手順となる。</p> <p>① <u>起案担当者が、変更申請も含めた申請書の改訂履歴を事業者と相互に確認する。(申請の受理者、検査担当者及び起案担当者が必ずしも一致しないことから、念のため事業者へも確認する。その際、合格証(案)の作成に必要な情報は、転記等におけるミスを防ぐため汎用性のある電子情報で入手する。)</u></p> <p>② <u>進捗管理リストを活用して変更文書番号を管理する。</u></p> <p>③ <u>使用前検査合格証の起案時に、起案担当者は、検査申請書及び変更申請書の原本が揃っていることを確認のうえ、GIMAにて起案作業を開始する。</u></p> <p>④ <u>起案は、紙媒体も平行して専門検査部門内で回覧する。</u></p> <p>⑤ <u>作成した合格証(案)について、起案担当者と審査者(班長又は班内担当者)とで読み合せをする。</u></p> <p>⑥ <u>起案担当者は、GIMAの付箋機能により班長(審査者)へ①の確認が終了した旨報告する。</u></p> <p>⑦ <u>班長(審査者)は、進捗管理リスト並びに検査申請書及び変更申請書の原本とGIMAの登録データを照合し、起案内容の確認を実施し、決裁する。</u></p> <p>2. 事務手続を改訂し、使用前検査の申請番号及び申請日を、進捗管理リストに登録し変更管理を行うようにする。</p>		

番号	5	担当部署	実用炉審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表		
内容	<p>&lt;経緯&gt;令和3年1月21日に実施した日本原子力発電(株)との事業者ヒアリングの面談録について、担当者が議事要旨を作成し、令和3年2月2日に原子力規制委員会ホームページで公開した。令和3年2月5日に事業者から、当該議事要旨の中に非公開情報が記載されているとの連絡があった。連絡を受けた審査官がホームページ上で当該議事要旨を確認したところ、非公開情報が含まれていた。</p> <p>&lt;問題点&gt;当該議事要旨の中に含まれていた非公開情報は、情報公開法第5条第2号イ及びロに従い不開示としている事業者の商業機密にあたる情報であり、公表にすることにより競争上の地位を害するおそれがあるものである。ヒアリング後に担当者がヒアリング資料を基に議事要旨を作成した際に、上記情報が非公開情報であることを見落とし、そのまま議事要旨に記載し、公開した。また、公開前に他の審査官や上司の確認を受けたが、担当者と同様に当該情報が非公開情報であることを見落とししていた。</p>		
要改善事項の処置	<p>事業者から連絡を受けた令和3年2月5日に、原子力規制委員会ホームページでの当該議事要旨の公開を直ちに停止した。同日、非公開情報を削除した議事要旨を公開し、是正した旨の連絡を事業者に行った。</p> <p>「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告するとともに、Warp(インターネット資料収集保存事業)上に当該面談録が保存されていないことを確認した。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	6	担当部署	技術基盤課
件名	事業者との面談に係る資料のホームページ公開の遅延		
内容	<p>令和2年12月24日に行った事業者面談について、令和3年2月19日に共有ドライブ内には面談録が格納されているにもかかわらず原子力規制委員会のホームページに掲載されていないことが判明した。</p> <p>年末の面談であったことから年明けすぐにホームページで公開すべきところ、面談録掲載の作業分担が曖昧だったことから約2か月掲載が遅れていた。</p>		
要改善事項の処置	未掲載の面談録について、令和3年2月22日にホームページに掲載した。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談実施前に、①面談年月日、②面談名、③作業担当者を明記した作業フォルダを作る。</li> <li>・作業担当者は、面談実施後に④面談録作成中、⑤確認中、⑥掲載作業中、⑦掲載完了の各作業段階を明記し、フォルダ名から作業状況の確認を容易にできるようにする。⑦に至った面談案件は、完了フォルダに移行し作業過程の面談録の確認を容易にできるようにする。</li> <li>・総括補佐等管理者は、①と④～⑥を比較し、作業に遅れがある場合には③に作業を促すとともに、⑤の面談録の面談出席者への確認が滞っている場合には、出席者に対して早急に確認するよう促す。</li> <li>・これらの方法及び運用を、課内職員全員に課内会議にて周知する。</li> </ul>		

番号	7	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子力規制委員会報告資料における誤記		
内容	<p>令和3年度第1回原子力規制委員会(令和3年4月7日)で報告した「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」において、処分日等に誤記があったことが分かった。</p> <p>令和3年4月20日、原子力規制委員会の年次報告の各省協議において、文部科学省からの指摘により、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設の設計及び工事の計画の認可の分割申請その7、その8の申請日が誤っていると指摘があり、原子力規制委員会報告資料の誤記の発見につながった。この後、原子力規制委員会報告資料において誤記がないかを改めて確認したところ、文部科学省から指摘された箇所のほか、保安規定変更認可の処分日の記載漏れなど、合計4箇所の誤記があったことが分かった。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年度第6回原子力規制委員会(令和3年4月28日)において、配布資料として、「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況についての修正について」を原子力規制委員等に配布し、原子力規制委員会報告資料に誤記があったため修正手続きを取る旨を報告した。その後、既に原子力規制委員会ホームページで公表されている「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」の資料について、誤記があったため朱記修正し、差し替える旨を注記し、修正版の資料と差し替えた。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	8	担当部署	人事課
件名	人事院協議に係る文書提出の遅延		
内容	<p>令和3年4月、研究職の昇格に関する協議についての人事院担当者とのやりとりの中で、行政職から研究職への俸給表異動に関する人事院協議に係る書類の提出が滞っていることが判明した。詳細を確認したところ、経緯は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年5月 行政職から研究職への俸給表異動に関する人事院との事前協議</li> <li>・令和2年7月 事前協議に基づき人事院協議に関する文書を提出</li> <li>・令和2年9月 人事院から7月に提出した文書への修正依頼(級のみ協議から級号俸の協議への変更)があり、協議文書の修正が必要となった</li> <li>・令和3年4月 人事院から、本件該当者を含む研究職の昇格に関する協議書のやりとりを進めるに当たって、本協議文書の提出について確認があった</li> </ul> <p>なお、俸給に関する協議案件の発令行為は、人事院の事前了解をもって行ってきており、本協議文書の提出が遅れたことによる本人への不利益は生じていない。また、該当者を含む研究職7人の昇格に関する協議についても、人事院の事前了解をもって実施しており、本人への不利益は生じていない。</p>		
要改善事項の処置	人事院から修正依頼があった行政職から研究職への俸給表異動に関する人事院協議に係る文書を起案・決裁(令和2年7月に提出した文書は廃案)し、令和3年5月10日に人事院に提出。		
是正処置	<p>① 令和3年4月から、給与班の体制を4人から6人へと強化(俸給・定員L3人、手当L3人)</p> <p>② 給与班を統括する者(企画調査官、班長)が各班員の業務量と進捗状況を適切に把握し、円滑な業務対応について管理する。また、各担当者は各種発注について、期限の有無や急務性について確認し、作業スケジュールを明確にし、遵守する。</p> <p>③ 俸給・定員Lにおいては定期的にミーティングを行い、定常業務の状況、懸案と対処方針等を情報共有する。</p>		

番号	9	担当部署	核燃料施設等監視部門
件名	USB メモリの一時的な所在不明		
内容	<p>令和3年4月21日朝、研修場所の六ヶ所原子力規制事務所において、USB メモリを入れた筆入れがカバンの中に見当たらないことを認識した。直ちに立ち寄った場所を捜索したが、見つからなかったため、捜索が終わった4月22日昼過ぎにUSB メモリを紛失したと判断し、速やかに所属課に報告するとともに警察に遺失物届を行った。</p> <p>その後、5月7日に原子力規制事務所内で清掃員がソファの下に落ちていたUSB メモリを入れた筆入れを発見したとの連絡があったが、約2週間に亘りUSB メモリが一時的に所在不明となる事態が生じた。</p>		
要改善事項の処置	<p>所在不明を認識後、直ちに立ち寄った場所(原子力規制事務所内、宿泊部屋、利用したタクシー、立ち寄った店)を捜索するとともに、速やかに警察に遺失物届を行った。</p>		
是正処置	<p>情報セキュリティの重要性及び行政文書の取扱いについての理解の徹底を図るため、関連する研修の受講等を促すとともに、紛失しやすい形状のUSB メモリに目立つストラップを装着することで、落下等による紛失防止の対策を実施した。</p> <p>また、これまで運用してきたUSB メモリ借用のエクセル表での管理に加え、紙面による貸出票を作成し記入を義務付けることで借用者の管理意識を高めるよう醸成し、借用時には総括係への声かけをさせることで、その認識の深度をさらに深める運用に見直した。</p>		

番号	10	担当部署	監視情報課
件名	東日本大震災復興特別会計の移替えの手續きに係る不備		
内容	<p>監視情報課で執行している予算のうち(目)「放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費」の(i)令和3年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査事業)及び(ii)令和3年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費(80km圏内外における航空機モニタリング事業)は、東日本大震災復興特別会計で復興庁が予算を管理している事業である。別の省庁で管理している予算を執行する場合は、財務省の予算の執行の移替え(復興庁から原子力規制庁へ)協議を経て予算の執行が可能になる。</p> <p>今般、要改善事項として以下2つの事項が発生した。</p> <p>① 令和3年3月2日に、4月1日から予算の執行を予定している事業について復興庁からの予算の移替え協議の登録依頼があり、3月9日の期日までに登録を行った。この際に、本来、(i)及び(ii)の登録を行うべきだったところ(i)を失念し(ii)しか登録しなかった。</p> <p>② ①を受けて、3月26日に再度の移替え協議を財務省に対して行い、(i)を追加登録したものの、予算どおりの金額を登録したため、登録した金額が実際の予算執行に必要な金額よりも過少であった。</p> <p>背景として、①については課内の(i)に係る資料等の確認が不十分であったこと、②については従前より予算額と執行額の乖離を放置していたことがあげられる。</p>		
要改善事項の処置	<p>①については、3月25日に登録漏れに気づき、会計部門と調整をした上で、3月26日に財務省に経緯の説明を行い、登録の了解が得られ、4月1日から予算を執行できるようになった。</p> <p>②については、5月27日に(ii)の額を調整し、不足分の約20,000千円分の予算を工面し、(i)を実施できるようにした。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	11	担当部署	実用炉監視部門 核燃料施設等監視部門
件名	原子力規制検査の結果の通知文のホームページ掲載未実施		
内容	<p>実用炉監視部門及び核燃料施設等監視部門は、令和2年度に原子炉等規制法に基づき原子力規制検査を実施し、各事業者等に令和2年度各四半期の原子力規制検査報告書と、その通知文を交付した。この際、各四半期の原子力規制検査報告書をホームページに掲載していた一方で、報告書の通知文をホームページに掲載していなかった。</p> <p>この点は、原子力規制委員会ホームページ運用規定書の2.2掲載基準(5)において、「規制法令及び通達に係る文書」に掲載する情報として原子炉等規制法令に基づき原子力規制委員会から事業者へ交付した文書があることに照らすと、不適合事象であると考えられる。</p>		
要改善事項の処置	令和2年度第1四半期～第4四半期の通知文を「規制法令及び通達に係る文書」のホームページに掲載した。		
是正処置	令和3年度以降においては、原子力規制検査の報告書を公開する際に、報告書pdfの1枚目に通知文を添付することとし、報告書掲載と通知文の掲載をひとまとまりにすることで、通知文の掲載漏れを防ぐこととする。		

番号	12	担当部署	核燃料施設等監視部門
件名	令和2年度の秘密文書管理簿の未作成		
内容	<p>令和3年5月18日に総務課文書班から令和2年度末時点での秘密文書管理簿状況調査依頼があり、核燃料施設等監視部門が所持している秘密文書管理簿を調査し、令和2年度における秘密文書管理簿を作成していないことが判明した。</p> <p>なお、令和2年度中に受領した秘密文書は全て施錠管理された書庫に保管され、文書の取扱は秘密文書取扱職員に指定されている者以外は行っていないことを確認した。また、決裁処理にあたっては、秘密指定されている情報が記載されていない文書を用いて起案しており、適切に情報管理していたことを確認した。</p> <p>令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への対応のため、申請が予定されていたものが延期又は中止されたことや、部門内職員の在宅勤務等により秘密文書管理簿への情報反映が適切に行われなかったことから発生したものと考えられる。</p> <p>当該事案は、原子力規制委員会秘密文書管理要領の第6条(秘密文書管理簿)に定められる要求を満足しないものである。</p>		
要改善事項の処置	<p>秘密文書に指定すべき申請等を受領した場合は、直ちに総括班に情報共有することを部門内に周知する。また、部門の業務計画に「秘密文書管理簿の作成・更新」を明示的に記載し、失念防止を図る。</p>		
是正処置	<p>令和3年度核燃料施設等監視部門の業務計画管理表に「秘密文書管理簿の作成・更新」を明示的に記載することにより、当該作業が必須の業務であることを強く関係者に認識させるとともに、令和3年度以降は、秘密文書管理簿への登録の決裁が完了していない事案については当該決裁が完了するまで当該事案に係る他の決裁を総括班で止めつつ、秘密文書管理簿への登録の決裁を完了するよう担当者に促し、秘密文書管理簿が未作成のままにならないように、決裁に係る運用を見直した。</p>		



番号	13	担当部署	研究炉等審査部門
件名	申請書の取下げに係る決裁手続の未処理事案の発生及び申請書の誤廃棄		
内容	<p>令和3年4月6日に、令和2年3月30日付けで日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」)から提出のあった2件の文書について、未決裁のまま試験炉班の行政文書ファイルに綴じ込まれていることが判明した。また、取下げ請求のあった申請書の扱いについては、「申請の取下げに係る決裁手続について(事務連絡)」に基づき、申請者に返却しなければならないとされていたところ、当該申請書を令和3年4月5日に担当者の判断によりシュレッダーにより誤廃棄していたことが判明した。</p> <p>その後、同様な事案がないことを確認する目的で、試験炉班において過去5年分の取下げ請求のあった申請書等の扱いについて調査した結果、上記に加えて、申請書の誤廃棄1件、取下げ願の決裁未了2件、文書管理システム上の処理手続未了11件が判明した。</p> <p>上記により、本件を所管する試験炉班において、合計で申請書の誤廃棄3件、取下げ願の決裁未了4件、文書管理システム上の処理手続未了11件が判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年4月9日に、JAEA安全・核セキュリティ統括部長に対し、令和2年3月30日付けで取下げ請求のあった申請書を誤廃棄したことについて経緯を説明した。</p> <p>また、取下げ願の決裁未了4件については、全ての決裁を完了するとともに、文書システム上の処理手続未了11件については、文書管理システム上で取下げ願と取下げのあった申請書の関連付けの処理手続きを完了した。</p>		
是正処置	<p>申請書の誤廃棄について、取下げ請求のあった申請書を返却しない方針(令和3年4月)となったことから、誤廃棄を引き起こす潜在的要因は解消されたものの、行政文書の管理にあたって以降に同様の事案を起こさないようにするため、以下の是正処置を行う。</p> <p>①未処理文書の管理にあたっては、未処理文書のみを保管するための鍵付きロッカーを設置し、未処理文書の保管場所を明確にする。また、未処理文書の処分状況に係る進捗管理については、以前に発生した要改善事項(原子炉設置の許可に係る変更届の受理に伴う文部科学大臣への写しの送付遅延)に基づく是正処置を適用するとともに、これらの進捗状況を部門内会議において報告する。</p> <p>②行政文書ファイルのラベルについて、規制庁発足時以降に作成した班内の行政文書ファイルを対象として、行政文書毎に行政文書ファイルのラベルを刷新し、ラベルだけでファイルに綴じられている行政文書を特定できるようにする。</p> <p>③行政文書の管理は、担当調整官及び担当班長が主体的に行うことを改めて徹底するとともに、担当調整官及び担当班長の文書管理の状況を部門内会議において文書管理者及び文書管理担当者が確認する。また、行政文書の取扱いに関する是正処置について、部門内会議及び安全文化の醸成活動意見交換会において啓発を行う。</p>		

番号	14	担当部署	保障措置室
件名	立教大学原子力研究所の計量管理規定の変更		
内容	<p>令和3年2月19日付で、立教大学原子力研究所の計量管理規定の変更認可に係る補正申請を受け、同年3月30日、原子力規制委員会は同申請を認可した。しかしながら、決裁に用いた新旧対照表は、立教大学から提出があった2月19日付け申請書ではなく、保障措置室担当者が共有フォルダにあった類似の新旧対照表（決裁版:間違って作成した新旧対照表）をアップロードしたものであり、条ずれなどの誤った変更が発生した。</p> <p>加えて、担当者の事業者に対する助言が適切でなく、保障措置室においても適切な確認が行われなかったため、本来変更する必要のない箇所（主要測定点(KMP)や実在庫量の確認(PIT)の期間等）が変更されてしまった。また、事業者の既存の計量管理規定に誤字があり、今回の変更でも適切な修正が行われなかった。</p> <p>&lt;立教大学の計量管理規定の再変更が必要な主な箇所&gt;</p> <p>① 条ずれの誤り(4点):第48条(2か所)、第62条、別表第6</p> <p>② 施設附属書(FA)と合致していない(2点):</p> <p>(ア) 主要測定点(KMP):原子炉にもかかわらずLOF(使用施設)相当に変更。</p> <p>(イ) 実在庫量の確認(PIT):FAでは、「およそ12か月」とされているが、「14か月を超えない」場合も認めるように変更。</p> <p>(変更申請があったにも関わらず、変更が行われなかった箇所)</p> <p>③ 役職の変更(1点):2月19日付け申請書では「管理室員」と変更されていたが、決裁版では「運転班長」のままとなっていた。</p> <p>(変更申請に漏れのあった箇所)</p> <p>④ 誤字(1点):「計量管理責任者」と変更すべきところ、変更の申請がなく、「計量管理責任者」のままとなっていた。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年3月30日の認可行為は、事業者からの申請に無い内容を含むものであり、意思決定に重大な瑕疵がある。このため、本件変更認可は、原子力規制委員会の職権により取り消すこととした。変更認可を取り消すための決裁(専決処理)を行い、立教大学に対し3月30日の認可を取り消す旨、5月17日に通知した。(この結果、本件については、2月19日付け申請の審査中の段階に復することとした。)</p> <p>同時に、立教大学に丁寧に事情を説明した上で、適切な計量管理規定の内容に変更するための補正申請を受け、認可のための決裁手続を行うこととした。</p>		
是正処置	<p>①異動・退職を控えた職員が抱える仕掛かり案件を上司が正しく管理し、異動・退職前に終了させようとする業務命令やプレッシャーを与える環境を避け、適切に後任に引き継ぐように室内会議で周知する。</p> <p>②審査の際の正しい事務処理方法や、起案者及び決裁者の文書管理に係るルールを再度徹底するために、室内の認可業務担当者全員で公文書管理研修資料を再学習するとともに、認可手続における文書管理の意識定着のための自由討議を行う。また、保障措置室内で起案用チェックリストを作成し、室内の起案者及び決裁者が確認すべき項目をそれぞれ明確にすることで確認漏れを防ぐ。</p>		

番号	15	担当部署	総務課
件名	取下書の提出があった申請書の取扱に係る内規の制定遅れ		
内容	<p>取下げ願の提出された申請書については、「申請の取下げに係る決裁手続きについて(事務連絡)」に基づき、原則として申請者に返却することとしていた。</p> <p>平成 30 年頃、申請書の返却をしない運用に変更する議論が行われ、新たな内規を制定する方向で総務課及び法令審査室で検討していたが、担当者の業務多忙により作業が中断され、令和元年 8 月の総務課総括係長の人事異動により案件が引き継がれた。</p> <p>令和 2 年 10 月まで担当者の業務多忙により検討が困難な状況が続いていたが、原課から平成 27 年事務連絡に基づき取下げに係る決裁が回付されたことを機に、改めて申請書を返却しないこととする方針を確認し、当該取下げに関しては口頭の指示により申請書を返却せず処理させた。</p> <p>令和 3 年 4 月、原課で取り下げられた申請書を廃棄していた事案の発覚を機に、その時点で内規が未制定であることが確認された。</p>		
要改善事項の処置	令和 3 年 6 月 16 日に「取下書の提出があった申請の取扱要領」を新規制定した。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに総務課総括班の業務進捗表を策定し、毎週更新して総括班内で共有することで、各班員の業務の進捗状況を班全体で把握できるようにした。</li> <li>・新たに制定した「取下書の提出があった申請の取扱要領」について、運用上支障がないか引き続き確認していくこととした。</li> </ul>		

番号	16	担当部署	核燃料施設審査部門
件名	交付済の使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明通知書における誤記		
内容	<p>令和元年 5 月 8 日付けで日立 GE ニュークリア・エナジー(株)から申請のあった使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式指定に関する決裁準備を行っていた際、平成 31 年 3 月 26 日付けで同社に交付した使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明通知書(原規規発第 1903259 号)において、誤記があることを発見した。</p> <p>(誤)「…、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 43 条の 26 の 2 第 1 項の規定に基づき、特定容器等の型式の設計について承認します。」</p> <p>(正)「…、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 43 条の 26 の 2 第 1 項の規定に基づき、特定容器等の型式の設計について型式証明を行います。」</p>		
要改善事項の処置	令和 3 年 5 月 27 日に当該型式証明通知書の誤記を修正するための決裁を完了し、同日付で当該型式証明通知書の正誤表を申請者に通知済。		
是正処置	<ol style="list-style-type: none"> <li>①決裁の前に通知書等に記載する条項、法令用語について担当者が十分な確認をする。</li> <li>②担当者が作成、確認した通知文を班内で読み合わせ、確認した後に決裁を開始する。</li> <li>③決裁途中で通知書等の記載の修正が生じた場合には、担当者はその修正内容を班内に共有し、再度①②のプロセスを経た後に決裁を再開する。</li> </ol>		

番号	17	担当部署	地震・津波研究部門
件名	秘密文書の指定に係る決裁の失念		
内容	<p>令和3年5月18日に、総務課公文書監理・情報化推進室から、庁内全課室を対象とした秘密文書管理状況調査に関する連絡メールが配信された。これを受け、地震・津波研究部門では、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という)及び原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という)に照らし、現在これらの規則及び要領に基づいて保管している7件の行政文書について調査を実施した。</p> <p>その結果、これらの行政文書は、規則第29条(秘密文書の管理)に基づいた秘密文書の指定に係る手続きが行われていないことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	秘密文書として必要事項が定められていなかった行政文書に対して、秘密文書の指定に係る起案を施行し、令和3年6月28日付 原規技発第2106284号で秘密文書管理簿の登録及び秘密文書取扱職員の登録が完了した。		
是正処置	<p>①総括及び文書管理取扱職員は、管理要領の改正時や組織改編時には、秘密文書の管理状況を確認する。</p> <p>②人事異動等で総括または文書管理取扱職員が交代する際には、秘密文書の管理状況の引継ぎを確実にを行う。</p> <p>③総括及び文書管理取扱職員は、行政文書の管理に関する研修及び点検・監査を受け、これらを通じて部門全体で文書管理を確実に実施していく。</p>		

番号	18	担当部署	技術基盤課
件名	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ		
内容	<p>令和3年3月頃、技術基盤課が保有する特定重大事故等対処施設に関する6件の行政文書について、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という)第29条(1)に基づき秘密文書としての区分を変更するための起案を作成していたところ、当該行政文書が規則第29条(1)及び(2)に基づく指定がなされていないことが判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、当該行政文書は平成24年及び平成26年に作成されており、規則及び原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という)に秘密文書の管理に係る規定が追加された時期(平成27年4月1日)以前に策定されたものであることが分かった。規則及び要領の施行後は、それぞれに準じた文書管理を行っていたものの、秘密文書としての指定がされていない状態であった。</p>		
要改善事項の処置	6件の行政文書について、令和3年5月14日に規則第29条(1)に基づく秘密文書の指定及び同条(2)に基づく必要事項を定めるための起案を施行し、秘密文書として登録した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	19	担当部署	技術基盤課
件名	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法		
内容	<p>令和3年5月頃、総務課公文書監理・情報化推進室から指示のあった令和3年度秘密文書管理状況調査に基づき、技術基盤課が保有する秘密文書について確認を実施した。その際、技術基盤課の保有する秘密文書のうち、特定核燃料物質の防護に関する情報を含む文書(令和元年9月13日第29回原子力規制委員会臨時会「発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護回路のソフトウェアに起因する共通要因故障対策について」)が実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存されており、技術基盤課長の管理下にないことが判明した。これは、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)で定める行政文書ファイル管理簿の保存場所と異なる場所の保存であり、更に原子力規制委員会行政文書ファイル等保存要領に則さない運用である。また、令和元年9月13日に当該秘密文書が作成されて以降、規則第29条(2)に基づく取扱職員等の情報が更新されていないことも判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、令和元年9月頃に当該秘密文書を保存するにあたり、技術基盤課は原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という。)第7条(4)の要求を満たす保存環境を有していなかったため、保存環境が整うまで暫定的に実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存したものであることが分かった。しかし、当該秘密文書はクローズド LAN 上から取り出されることは無く、技術基盤課担当者の異動に伴いその存在が失念された状態であった。なお、秘密文書の保存方法は、要領第7条(4)の要求を満たしており、問題はない。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該秘密文書は特定核燃料物質の防護に関する情報を含むものであることから、技術基盤課の必要な職員に「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令」第3条に基づく信頼性確認を受けさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該秘密文書取扱職員名簿を更新する。なお、取扱職員は必要最小限の人数とする。</li> <li>・信頼性確認及び秘密文書取扱職員指定を受けた当該職員が、実用炉審査部門のクローズド LAN 上から当該秘密文書を印刷し、紙媒体の形で技術基盤課の管理する金庫に保存し、クローズド LAN 上の文書は削除する。</li> </ul>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	20	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページへの非開示情報の掲載		
内容	<p>令和3年7月30日に実施した日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」)大洗研究所(南地区)に関する面談資料のホームページ掲載に際して、マスキングされた公開資料ではなく、マスキングされていない非公開資料を誤掲載した。</p> <p>【誤掲載内容】 面談で使用した資料中のマスキングされるべき非開示情報(施設内の配置図等)を掲載</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤掲載された面談資料をホームページ上から直ちに削除し、JAEA 安全・核セキュリティ統括部長に事案の説明と謝罪を実施。(8/16 済)</li> <li>・誤掲載された情報は核物質防護情報を含むことから、核セキュリティ部門に対し対処方針を相談。核セキュリティ部門が事業者を確認した結果、本件の情報は、管理すべき情報であるものの、核物質防護措置上の詳細な情報はなく、秘密の情報には該当しないことから、核物質防護上、大きな影響はないものと判断。(8/17 済)</li> <li>・誤掲載期間中におけるアクセスログ解析の結果、当該期間中における関係者(原子力規制庁、原子力機構)以外のアクセスがないことを確認し、その旨を核セキュリティ部門及び JAEA 安全・核セキュリティ統括部長に報告。(8/17 済)</li> <li>・WARP(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業)上に当該面談資料が収集されていないかについて確認した結果、国立国会図書館から当該面談資料は収集されていない旨の回答を受領。(8/26 済)</li> </ul>		
是正処置	<p>以下の是正処置を行う。是正処置の内容については、マニュアルに追記し、担当者の異動時にも適切に引継ぎを行う。また、本件に係る対応について、部門内会議で周知するとともに、安全文化の醸成活動に関する意見交換会において、これらの有効性について議論する。</p> <p>【ファイルの保存方法の不備】</p> <p>①審査担当者は、使用者から受領したファイルについて、ホームページ掲載資料を含む行政文書を適切に保管管理するため、公開ファイルと非公開ファイル、非開示情報の有無が識別できるような適切なファイル名の記載となっているかどうか確認を行う。ファイル名が適切な記載ではない場合、使用者に対して、ファイル名を適切に記載するよう指導する。</p> <p>②使用者から受領したファイルについて、審査担当者は、ファイル名の文頭に公開ファイルと非公開ファイル、非開示情報の有無が記載されていること、公開フォルダと非公開フォルダを作成しそれぞれ公開ファイルと非公開ファイルが区別して保存されていることを確認する。</p> <p>【ホームページ掲載資料の確認不備】</p> <p>①ホームページに資料を登録する際には、非開示情報を特定するためのチェックシートを作成し、マスキングがなされている資料(公開ファイル)が掲載されているかを確認する。チェックシートは審査担当者が作成し、HP 掲載作業を行う事務補佐職員に提出する。事務補佐職員は、誤って非公開ファイルを掲載されていないかの確認を受ける。</p> <p>②審査担当者による確認を終えた後、事務補佐職員からファイル提出を行う。総括班はチェックシートを確認した上で、ホームページ掲載の承認を行う。</p>		

番号	21	担当部署	研究炉等審査部門
件名	京都大学臨界実験装置(KUCA)におけるトリウムの貯蔵に係る手続き漏れ		
内容	<p>京都大学から、複合原子力科学研究所臨界実験装置において、低濃縮ウランを追加するための設置変更承認申請が令和元年5月になされた。</p> <p>審査において、核燃料物質貯蔵施設における燃料の貯蔵状況を確認したところ、ウランについては設置変更承認申請における核燃料物質貯蔵設備である燃料貯蔵棚のバードケージに適切に貯蔵されていたものの、トリウムについては臨界管理が不要なことから、そのバードケージではなく、燃料室内の保管庫に保管しているとの説明を受けた。</p> <p>これを受け、トリウムの貯蔵に係るこれまでの許認可手続きを確認したところ、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(試験炉則)」、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(許可基準規則)」、及び「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(技術基準規則)」における要求事項に対して、既承認の設置承認申請、設計及び工事の計画の承認申請、及び保安規定承認申請においてトリウムの貯蔵に係る記載がなされておらず、過去の規制機関の審査においても、トリウムの貯蔵に対しての確認がなされていなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>京都大学との面談を行い、トリウムの貯蔵に関する安全上の措置について説明を受けた(令和3年8月5日)。さらに、この説明を踏まえ、原子力運転検査官が、トリウムの貯蔵に係る現状及び過去の記録の確認等を行い、これらの結果から貯蔵されているトリウムは臨界に達するおそれがないものであること、保管庫は燃料体を貯蔵することができる容量を有するものであることを確認した(令和3年8月11日、12日)。</p> <p>上記の確認結果を踏まえ、原子力規制委員会にトリウムの貯蔵に係る手続き漏れを報告するとともに、今後の対応方針として、トリウムの貯蔵に係る許認可手続きを早急を実施させることを諮り、了承を受けた(令和3年8月25日)。あわせて、京都大学に対し、トリウムの貯蔵に係る許認可手続き(核燃料物質貯蔵施設としてトリウム燃料保管庫を追加する等)を早急を実施するよう、審査会合で伝達した(令和3年8月31日)。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>本要改善事項が発生した昭和47年当時においては、許可基準規則及び技術基準規則のような基準はなかったが、現在は、試験炉規則、許可基準規則及び技術基準規則が整備され、条文毎に規制要求が整理されており、とりわけ、設置(変更)許可申請の審査においては、「試験炉規則第1条の3(試験研究用等原子炉の設置の許可の申請)」において、核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力を記載すること及び「許可基準規則第16条(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)」において、燃料体等の貯蔵施設は燃料体等を貯蔵することができる容量を有するものとする等ことを明示的に要求しており、これらの適合性を確認している。また、設置(変更)許可申請の審査においては、審査の漏れ防止を目的に、適合条文の説明の要否について確認を行っており、不要とした条文については理由を確認している。さらに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設(NSRR)の設計及び工事の方法の認可の申請漏れ等を踏まえ、原子力施設に係る審査全般の改善策として、設置変更許可において審査の漏れの防止、施設の特徴に応じた審査を適切に行うため、これから新規制基準適</p>		

合性審査結果をとりまとめるものについて、審査で確認した事項を整理し、以後の審査において活用する運用※1を行っている。

なお、上記を含む関係法令を踏まえた審査体制や審査の進め方は、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」として内規をとりまとめ、手続き漏れがないことも確認する運用を行っている。

以上を踏まえて、現行既に上記の審査制度が整備され、適切に運用されており、申請時に今回のような事業者の不備が仮にあっても、審査の際に発見できる体制が確立しているため、本件に対する是正処置を不要とした。

※1：令和元年度 第64回原子力規制委員会 資料4「原子炉施設に係る審査全般の改善策について(第2回)」参照



番号	22	担当部署	実用炉審査部門
件名	設置許可変更届出の写しの送付遅延		
内容	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>令和3年3月18日に、日本原子力発電(株)から、原子炉等規制法第43条の3の8第3項の規定に基づき、「敦賀発電所原子炉設置許可に係る工事計画変更届(以下「変更届」という。)」が提出された。担当者は、「実用発電用原子炉に係る安全審査執務要領(実用炉審査部門内規)(以下「安全審査執務要領」という。)」に基づき、ホームページ掲載等の必要な手続を実施したが、経済産業大臣に写しを送付するための決裁手続処理を失念し、実施しなかった。</p> <p>令和3年5月中旬に、担当者が所属するチームの職員が、部門内資料「申請・届出リスト」を更新する際に、本変更届の決裁手続が行われていないことに気付き、担当者に口頭で指摘したが、担当者は再び処理を失念し、決裁手続を実施しなかった。令和3年6月30日に、担当者は、自身の異動に伴う書類整理の過程で本変更届を発見し、所属するチームに処理を失念していたことを報告した。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>原子炉等規制法の施行令第62条第2項には、「原子力規制委員会は、次の各号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。」と規定されているが、担当者は経済産業大臣への送付手続を行っていなかった。</p> <p>「申請・届出リスト」の更新作業を担当している職員は、本件の処理について、担当者に口頭で指摘し、速やかに処理する旨の回答を得たことによって、「申請・届出リスト」の更新を行ったため、記載が実際の状況と異なっていた。</p> <p>所属するチームの管理職は、「安全審査執務要領」に基づく処理台帳ではなく、部門内の資料(審査企画班会議配布の申請・届出リスト)で、本変更届を含む申請及び届出の処理状況を確認していた。</p>		
要改善事項の処置	<p>送付が遅れていた届出の写しについては、確認の上、令和3年7月1日に決裁手続を開始し、7月8日に決裁が完了した。その後、7月9日に、経済産業省担当課に対し、届出の写しを送付するとともに、送付が遅延したことについて口頭で謝罪した。</p> <p>担当者が所属するチームの管理職は、受理した届出を法律施行令に基づき確実に処理するようチームの職員に指示した。また、「安全審査執務要領」を踏まえ、申請及び届出の処理状況を部門内の資料だけでなく処理台帳にて確認・管理するよう認識を改めるとともにチーム内の職員に周知し、自チーム内における確認体制を整備した。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>既に上記の措置を行っていること、また、「安全審査執務要領」において、必要な手続きの実施方法、処理状況を管理するための処理台帳等が既に整備されており、本件を踏まえ当該執務要領を変更する必要はないことから、本件に対する是正処置は不要と判断した。</p>		

番号	23	担当部署	検査監督総括課
件名	原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備		
内容	<p>○事象1(新検査官証等の紛失)</p> <p>原子力規制検査を行う職員は、原子力規制検査時に携帯する身分証明書(原子炉等規制法第61条の2の2第4項。以下「検査官証」という。)、立入り検査時に携帯する身分証明書(原子炉等規制法第68条第5項。以下「立入検査官証」という。)及び特定核物質防護等に関する秘密の取扱職務時に携帯する信頼性確認済証(原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令第10条)を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示することとなっている。</p> <p>令和3年8月25日に、原子力規制事務所(以下「事務所」という。)の職員1名より、実用炉監視部門に対して、検査官証及び立入検査証の所在が不明になっている旨の連絡があった。その後、捜索をしたものの発見に至らなかった。</p> <p>これを踏まえ、令和3年9月6日に、検査監督総括課より実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門及び専門検査部門の職員に対し、検査官証、立入検査証及び信頼性確認済証の現物確認と結果の報告を指示し、令和3年10月6日時点でさらに職員2名の紛失が判明した。</p> <p>なお、本事象の前(令和3年4月)にも職員1名の検査官証の紛失が発生しており、再発行の処理をしている。</p> <p>また、過去に所属していた職員(令和2年4月1日から令和3年10月6日の間に異動したもの)については調査中である。</p> <p>○事象2(旧検査官証の処理)</p> <p>原子力規制検査が令和2年4月1日に施行され、これによって効力を失った検査官証及び立入検査証(以下「旧検査官証等」という。)は検査監督総括課で回収を行ったが、旧検査官証等を全て回収したか現在も確認中、また、回収後の処理(廃棄等)作業も残っている。なお、旧検査官証等(令和2年4月1日より前に回収されたものを含む。)の手続きに係る所掌が不明確であったが、現在は検査監督総括課にて行うこととしている。</p>		
要改善事項の処置	<p>事象1</p> <p>紛失した職員について、検査監督総括課において原子力規制委員会が交付した検査官証及び立入検査証の原子力規制委員会の印影を抹消扱いとして失効させ、併せて、同職員に対し、検査官証等を改めて発行する。信頼性確認済証は人事課において再発行の手続きを行う。 ※なお、信頼性確認済証を検査官等が常時携帯する必要はないことから、確認済証自体の発行を取りやめることとし、令和4年3月に関係の訓令を改正した。</p> <p>事象2</p> <p>旧検査官証等は検査監督総括課において保管している。なお、旧検査官証等は令和2年4月1日に施行された改正原子炉等規制法の改正前の規定に基づくものであり、現在使用することはできない。失効等の事務手続きの要否については、今後検討する。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	24	担当部署	監視情報課
件名	福島沖海底土中のSr-90の分析仕様の不整合		
内容	<p>平成 23 年 3 月 11 日の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを実施するために策定された総合モニタリング計画に基づき、関係府省や地方公共団体、原子力事業者が連携してモニタリングを実施している。当該計画において、海域モニタリングを実施する上での検出下限の目標値が定められており、原子力規制委員会を含むモニタリング実施者は、検出下限値が当該目標値以下となるよう海域モニタリングを実施することとしている。</p> <p>原子力規制委員会が実施した福島県沖海底土中のストロンチウム 90 の分析のうち、令和2年5月から令和3年5月までに採取した分について、検出下限値が目標値より大きい値で分析し、公表していたことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析機関が試料中の放射線量を測定した際、総合モニタリング計画で定められた検出目標値を導出するために十分な長時間測定したデータを取得し、現在まで保存していたため、当該データを使用して検出下限値(※)が目標値以下となるよう再解析を行った。</li> <li>※測定対象試料の測定時間を長くすると、測定対象の検出下限値が小さくなる。</li> <li>・再解析で得られた分析結果を、原子力規制委員会の放射線モニタリング情報のホームページで公表した。</li> </ul>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	25	担当部署	人事課 放射線防護企画課
件名	放射線審議会委員の委嘱手続における辞令の日付の誤記載		
内容	<p>放射線審議会委員の人事に関し、14名の委員のうち5名の任命(再任)について、令和3年度第3回原子力規制委員会(令和3年4月14日)で決定された。これを受け、令和3年5月24日に放射線防護企画課の担当者Aから人事課の担当者Bに対し、5名への発令手続きを依頼した。</p> <p>令和3年6月6日、Bは辞令案を作成するにあたって、辞令に記載すべき内容をまとめた一覧表を作成し、Aに確認を依頼した。放射線審議会委員の任期が2年であるため(※)、任期満了日を令和5年6月14日とすべきところ、一覧表には1年短い令和4年6月14日と記載されていたが、確認依頼を受けたAは気が付かず、Bに修正意見がない旨回答した。そのためBは一覧表のとおり、起案、決裁を行った。放射線防護企画課においても送付時点に発令内容を確認することなく、辞令を各委員へ送付した。</p> <p>令和3年11月9日に、放射線防護企画課において、放射線審議会総会の謝金の支払い手続き書類に添付された辞令の写しを確認した際に、任期が誤っていることに気がついた。</p> <p>(※放射線障害防止の技術的基準に関する法律第7条第4項)</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年6月9日付け決裁の「放射線審議会委員の任命について(令和3年6月15日付け)」の修正起案を行い、令和5年6月14日までを任期とする辞令を再度発出する。</p> <p>辞令の再交付に係る放射線審議会の各委員に対する説明は、放射線防護企画課において行う。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	26	担当部署	総務課監査・業務改善推進室
件名	秘密文書を取り扱う職員の範囲の未設定		
内容	原子力規制庁で取り扱う秘密文書は、「原子力規制委員会秘密文書管理要領」に基づき、当該秘密文書の取扱職員の範囲を秘密文書管理簿に記載することになっている。監査・業務改善推進室で令和3年12月に行政文書の自己点検を行ったところ、平成29年8月18日付けの秘密文書に関する秘密文書管理簿に、当該秘密文書の指定当初から取扱職員の範囲が記載されていないことが判明した。		
要改善事項の処置	現時点の監査・業務改善推進室の職員のうち、当該秘密文書を管理すべき者を定め、秘密文書管理簿に記載するために必要な手続きを実施した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	27	担当部署	実用炉審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表		
内容	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>平成31年3月25日付けの伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の認可に係る審査結果(以下「審査書」という。)について、公開版審査書を作成し、令和3年9月21日に原子力規制委員会ホームページで公開した。令和3年9月29日に、実用炉審査部門審査官が2種類の非公開情報(施設の名称及び施設の構造設計方針に係るもの)のマスクング漏れを発見した。</p> <p>今回マスクング漏れをしていた部分は、申請者が工事計画認可申請書(以下「申請書」という。)において情報公開法第5条第4号に従い不開示情報としていた部分であったため、本件検知後すぐに当該審査書のホームページ公開を停止している。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>HP掲載停止後、要因特定のため作業経過を確認した結果、本件の問題点は、①作業着手段階で、実用炉審査部門の「実用発電用原子炉に係る安全審査業務執務要領」(以下「安全審査執務要領」という。)の中から参照可能な作業マニュアルを抽出して適用する等の作業手順を整理していなかったこと、②公開前に、審査サブチーム内の他の審査官による確認、及び作業責任者であるサブチーム長による最終確認を実施したが、マスクング箇所の抽出及び処理の状態を作業段階毎に確認できるチェックシート類を用いていなかったこと、と考えられる。</p> <p>なお、認可後から審査書の公開まで数年を要しているが、以下に示す作業上の制約があったためである。</p> <p>①本件伊方発電所第3号機に加えて、高浜発電所第1号機から第4号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の審査を同時並行的に実施しており、かつ、それら審査内容に共通的な事項があったことから、公開版審査書の作成作業を玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の認可処分後(令和2年8月)から実施する必要があった。</p> <p>②公開版審査書の作成作業には事業者の申請書マスクング版との照合が必須となるが、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の認可処分後から事業者間でのマスクング対象箇所詳細調整が進捗し始めたため、全事業者からの申請書マスクング最終提出が令和3年4月となり、公開版審査書作成における照合作業着手までに時間を要した。</p>		

<p>要改善事項の処置</p>	<p>令和3年9月29日に、ホームページでの公開を直ちに停止した。同日、その旨の連絡を事業者に行った。また、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告した。なお、Warp(インターネット資料収集保存事業)上に当該審査書が保存されていないことも確認した。</p> <p>担当者が所属するチームの管理職は、非公開情報を含む審査書の公開について、安全審査執務要領において既に整備されている非公開情報のマスキング処理に係る手順を適用し、処理の適切性確認のためのチェックシート類を用いて作業内容を確認・検証するようチーム内の職員に周知し、自チーム内における確認体制を整備した。あわせて、今後は、認可後可能な限り速やかに審査書の公開に対応していくよう認識を改めるとともに、チーム内の職員にも周知した。これらに関する他の審査チームとの情報共有も実施した。</p> <p>なお、本件審査書については、上記の確認体制の下でマスキング処理を再実施し、同年10月29日に原子力規制委員会ホームページにて再掲載した。</p>
<p>是正処置</p>	<p>【是正処置不要】</p> <p>既に上記の措置を行っていること、また、安全審査執務要領において、非公開情報のマスキング処理に係る手順及び処理の適切性確認のためのチェックシート類が既に整備されており、今後マスキング処理にあたっては執務要領に即した対応を行うよう改めて周知徹底したことから、本件に対する是正処置は不要と判断した。</p>

番号	28	担当部署	技術基盤課
件名	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備		
内容	<p>令和3年6月23日に「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善-令和2年度実施計画を踏まえた意見募集の結果の公示及び改正について-」として計10件の基準規則解釈、審査ガイドの改正を行ったが、当該ガイドの類のうち3件、(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」、(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」及び(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」の改正の一部に以下のとおり誤記があった。なお、(1)、(2)及び(3)のいずれも原子力規制委員会行政文書要領類の「修正のための決裁に係る手続きに関する規程」第3条第1項の「客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤り」に該当する。</p> <p>(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。新旧対照表を作成する過程で、誤った位置に改正案を記載していたため、本来改正すべき内容が正しく反映されていなかった。</p> <p>(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に3箇所の誤記があった。ただし、いずれもパブリックコメント期間中(令和3年4月1日~30日)の他の改正「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正(令和3年4月21日原子力規制委員会決定)」の反映漏れであり、本件改正部分に影響を与えるものではなかった。</p> <p>(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。ただし、改正前の欄の誤記であり、これも上記(2)と同じく改正内容自体に影響を与えるものではなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>上記(1)について、原子力規制委員会文書管理要領第28条の2の規程に基づき、令和3年10月27日に修正のための決裁を行った。上記(2)及び上記(3)についても、正しい表記とするため、同日付けで修正の決裁を行った。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	29	担当部署	総務課
件名	原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部の面談リストの規制委員会ホームページへの掲載漏れ		
内容	<p>原子力規制委員会では、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針(平成24年9月19日 原規総発第1209196号)及び「事業者との面談についてのルールの見直し」(平成25年2月6日 原子力規制委員会決定)に基づき、被規制者等との面談について、面談の予約及び実施状況(以下「面談リスト」という。)を記録として残し、規制委員会ホームページで毎週公開することとしている。</p> <p>面談リストは総務課が作成して法令審査室がホームページに掲載していたが、面談リストが令和2年10月分からホームページに掲載されていないことを、令和4年1月に確認した。令和2年10月から法令審査室への掲載依頼が滞り、令和3年4月に担当者が異動した際にも適切な引き継ぎがなされなかったものと考えられる。</p> <p>なお、実際に実施された各面談の議事要旨は、遅滞なくホームページに掲載されている。</p>		
要改善事項の処置	原子力規制委員会ホームページに未掲載であった面談リストを、令和4年2月末までにホームページに掲載をする。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	30	担当部署	人事課
件名	扶養手当の誤支給		
内容	<p>人事課給与班では扶養手当の認定について、全手当支給者を対象に人事院規則9-80第5条に基づき年1回の扶養状況確認調査を行っている。令和3年9月の調査データを基に扶養状況に変更がないか確認していたところ、過去の扶養状況のデータ入力に誤りがあることが判明した。</p> <p>過去に遡って手当支給状況を確認したところ、手当の返納が発生する者が4名、追給が発生する者が3名おり、誤支給期間は最長で4年8ヶ月であった。</p> <p>誤支給の主な原因としては下記が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定時の支給要件の認識不足</li> <li>・認定時のシステムデータ入力ミス</li> <li>・認定時の手当について確認する体制の不備</li> <li>・年1回の扶養状況確認調査での確認漏れ</li> </ul>		
要改善事項の処置	<p>扶養手当の認定やシステムへのデータ入力は人事課給与班が行い、支給額の計算や支払いは会計部門給与班が行っている。</p> <p>誤支給判明後、令和3年12月の給与から正しい認定額への金額修正処理を行うとともに、返納額・追給額計算を会計部門給与班へ依頼し、金額判明後、人事課給与班が対象者本人へ説明を行っている。追給については、12月以降の給与にて実施し、返納については、会計部門発行の納入告知書により支払いを依頼する。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	31	担当部署	長官官房会計部門
件名	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告		
内容	<p>職員への給与の支払いに当たっては、税務署や自治体へ課税のための報告を行っている。</p> <p>令和3年11月に一部の自治体から令和2年分の給与支払報告書の内容について疑義照会があったことを契機に、同年の年末調整関連書類を再確認したところ、自治体に提出済みの給与支払報告書に加え、所轄税務署に提出済みの法定調書及び職員に配布した源泉徴収票にも記載内容に誤りがあることが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>疑義照会があった後、原子力規制委員会職員から提出された、令和2年分の年末調整関連の申告書、給与・賞与の確定データ及び支払報告作業用 Excel ファイルの全てについて、再度の内容確認を行った。</p> <p>その結果、所得税の源泉徴収及び納税自体は所得税法及び租税特別措置法に基づき適正に行われていたものの、年末調整関連書類の作成に当たり、所得金額調整控除又はひとり親に係る控除が適用対象外であるにもかかわらず控除対象として処理したり、12月給与の所得税徴収分を加算し忘れたりするなどの作業ミスがあったことにより、給与支払報告書及び法定調書については51名分、職員へ配布した源泉徴収票については47名分の記載内容に誤りがあることが判明した。</p> <p>給与支払報告等に誤りが判明した職員に対し、内容を修正した源泉徴収票の交付及び今回の事案発生の経緯や自治体への訂正報告により今後住民税が追徴となることなどについての説明を行うとともに、自治体に対する給与支払報告書の訂正報告、所轄税務署に対する法定調書の訂正報告を順次行っている。引き続き、交付・説明を終えていない職員への対応や関係機関への訂正報告を順次行っていく予定。</p> <p>また、今後の再発防止のために、今回の事案を踏まえた形での業務マニュアルの改訂を行うとともに、年末調整関係書類を作成する際の給与担当者間のダブルチェックを徹底することとした。(なお、令和3年分の年末調整関係書類については再度ダブルチェックを行い、記載内容に誤りがなかったことを確認済み。)</p>		
是正処置	是正処置実施中		



番号	32	担当部署	研究炉等審査部門
件名	京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ		
内容	<p>令和2年12月24日に国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)から臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認に関する申請があり、原子力規制委員会が令和3年3月17日に承認した。</p> <p>令和3年12月10日に京都大学から申請に必要な書類(添付書類十一)が添付されていなかったと報告があり、審査担当の研究炉等審査部門はこれにより添付書類漏れに気づいた。</p> <p>審査の内容については実質的な過誤はなかったが、試験炉則の規定に照らせば瑕疵であるため、改善を要する事項である。</p>		
要改善事項の処置	<p>対処方針について令和3年度第58回原子力規制委員会(令和4年1月12日)に諮り、①に基づく判断を進めるとともに、今後②に基づく再発防止策を行うことが了承された。</p> <p>①本件では、添付資料によらず審査が可能であったものであり、承認処分については、改めて添付書類十一に相当する書面の提出は要しないとする。</p> <p>②審査の内容において実質的な過誤はないとはいえ、試験炉則の規定そのものに照らせば瑕疵があったことは事実であることから、不適合管理に基づく改善を行い、審査において本件と同様の不備が起こらないよう対応するとともに、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」(2017年6月制定、原子力規制部)に本事案の再発防止策を反映し、適切に審査業務を遂行していくこととする。また、設置者に対しては、添付書類十一の添付の必要性及び変更後における品質管理の体制が基準に適合することを確認するための必要な説明の記載を求めることを周知すること。</p> <p>なお、試験研究炉以外の申請案件についても同様の事例がないか、併せて確認を行う。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	33	担当部署	保障措置室
件名	核燃料物質使用者による湧出し対応の未処理の長期化		
内容	<p>令和3年3月29日に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規制法」という。)第52条第1項の規定により核燃料物質の使用の許可を受けた者(以下「核燃料物質使用者」という。)の事業所内で、プルトニウム(以下「Pu」という。)-239電着線源(約7<math>\mu</math>gのPu-239が固着した金属)が発見された(湧出した)旨の連絡があった。核燃料物質使用者から湧出しの報告があった場合には、日本国政府は国際原子力機関(IAEA)に在庫変動報告を行う必要があることから、保障措置室は当該核燃料物質使用者に対して確認を取ろうとしたが、担当者不在で連絡が取れなかった。</p> <p>その後、同年4月初めに研究炉等審査部門から、「当該核燃料物質使用者は固体のPuの使用が許可されていないため、固体であるPu-239線源が発見されたことによって、炉規制法に基づく使用変更許可の手続が必要である」との情報を受けたが、この時点で、「在庫変動報告は固体Puの使用変更許可後になされるべき」と管理職に相談せずに担当者が判断してしまい、当該核燃料物質使用者に対して在庫変動報告を提出すべき時期の明示が遅れた。</p> <p>その後、同年8月17日に、当該核燃料物質使用者から報告書が提出されておらず、処理未了であることが管理職に対して報告された。Pu線源の湧出しが発生した時の担当者の対応不備が、処理未了の状態を長期化させた。</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湧出し時の事業者からの報告に関して、使用変更許可前の核燃料物質使用者からの報告手続が明確ではなかった。</li> <li>・今回の案件を受けて、炉規制法第 67 条第 1 項及び「国際規制物資の使用等に関する規則」第 7 条第 4 項の規定に基づく在庫変動報告は、使用変更許可手続の進捗に関わらず、湧出しのあった月の末日から 15 日以内に行うべき旨、核燃料物質使用者に対して明示するという運用マニュアルを、令和 3 年 9 月 3 日に、核燃料物質の使用変更許可の担当である研究炉等審査部門の確認を受けた上で、保障措置室で定めた。</li> <li>・令和 3 年 9 月 7 日に炉規制法第 68 条第 1 項に基づく立入検査を実施し、当該 Pu-239 線源の現状確認を行うとともに、在庫変動報告を提出するよう指示を行った。令和 3 年 10 月 6 日に核燃料物質使用者から在庫変動報告の提出があり、それを受け、保障措置室は同月 29 日付けで IAEA に対して報告した。</li> </ul>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	34	担当部署	保障措置室
件名	便宜供与依頼に係る手続不備		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保障措置に係る国際原子力機関(IAEA)との会合(令和3年11月15日～17日)に、保障措置室から3名出席するため、同月14日に日本を出発、19日帰国する日程でIAEA本部への出張を計画し、実施した。出張では、在ウィーン国際機関日本政府代表部(以下「ウィーン代表部」という。)から、ウィーンでの空港送迎などの便宜供与を受けることとしていた。</li> <li>・令和3年11月18日、ウィーン代表部から、「当該出張に係る便宜供与依頼が届いていないため確認してほしい」旨の連絡があった。便宜供与を受けるためには、起案・決裁した文書を、外務省へ発出する必要があるが、出張者と手続き担当者間の連絡の不備により、便宜供与を依頼するための書類が起案されおらず、発出されていないことが発覚した。</li> </ul>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年11月19日に、保障措置室からウィーン代表部に本件が発生した経緯について説明するとともに、手続きの不備について謝罪し、改めての便宜供与依頼の発出は行わないこととなった。また、ウィーン代表部からは再発防止について周知するよう依頼があった。</li> <li>・室内で今回の原因の分析と、今後の対応方針について協議し、本件の発生原因が、便宜供与依頼手続を含む海外出張時の事務手続の役割分担の不明確さや室内確認体制の未構築にあったことを認識し、再発防止のためのマニュアルを作成し、室内に周知する方針を決定した。</li> <li>・令和3年11月19日の庁内総括補佐会議で、本手続不備の件につき、国際室から庁内に「今後同様の不備が起きないように」周知・連絡した。</li> </ul>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	35	担当部署	実用炉審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページ公表資料での非公開情報のマスキング漏れ		
内容	<p>&lt;経緯&gt;</p> <p>平成30年12月10日、平成30年度第46回原子力規制委員会臨時会議の資料の一部として、「九州電力株式会社玄海発電所第3号炉及び4号炉の設置変更申請(特定重大事故等対処施設の設置)」に係る審査書を原子力規制委員会ホームページ(以下、HP)で公開した。</p> <p>令和4年2月9日、地震・津波部門の審査官が、HP上の当該審査書に非公開情報のマスキング漏れの可能性がある箇所を発見し、実用炉審査部門の審査官に連絡した。連絡を受けて、実用炉審査部門の審査官が確認を行ったところ、非公開情報のマスキング漏れ2箇所を確認した。</p> <p>また、特定重大事故等対処施設の設置に係る許可処分済の審査書を対象に同様のマスキング漏れが無いかHP上で確認したところ、平成29年10月4日に許可した「四国電力株式会社伊方発電所第3号炉の設置変更申請(特定重大事故等対処施設の設置等)」に係る審査書(平成29年8月30日、9月6日及び10月4日にHPで公開)についても、同様のマスキング漏れを確認した。なお、上記以外の特定重大事故等対処施設に係る許可処分に関する審査書については、同様のマスキング漏れが発生していないことを確認した。</p> <p>今回マスキング漏れがあった記載は、情報公開法第5条第4号に従いセキュリティの観点から非公開情報としていた部分であったため、本件を確認後速やかに当該審査書のホームページ公開を停止した。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>審査書の掲載を行った当時、セキュリティの観点から非公開情報を適切にマスキングするための作業マニュアルが整備されておらず、担当者等の確認が不十分であったため、当該記載が非公開情報であることを見落としと推定される。</p> <p>なお、現在は要改善事項の是正措置を踏まえた作業マニュアル(特定重大事故等対処施設に係る審査結果のマスキング確認マニュアル)が整備され運用されている。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該事案発生後速やかに、HP上の当該審査書の公開を停止するとともに、関係事業者に対してその旨の連絡を行った。また、「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告した。また、安全審査執務要領に基づき改めて当該審査書にマスキング処理を実施し、令和4年2月10日に原子力規制委員会ホームページにて再掲載した。</p> <p>なお、Warp(インターネット資料収集保存事業)上にも当該審査書が保存されていることから、同日16日にインターネット資料等使用制限に係る申出を行った。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>本件の問題点については、上記のとおり、既に修正措置を行っていること、また、現在は安全審査執務要領において、セキュリティの観点から非公開情報を適切にマスキングするための手順を整備し運用していることから、本件に対する是正処置は不要と判断した。</p>		

IRRSミッション指摘事項への対応状況

別添 4

※ グレー：昨年度までに対応完了、青：今年度中に対応完了、白：対応継続

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11委員会資料)	2021年度の進捗・今後の予定	担当課室	
政府の責任と機能	勧告1【R1】	情報交換プロセス	政府は、原子力と放射線の安全について責任を負っている日本の規制当局 <sup>1)</sup> が、調和された効果的な規制監視を実現し、また、それぞれが所管する規制が調和されるよう、政策、許認可、検査及び執行措置に関する情報交換を行うための効果的で協力的なプロセスを構築し実施すべきである。 *1:原子力規制委員会のみならず、原子力・放射線安全に責任を有する複数の規制機関を含む	勧告1は未了である。原子力及び放射線安全の分野で関連する役割を担う機関間のコミュニケーションと協力を改善するためのイニシアティブが行われてきたことは認められるが、そうしたメカニズムは依然非公式であり、共通の関心の的となる事業における相互作用のレベルに変動性がある。	火災防護については、原子力規制庁と消防庁との間で、連携についての文書を2019年6月に発出した。これを受け、2020年度からの原子力規制検査において地元消防本部と連携した検査を行っている。また、人事交流については消防庁から1名、原子力立地市町村消防本部から3名を受入れている。原子力安全に係る放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気付き事項の共有などの連携についての調整を開始した。今後、両省庁間で、当該連携の文書化を行い、来年度より運用を開始する予定である。(検査監督総括課)	火災防護については、原子力規制庁と消防庁との間で、連携についての文書を2019年6月に発出した。これを受け、2020年度からの原子力規制検査において地元消防本部と連携した検査を行っている。また、人事交流については消防庁から1名、原子力立地市町村消防本部から3名を受入れている。原子力安全に係る放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気付き事項の共有などの連携についての調整を開始した。今後、両省庁間で、当該連携の文書化を行い、来年度より運用を開始する予定である。(検査監督総括課)	RI規制部門 検査監督総括課	
	提言1【S1】	共同検査委託監督	原子力規制委員会は、共同検査に対する関連機関 <sup>2)</sup> との連絡、外部委託した検査の監督に関する改善を検討すべきである。 *2:原子力・放射線施設で検査を実施する複数の規制機関	提言1は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは火災防護分野での共同検査の導入及び委託規制検査に対する監督の改善に関する所見に基づく。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、厚生労働省との協力関係の構築について、2020年度中に調整を行う(検査監督総括課)。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気付き事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について2020年度中に調整を行う(RI規制部門)。	原子力安全に係る放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気付き事項の共有などの連携についての調整を開始した。今後、両省庁間で、当該連携の文書化を行い、来年度より運用を開始する予定である。(検査監督総括課)	RI規制部門 検査監督総括課	
	勧告2【R2】	モニタリング提供者承認	政府は、規制機関に対し、職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び一般的な環境のモニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきである。	勧告2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が開始した措置が完了に近付きつつあり、既に線量測定及びモニタリングサービス提供者に関する品質の管理の強化に至っているという所見に基づく。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、職業被ばくモニタリングに関しては、炉法規においてR1法の新たな規制要求と同等のものとなるよう引き続き関連規定の整備を必要に応じて進める。	自己評価書に記載した事項を完了した。(検査監督総括課)	RI規制部門 規制企画課 検査監督総括課	
	指摘事項1	事業者研修プログラムへの参加	-	IRRSチームメンバーは、許認可取得者が提供する研修プログラム及び課程を活用することで規制機関職員が得られる便益も強調した。	現在でもBWR運転訓練センター、原子力発電訓練センター等での研修を行っているが、更なる活用の可能性について今後検討する。	自己評価書に記載した事項を完了した。(検査監督総括課)	規制機関職員の専門性向上を目的として、事業者が実施している研修プログラムを活用する有用性及び実現可能性について、引き続き検討する。	人事課
	勧告3【R3】	放射線防護対策	原子力規制委員会は、許認可取得者による放射線防護対策の実施を監視すること、NIRS <sup>3)</sup> との協力を通じて、放射線防護の国際基準の策定や関連する研究活動に参加することに、優先度を高く、一層の資源を配分すべきである。 *3:国立研究開発法人量子科学技術研究機構放射線医学総合研究所	勧告3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者の規制監督のほか、放射線防護分野での国際基準の策定及び日本国内での関連する研究活動向けに、追加資源を配分してきたからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	防護企画課 RI規制部門	
規制機関の責任と機能	勧告4【R4】	組織有効性等	原子力規制委員会は、現在の組織体制の有効性を評価し、適切な横断的プロセスを実施し、年度業務計画の立案に際して利害関係者からの情報収集を強化し、さらに、自らの実績と資源利用を測るツールを開発すべきである。	勧告4は未了である。これは幾つかの分野における顕著な改善を認識する一方、マネジメントシステムの枠組み内で完了すべき任務が残っているからである。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、マネジメントシステム改善に係る2020年度からの新たな計画を策定する。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年7月15日に「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を策定し、これに基づいて主要プロセスを決定し、主要プロセスのマニュアルの作成を開始した。2021年度中に全ての主要プロセスにおいてマニュアルを策定予定。 2020年度のマネジメントレビューでの業務評価から、業務に投入した資源量を明示した。 マネジメント規程を補完する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を2021年度中に策定予定。	監査・業務改善推進室	
	勧告5【R5】	人材育成	原子力規制委員会は、原子力と放射線の安全におけるその規制責任を果たす能力と経験を備えた職員を確保するため、能力の評価、研修プログラムの実施、OJT、内部での職務ローテーション、さらに、TSO(JAEA)、大学、研究機関、国際機関、外国機関との安全研究や協力の充実に関する活動をさらに発展させ実施すべきである。	勧告5は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が勧告に従って活動を実施しているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	人事課 人材育成センター	

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11委員会資料)	2021年度の進捗・今後の予定	担当課室
	提言2 【S2】	魅力向上 技術維持	原子力規制委員会は、より多くの責任、許認可取得者の安全実績に直接影響を及ぼす能力、原子力産業界の様々な部門を規制する選択肢、国の政策に影響する法的要件を定める能力、そして原子力規制委員会内で上級職員に至る明確なキャリアパスを職員に提供することにより、選ぶべき雇用主としての原子力規制委員会の魅力と、職員の担う役割の向上を目指すことを通じて、新規の技術専門家を獲得するとともに、現職の技術専門家を維持する戦略の策定を検討すべきである。	提言2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が新人職員を引き寄せ、現任の技術専門家を保持すべく、彼らにインセンティブを与えることによって取り組んでいるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	人事課 人材育成センター
	提言3 【S3】	許認可 取得者 コミュニケーション	原子力規制委員会は、規制審査及び評価の結果を受けて、一層の規制上の期待事項、現在の課題について、許認可取得者／申請者とのコミュニケーションに関するメカニズムの有効性について評価することを検討すべきである。	提言3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者及び他のステークホルダーとのコミュニケーションの向上に尽力しているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	規制企画課
	勧告6 【R6】	統合 マネジメントシステム	原子力規制委員会は、所掌業務を遂行するために必要なすべての規制及び支援プロセスに対する統合マネジメントシステムを構築し、文書化し、完全に実施すべきである。マネジメントシステムには等級別扱いを一貫して適用し、文書・製品・記録の管理、及び変更管理などの組織共通のプロセスを組織内すべてに展開すべきである。改善の機会を特定するために、包括的な方法で原子力規制委員会マネジメントシステムの有効性を監視及び測定できるようにすべきである。	勧告6は未了である。これは全ての規制プロセス及び支援プロセス向けに新たな原子力規制委員会の統合マネジメントシステムを完成し、文書化し、全面的に実施するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載の通り。	監査・業務改善推進室
規制機関 の マネジメントシステム	提言4 【S4】	意識啓発 研修	原子力規制委員会は、自らの活動の実施において高度な安全文化を促進かつ持続するために、意識啓発研修又は意識調査などの具体的な対策を導入することを検討すべきである。	提言4は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは規制活動における高水準の安全文化の促進と持続に向けた一連の具体的な措置が実施されたからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	監査・業務改善推進室
	提言5 【S5】	マネジメント 戦略 アプローチ	原子力規制委員会委員は、マネジメントシステム構築に特化した複数年計画の策定に着手し、その実施状況を定期的に審査することによって、このプロジェクトに対する各委員のコミットメントを示し、マネジメントシステムの実施に関する戦略的アプローチを検討すべきである。	提言5は完了とする。これは「マネジメントシステムの改善に向けたロードマップ」が現在、原子力規制委員会マネジメントシステムに加える必要のある変更の実施に役立つよう使用されているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	監査・業務改善推進室
	提言6 【S6】	マネジメント 文書化	原子力規制委員会は、マネジメントシステムが、使用しやすく、規制活動の効果的で一貫した実施を図れるようなものにするため、マネジメントシステムを階層構造にすることを検討すべきである。各プロセスについて、その要件、リスク、相互作用、入力、プロセスの流れ、出力、記録及び測定基準を含めて具体的な説明を記述したものを統一された形式で作成することを検討すべきである。	提言6は未了である。これはマネジメントシステムにおいて、新たに包括的に記載するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載の通り。	監査・業務改善推進室
	提言7 【S7】	高齢年化 対策	原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の高齢年化対策に係る3つの既存規制プロセスのインターフェース及び全体としての一貫性を改善することを検討すべきである。	提言7は完了とする。原子力規制委員会は、許認可取得者による資料提出の重複を排除する形で要件を改訂し、老朽化管理の検討に関連する3つのプロセス間で審査に対するアプローチを整合化した。	【完了】	【完了】	-
	勧告7 【R7】	施設検査 取り込み	原子力規制委員会は施設検査の結果を放射線線の審査、評価及び許認可プロセスに組み入れるべきである。	勧告7は、勧告の意図を満たすべく原子力規制委員会が講じた措置に基づき、完了とする。	【完了】	【完了】	-
	勧告8 【R8】	廃止措置 計画 サイト解放	原子力規制委員会は、原子力及び放射線施設の供用期間の全段階において廃止措置を考慮することに關する要件、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準を規定すべきである。	勧告8は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。IRRSチームは原子力施設に関するこれまでの進捗に注目した。また原子力規制委員会に対し、廃止措置活動が正常に完了した後の許認可取得者の責任終了について正式な確認証の発行を検討するよう推奨した。	(原子力安全) 自己評価書に記載した事項を継続して実施するが、2019年内を予定していた原子力施設のサイト解放基準(サイト解放後における代表的個人の線量基準等)の策定期限については、2020年度内に変更した。  (放射線安全) 許認可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告を確認した結果その内容が適切であること(立入検査において確認した廃止措置の内容が適切であることを含む。)を確認した旨の連絡文書を出す。	(原子力安全) 自己評価書に記載した事項を継続して実施するが、原子力施設のサイト解放に必要な敷地土壌等の状況の判定に関するガイドについては、2022年2月頃に案を取りまとめ、原子力規制委員会に諮るとともに、本ガイドの策定後、2023年度上期中を目処に、放射性物質の測定方法等に係る技術文書の取りまとめを行う。(研審部門)  (放射線安全) 許認可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告が適切であることを確認したことの連絡文書を出すことについて立入検査ガイドにおいて明確化すべく、被規制者から当該ガイド案の意見聴取を実施した。現在、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、立入検査ガイド等他のガイドについては、予防規程ガイドの改正を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。(RI規制部門)	(原子力安全) 核廃研究部門 研審部門  (放射線安全) RI規制部門

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11委員会資料)	2021年度の進捗・今後の予定	担当課室
審査と評価	提言8 【S8】	運転経験 フィードバック	原子力規制委員会は、現在の運転経験フィードバックプロセスについて、その基準が、安全上重大な事象の報告について十分なものとなっているかどうか、長期停止後の再稼働を含め、得られた教訓が許認可取得者により考慮され、実際に施設における適切かつ適時の対策につながることを確かめることによりレビューすることを検討すべきである。	提言8は完了とする。原子力規制委員会は安全関連事象に関する要件を改訂し、そして追加的な規制措置を要する運転経験の反映を評価するスクリーニングプロセスを導入した。	【完了】	【完了】	-
	提言9 【S9】	人的 組織的要因	原子力規制委員会は、すべての原子力施設について、プラントの設計に人的及び組織的要因とヒューマンエラーに対する十分な体系的考察が、許認可取得者による提出書類において行われることを確かめるための規制要件と、これを評価するための能力及び経験を有する原子力規制委員会の資源を十分なものとすることについて検討すべきである。	提言9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これはこれまでに策定されたガイダンス文書と、人的要因及び組織的要因の分野に長けた職員を追加任用に基づく。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年9月23日の第27回原子力規制委員会での指示を受け、2020年10月26日の第13回新規規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合においてガイド案について原子力事業者から公開で意見聴取を実施した。これを踏まえ、2021年1月13日第49回原子力規制委員会の決定により「ブックコメントを実施した後、同年4月7日（令和3年度）第1回原子力規制委員会において「人間工学設計開発に関する審査及び検査ガイド」として決定し、同日施行した。これをもって対応完了した。また、人的要因及び組織的要因の分野に長けた技術基盤グループの職員を検査官として検査グループの専門検査部門に配置した。	企画基盤課 シス安研究部門 検査監督総括課
検査	勧告9 【R9】	検査制度 見直し	政府は、効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行えるよう、原子力規制委員会がより柔軟に対応できるように、原子力規制委員会の検査官が、いつでもすべての施設と活動にアクセスができる公式の権限を持てるように、可能な限り最も低いレベルで対応型検査に関する原子力規制委員会としての意思決定が行えるようにするために、検査制度を改善、簡素化すべきである。変更された検査の枠組みに基づいて、原子力規制委員会は、等級別扱いに沿って、規制検査(予定された検査と事前通告なしの検査を含む)の種類と頻度を特定した、すべての施設及び活動に対する検査プログラムを開発、実施すべきである。	勧告9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは検査枠組みに関して著しい進捗が達成されていること、未解決の任務もすぐに完了するであろうという確信による。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年4月の本格運用開始までに検査計画を作成する予定。また、他の規制機関との協力については、2020年度中に必要性を含め今後検討していく。原子力規制委員会内の部署間での情報共有については、規制事務所の検査官に限らず、チーム検査に携わる検査官や、基盤グループ、審査グループも含め原子力規制検査にかかる情報共有を行う場を2020年度中に設ける。	自己評価書に記載した事項を完了した。	検査監督総括課
	提言10 【S10】	検査官訓練 再訓練	原子力規制委員会は、検査、関連する評価そして意思決定に関わる能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練の改善について検討すべきである。	提言10は完了とする。これは原子力規制委員会が検査官の訓練及び再訓練の分野での拡充を裏証済みであるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	人事課 検査監督総括課 人材育成センター
執行	勧告10 【R10】	執行	原子力規制委員会は、不適合に対する制裁措置又は罰則について程度を付けて決定するための文書化された執行の方針を基準とプロセスとともに、また、安全上重大な事象のおそれが差し迫っている場合には是正措置を決定する時間を最小にできるような命令を処理するための規定を策定すべきである。	勧告10は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは新たな執行方針が実施される予定であり、必要な場合は迅速な執行措置を実施する取次めが定められているからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	検査監督総括課
規制とガイド	勧告11 【R11】	規制 ガイド見直し	原子力規制委員会は、以下を行うべきである。規則及びガイドを定例的に、また、新たな必要性が生じた場合に評価・見直しするためのプロセスの改善及び文書化。必要な場合、規則のガイダンス文書による補充、安全性の向上のための評価に係るガイダンスの改善	勧告11は完了とする。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を実施した。規則及びマネジメントシステム関連文書の定期的な見直しの具体的なルールを含むマネジメント規程を補充する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を2021年度中に策定予定。（監査・業務改善推進室）  自己評価書に記載した事項を完了した。（核審部門・検査監督総括課）  「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド」の策定、「予防規程ガイド」の改正、「立入検査ガイド」を策定するため、被規制者からの意見聴取を実施している。現在、RI法の関係ガイド等について、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、他の審査・検査ガイド等については、予防規程ガイドの改正を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。（RI規制部門）	監査・業務改善推進室 RI規制部門 核審部門 検査監督総括課
	勧告12 【R12】	RI 緊急時ガイド	原子力規制委員会及び他の放射線源の規制当局は、緊急時計画、タイムリーな通報と対応の取決め、等級別扱いを用いた品質保証プログラムに関連する要件を含む、線源に関連する緊急事態に対する準備と対応のための要件とガイダンスを1つにまとめて策定すべきである。	勧告12は完了とする。	【完了】	【完了】	-
	提言11 【S11】	RI 緊急時計画 (NRA)	原子力規制委員会は、放射線源に関連する緊急事態に一貫して対応するための計画と手順の強化を検討すべきである。	提言11は完了とする。これは原子力規制委員会が緊急時対応の計画と手順、放射線源に関連する緊急事態に一貫性のある形で対応すべく強化し、そして対応体系を整備し、製薬施設の線源については厚生労働省と協力して放射線源に対応するマニュアルを策定したことに基づく。	【完了】	【完了】	-

カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11委員会資料)	2021年度の進捗・今後の予定	担当課室
緊急時対応準備	勧告13 【R13】	EAL	原子力規制委員会は下記を策定すべきである。発電用原子炉施設以外の原子力施設に関する緊急時活動レベル一式、すべての原子力事業者が緊急時活動レベルを即時に識別できるようにするためのガイダンス、原子力施設周辺の緊急時計画区域内の公衆に対する情報の提供に許認可取得者が準備段階で参加していることを検証する手続き	勧告13は完了とする。これは原子力規制委員会が全ての原子力施設についてEALを定義するための完全な一連のガイダンスを定めたことに基づく。原子力規制委員会は、原子力事業者が通常条件下で公衆に情報を提供する場合に再検討及び確認する手順も整備した。	【完了】	【完了】	-
	提言12 【S12】	緊急作業 者一貫性	政府は関連当局 <sup>4</sup> が同等の任務を行う緊急作業者の区分に応じて一貫性のある要件を定めるよう検討すべきである。  *4:緊急作業者に対する措置を規制する複数の規制機関	提言12は完了とする。これは同様の任務を遂行する緊急作業者のカテゴリーが一貫していること確認されたことに基づく。	【完了】	【完了】	-
	指摘事項2	GSR part7 への適合	-	原子力規制委員会は近年、緊急事態に対する準備と対応の枠組み、特に防護戦略の策定において、著しい進捗があった。この進捗には運用上の介入レベル(OIL)と緊急時活動レベル(EAL)の策定に伴う作業が含まれる。IRRSチームは原子力規制委員会に対し、関連当局と共同で、関連当局の現在のEPR枠組みを再検討し、GSRパート7の要件遵守における相違の有無を判断し、相違がある場合はGSRパート7に従って要件を実施するために必要な適切な規制要件及び補助文書を策定することを勧める。またIRRSチームは日本政府に対し、EPREVミッションを要請することを勧める。	原子力規制委員会が所管するEPRについて、GSRパート7の要求事項との適合性を評価し、同評価を踏まえて必要な対応を行う。	原子力規制委員会が所管する緊急時の準備と対応(EPR)に係る検討は、GSRパート7の要求事項への適合性に係る検討を踏まえつつ継続的に実施している。例えば、令和2年度に着手した緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの基本的実施事項に係る整理については、GSRパート7で求める汚染や放射線被ばくによる健康影響が生じる可能性がある者の特定等に係る要件等を考慮の上、検討を行っているところ。また、EPREVミッションの受入れについては、現時点においては同ミッションの受入れに関する政府全体の方針や計画について引き続き検討を行っているところ。	防護企画課
輸送	フォローアップ勧告1 【R F 1】	SSR-6要求事項 の規制文書化	-	原子力規制委員会は、特別形放射性物質、(第2)表に掲載されていない放射性核種の数値及び機器又は物品の規制免除運搬物のための代替放射線限度の承認プロセスを、規制関係の文書において指定すべきである。	指摘事項について対応が必要な事項を精査した上で、関係省庁と調整の上、規制文書の改正を進める。	自己評価書に記載した事項を完了した。	RI規制部門 研審部門 核審部門
	フォローアップ勧告2 【R F 2】	輸送物設計承認書 記載事項見直し	-	原子力規制委員会は、設計承認の証明書に、SSR-6の要求事項との整合を確保するように項目を追加すべきである。	2018年版IAEA安全輸送規則(SSR-6)の国内取入の一環で、RI輸送物設計承認書及び核燃料輸送物設計承認書の記載項目を見直す。	自己評価書に記載した事項を完了した。	RI規制部門 核審部門
	フォローアップ提言1 【S F 1】	承認書等記載内容 関連付け	-	原子力規制委員会は、容器承認書及び運搬確認書の構成と内容を、関連する輸送物設計承認書の参照が含まれ、容器承認書と運搬確認書のいずれについても整合的に互いに連動する構成と内容が達成されるよう、改正することを検討すべきである。	核燃料物質等の輸送に係る容器承認書に核燃料輸送物設計承認書の内容が関連づけられるように、関係省庁と調整の上、必要な改正手続きを進める(核審部門)。  運搬確認書と核燃料輸送物設計承認書の内容の関連づけについては、容器承認書の対応内容と整合するよう検討し、運搬物確認の運用ガイドに反映する(核監部門)。  RI物質の輸送容器の設計承認の内容が関連付けられるように容器承認書の記載事項を見直し、同様に運搬確認についても、容器承認の内容が関連付けられるように記載事項を見直す(RI規制部門)。	左記の対応方針に記載した事項を完了した。(核審部門、核監部門)  容器承認書の記載内容関連付けについては、記載事項を見直し、項目を追加すべく、RI法施行規則を改正し、2021年1月1日付で施行した。運搬確認における容器承認内容の関連付けについては、登録運搬物確認機関の業務規程に運搬確認の記載事項を見直すため、容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて記載した内部ガイダンス文書に示すこととしている。現在、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、当該文書を含む他のRI法の関係ガイド等については、予防規程ガイドの改正を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。(RI規制部門)	RI規制部門 核審部門 核監部門
	指摘事項3	設計承認審査 ガイダンス文書	-	原子力規制委員会は、核燃料物質と放射性同位元素の輸送物設計承認、容器承認及び運搬物確認について、詳細な申請書に基づいて審査と評価を行う。しかし、IRRSチームの指摘事項として、申請者による輸送物設計の安全評価の技術的審査に関して内部で文書化されたガイダンスが存在しない。IRRSは原子力規制委員会に対し、係る内部ガイダンスを策定していただくよう勧める。	核燃料輸送物設計承認の審査のための内部のガイダンス文書(審査業務の流れ)の2020年上半期中の策定を目指す(核審部門)。  容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて記載した内部のガイダンス文書の策定を行う(RI規制部門)。	自己評価書に記載した事項を完了した。(核審部門)  容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて、2021年1月1日付で施行した外運搬告示・RI法施行規則の改正を踏まえ内部のガイダンス文書案を策定することとしている。現在、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、当該文書を含む他のRI法の関係ガイド等については、上記を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。(RI規制部門)	RI規制部門 核審部門



カテゴリ	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11委員会資料)	2021年度の進捗・今後の予定	担当課室
	フォローアップ勧告3 【RF3】	検査対象物拡張	-	原子力規制委員会は、等級別扱いに基づいて、輸送に関する製造、保守及び準備に係る通告及び無通告の立入検査を含む検査計画を、全ての種類の輸送物に拡大すべきである。また原子力規制委員会は、輸送の荷送人と荷受人の放射線防護計画も検査すべきである。厚生労働省は検査プログラムを適宜、等級別扱いに基づいて再検討及び改訂すべきである。	検査対象物の拡張については、新検査制度において、核燃料物質を内包する全ての型の輸送物を検査の対象としている。検査頻度を含む検査計画については、グレーデッド・アプローチを考慮して作成する。荷送人、荷受人の放射線防護計画については、IAEA安全基準(SSR-6)の放射線防護の要求事項への事業者の適合性について、保安規定や保安の措置を踏まえ、所要の検査を行っていく(核監部門)。 RI物質の輸送物に対する検査に関しては、現時点において個別の現地検査の対象となっているIPBqを超えるB型輸送物に加え、他のすべての型の輸送物(1PBq以下のB型輸送物、A型輸送物、IP型輸送物及びL型輸送物)についても事業所の立入検査により、輸送物に係る技術基準適合を被規制者が適切に確認する手順・体制を確立できているかどうか及び被規制者が行った確認の記録の確認を行うこととし、確認方法を立入検査ガイドに反映する。立入検査の対象者については、グレーデッド・アプローチを考慮して立入検査の年間計画に定め、計画的に実施する。また、被規制者の事業所における従業者の放射線防護措置を検査する中で、荷送人・荷受人の放射線防護計画についても確認することとし、確認方法を立入検査ガイドに反映する(RI規制部門)。	左記の対応方針に記載した事項を完了した。(核監部門) すべての型の輸送物に係る技術基準適合を被規制者が適切に確認する手順・体制の確立、被規制者が行った確認の記録の確認方法及び荷送人・荷受人の放射線防護計画の確認方法を立入検査ガイドに反映するため、被規制者からの意見聴取を、2020年度末に実施した。現在、予防規程ガイドも先行して2021年度中に改正し、立入検査ガイド等のガイドについては、予防規程ガイドの改正を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。また、立入検査の対象者については、立入検査ガイドの策定を踏まえ計画的に実施する。(RI規制部門)	RI規制部門 核監部門
	フォローアップ勧告4 【RF4】	輸送緊急時対応訓練	-	原子力規制委員会は、他の関係する所管官庁と協力して、放射性物質の陸上輸送時の原子力及び放射線災害に対応するための緊急措置が定期的に試行(訓練)されるようにすべきである。	放射性物質の陸上輸送に係る緊急時対応能力の向上を図るため、2020年度内に当該輸送に係る緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施する。	自己評価書に記載した事項を完了した。	緊急事案対策室
追加的事項	フォローアップ勧告5 【RF5】	放射線防護最適化	-	原子力規制委員会は、線量(又はリスク)拘束値を必要に応じて使用することを含め、最適化に向けたアプローチを強化し、全ての施設及び活動を通じて最適化原則を一貫した形で適用することを促進すべきである。	立入検査において「業務の改善」の項目として行う防護の最適化に向けた取り組みが適切に実施されているかどうかを確認すべく、現在策定中の立入検査ガイドに検査対象事項及び検査手法等を定める(RI規制部門)。 放射線審議会が2018年1月にとりまとめた「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」における最適化の考え方について、引き続き、関係行政機関に周知するなど、関係行政機関との連携を図る(防護企画課)。	防護の最適化に向けた取り組みを「業務の改善」の項目として適切に実施されているかどうかを確認することを含むガイド案について、被規制者からの意見聴取を実施した。現在、予防規程ガイドを先行して2021年度中に改正し、立入検査ガイド等の他のガイドについては、予防規程ガイドの改正を優先しつつ、対応可能な範囲で作業を進めている。(RI規制部門) 自己評価書に記載した事項を完了した。(防護企画課)	防護企画課 RI規制部門
インタビューエイス	提言13 【S13】	安全セキュリティ強化フェイズ	原子力規制委員会は、原子力安全及びセキュリティを統合された形で評価、監視及び実行する取決めの改善を迅速化することを検討すべきである。	提言13は完了とする。これは安全審査担当部門とセキュリティ担当部門の間での調整アプローチの実施に基づく。	【完了】	【完了】	-

## マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画の実施状況及び次年度の方針

## 1. 経緯

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会第2期中期目標」（令和2年2月5日決定）や令和2年1月に受入れた IRRS フォローアップミッションの指摘なども踏まえ、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的として、令和2年7月に「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」（以下、「行動計画」という。）を策定している。

令和3年度に「行動計画」に基づいて実施した主な成果は以下のとおり。

## 2. 主な成果

## (1) マネジメントシステムの継続的改善

- ・ 原子力規制委員会の所掌業務を網羅する形で、27の主要プロセスごとにマニュアルを整備し、既存の個別業務のマニュアルを紐付けることで、マネジメントシステム関連文書の体系化を進めた。24のマニュアル策定が完了しており、令和3年度中に全て完了予定。
- ・ マネジメント規程を補完する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を令和3年度中に策定予定。
- ・ マネジメントレビューにおける業務の実績の評価に合わせて、施策目標ごとの投入人員の状況を把握する取組を令和2年度に引き続き実施した。（別紙1参照）

## (2) 原子力規制委員会の原子力安全文化の育成・維持

- ・ 令和3年12月に、職員へのアンケート及びインタビューを実施した。（結果等は(3)参照）
- ・ 各課室で実施している安全文化育成・維持活動では、以下のような良好な取組が見られた。
  - 安全文化に関する意見交換会や勉強会の実施
  - 課内や庁内で発生した要改善事項の情報共有
  - 部門独自の若手育成プログラムの実施
  - 部門の業務に即した独自の「3Sに係る方針カード」等の作成
- ・ 人事管理システムを用いた360度評価の実施可能性について、引き続き調査検討を行っている。

## (3) 原子力安全文化の育成・維持に関するアンケート、インタビュー

- ・ 組織理念の実現に向かい、健全な組織マネジメントが行われていること及び職員が組織に愛着を持ち自らの力を発揮できる（エンゲージメントが高い）状態であることを確認することを目的とした。

- ・ 調査が組織の現状を定期的に把握できるものとなるよう、外部有識者の意見も取り入れ、設問の構造や項目を見直した。
    - アンケートは、821人（75%）から回答があった。
    - 組織理念の一貫性や、安全性に配慮した対応、安全側の立場での判断など、原子力安全を重視する意識は前回同様高かった。また取組が進められている業務マニュアル整備、ノウハウ共有・伝承については、前回から改善が見られた。しかし、人事異動時の引き継ぎや、他課室との情報共有、業務遂行に必要な手順やノウハウの組織的な共有・伝承について、否定的な回答が多い傾向が見られた（特に、民間企業から転職した職員）。
    - 係長級や30歳代などの若手職員からは、全体的に否定的な回答が多い傾向が見られ、特に課室長級との差が大きかった。
    - 今年度の調査委託先が保有しているデータベースを利用して、民間企業との比較により偏差値が算出できた設問については、ほとんどが偏差値50以上で標準以上である一方、人員数の不足感、資料整理やノウハウ共有、ワークライフバランスで標準以下となった。
    - インタビューは32名に行った。
    - 安全貢献など組織理念への共感度が高い中で、1F事故の教訓伝承は課題であると多くが認識していた。
    - 委員・幹部との風通しは良く、原子力安全に基づいた意思決定を信頼しているというコメントが多く見られる一方で、課室内や他部門、事業者とのコミュニケーションが良くないと感じるというコメントも見られた。
    - できる人に仕事が集中しがちで、人に仕事がついて組織として分担できていない、組織別の業務分担や、人員・人材配置について問題意識あり、といった業務のマネジメントに対するコメントがあった。
    - エンゲージメントでは、やりがいを感じて働いている職員、やりがいを感じにくい組織だという職員それぞれの意見と、技官は研修の充実度を評価する反面、研修がないことに不満を持つ事務官もいた。
- （アンケート及びインタビューの結果については、別紙2参照）

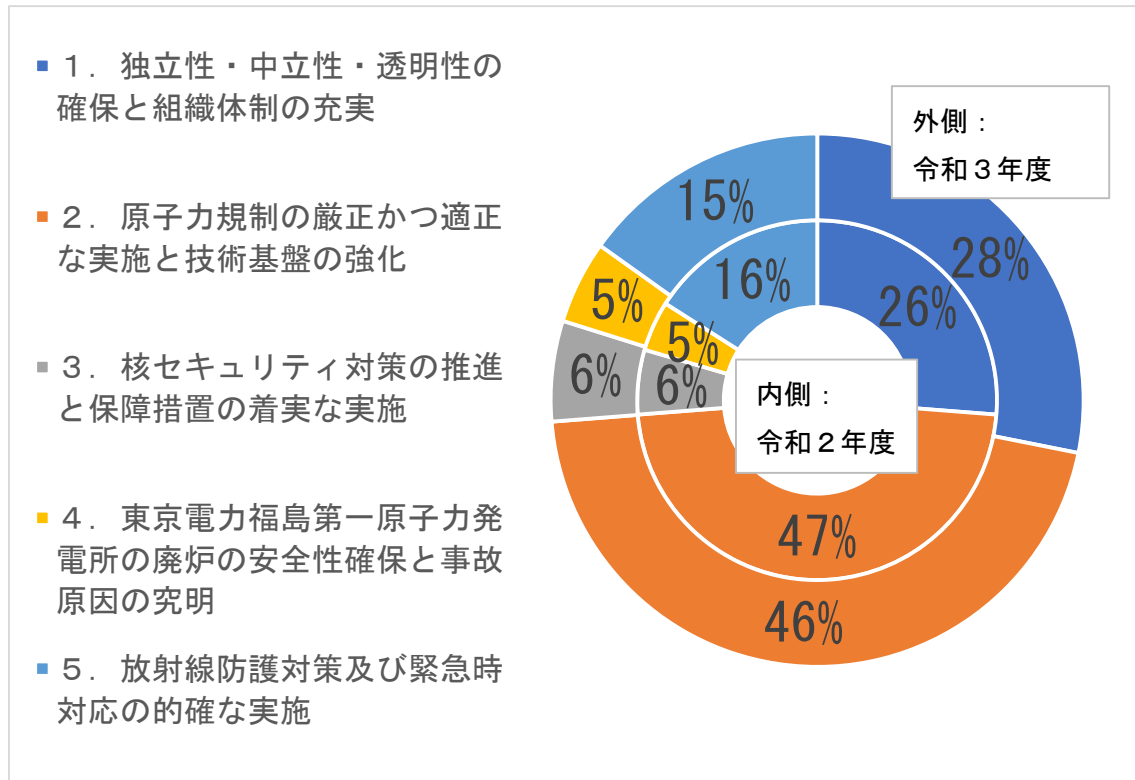
### 3. 令和4年度の原子力安全文化の育成・維持活動の方針

- ・ 原子力安全文化に係るアンケート調査は、組織の現状を定期的に把握できる標準的な構成となった。今後も、回答者が答えやすく、質問事項がより明確になるよう、継続的な改善を続ける。
- ・ 一方、アンケート調査の結果を深掘りし、問題点を明確化して、より実践的な方法で改善に繋げていくことが課題。このため、令和4年度から、庁内の様々な属性の職員と調査結果を題材とした対話を行い、具体的な改善に繋がる取組を検討する場を設けることとしたい。

## 施策目標ごとの投入人員についての分析

(※) 施策目標ごとの投入人員は、各課室で18の目標ごとの人員を整理し、それを足し合わせて算出。

### 1. 目標ごとの比率

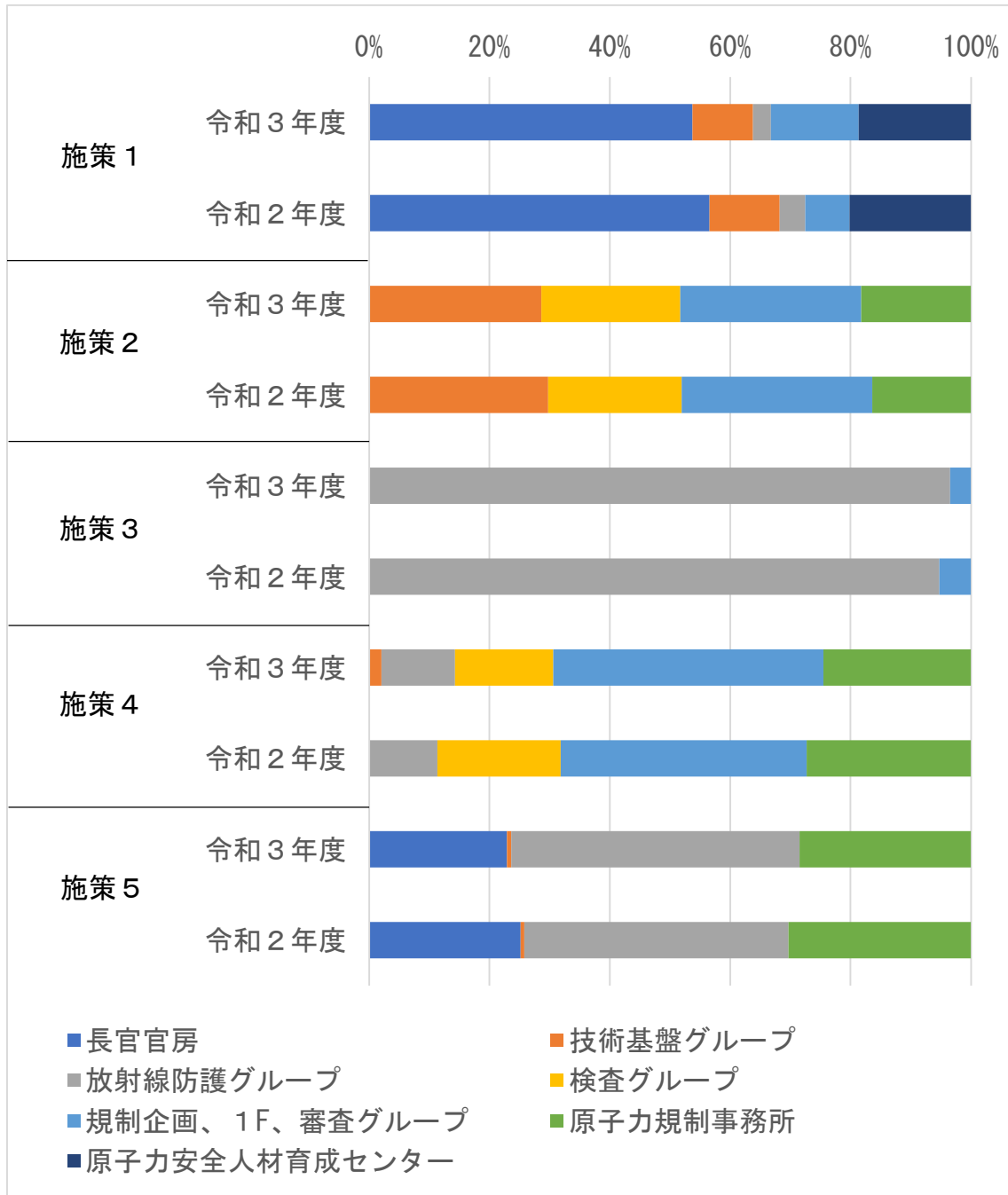


(注) 原則として、非常勤職員・集中型訓練生及び派遣職員は除く。技術参与及び再任用の職員は含む。

## 2. 目標ごとの人員数

施策目標	投入人員（人）	
	令和3年度	令和2年度
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	268	257
（1）原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	61	44
（2）規制業務を支える業務基盤の充実	116	121
（3）職員の確保と育成	90	92
2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化	433	464
（1）原子炉等規制法に係る規制の実施	108	123
（2）安全研究の推進と規制基準の継続的改善	134	152
（3）改正原子炉等規制法の着実な施行	111	132
（4）規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	80	57
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	58	57
（1）核セキュリティ対策の推進	39	36
（2）保障措置の着実な実施	15	16
（3）原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	4	5
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全性確保と事故原因の究明	48	44
（1）廃炉に向けた取組の監視	30	32
（2）事故の分析	6	6
（3）放射線モニタリングの実施	13	6
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	144	156
（1）放射線防護対策の推進	4	10
（2）放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	32	25
（3）原子力災害対策指針の継続的改善	14	13
（4）危機管理体制の整備・運用	65	77
（5）放射線モニタリングの実施	29	31
1. から 5. における「その他」の合計	79	68
合計	1030	1045

### 3. 組織別内訳



施策1：1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

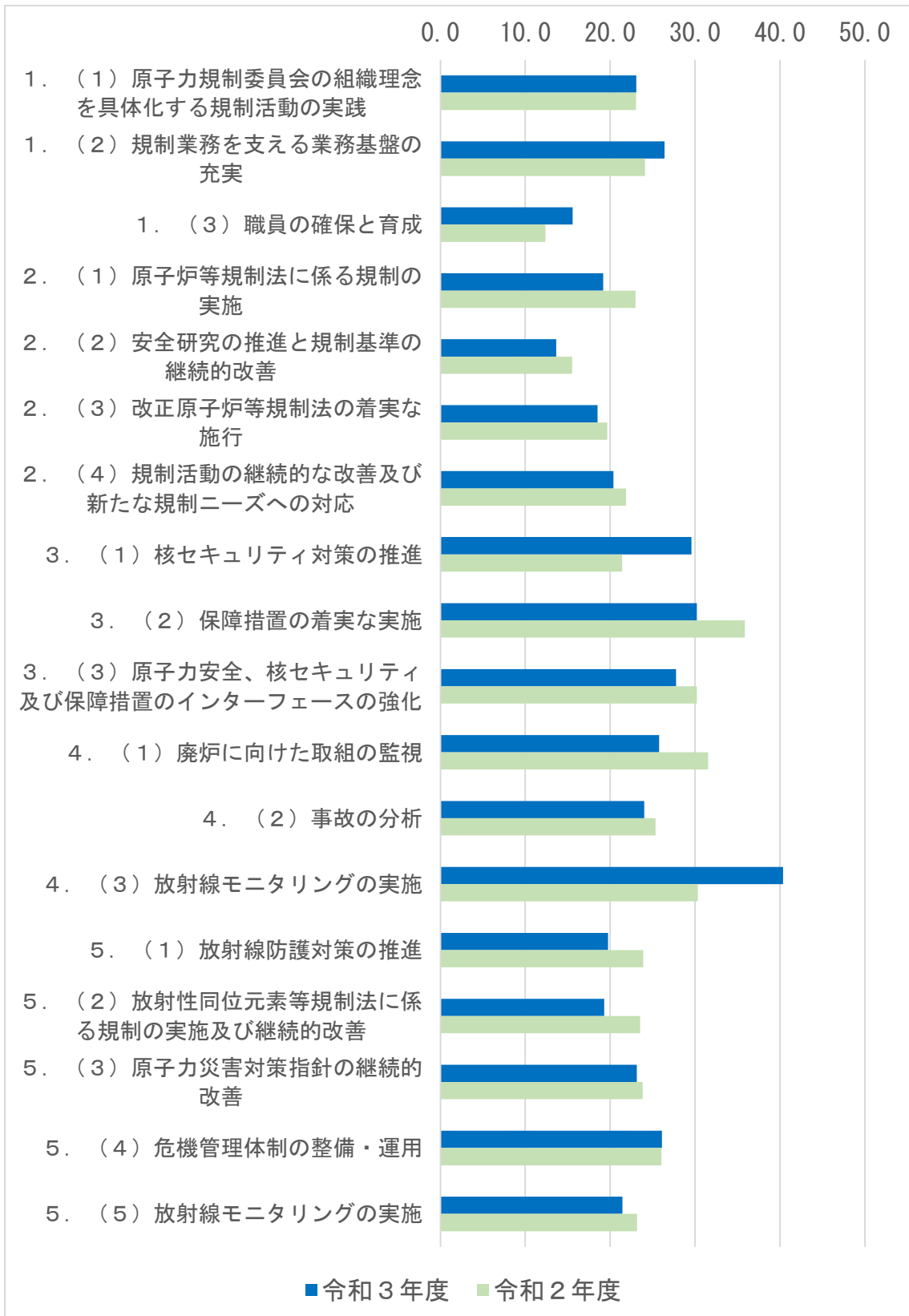
施策2：2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化

施策3：3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

施策4：4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全性確保と事故原因の究明

施策5：5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

4. 目標ごとの従事職員一人当たりの月平均残業時間



# 原子力規制委員会の原子力安全文化の育成・維持に関するアンケートの実施結果について

## 1. 経緯

- 原子力規制委員会では、「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画（令和2年7月15日原子力規制委員会決定）」に基づき、「原子力安全文化に係る意識調査について、調査方法、調査内容、調査範囲等を充実させ、より詳細に現状を把握できるものとする。」としており、原子力規制委員会の安全文化に係る意識調査（職員へのインタビュー・アンケート調査）について、「調査方法、調査内容、調査範囲等を充実させ、より詳細に現状を把握できるものとする。」への対応を進めた。

## 2. 主な活動成果認識

### （1）アンケート設問体系の検討・決定

- ・職員へのアンケート及びインタビューの目的の再確認及び前回のアンケート・インタビュー結果を振り返っての問題認識を踏まえ、「組織マネジメント」と、「エンゲージメント」に大分類し、アンケート設問体系・設問を見直した。

### （2）アンケート実施：821人の回答を得た。

- ・実施期間：2021年12月6日（月）～24日（金） ※約3週間
- ・対象者：課室長以下の職員
- ・回答者数・回答率：対象者1094人中821人（回答率75.0%）

### （3）インタビュー実施：32名の意見を得た。

- ・実施期間：2021年12月9日（木）～24日（金） ※左記期間内で、日時調整し実施
- ・対象者：32名（内訳：審議官2名、課室長4名、一般職員26名）
- ・実施方法：対象者一人ずつ45分～60分、規制庁職員は入らず、インタビュアーは業者が実施



# 原子力規制委員会の原子力安全文化の育成・維持に関するアンケートの実施結果について

## 2. 主な活動成果認識（続き）

（４）アンケートおよびインタビュー結果の読み取り要約：以下の点が読み取れた。

この組織の特性を認め、良い点を感じ、愛着を持ちたいと感じている職員は多いと認識する。その分、問題意識も高く、その問題意識を今後如何に活かしていくかが重要と認識する。

1) 前回結果同様原子力安全を重視する意識は高く、また組織として社会に役立っているとの認識も高い。

2) 業務マニュアル整備、ノウハウ共有・伝承は、取組の進捗が見られる。

3) ただし、以下の点での職員の課題認識（仮説）が整理できた。

①今期の検証を次期計画へ反映、職員に向けた周知

- ・課室や自分の目標は納得しているが、検証・次期計画への反映に問題意識あり。
- ・インタビューでは、「この結果は、どう活かされますか？」との期待が聞かれた。

②コミュニケーション改善による連帯感向上

- ・自分の担当業務以外の部門内・部門外の情報不足を感じている人が多い。また、所属経緯などの違いによる壁を感じている人もいる。情報交換・語り合う場が期待されていると推察する。

③職員の問題意識を明確にした職場での業務改善推進

- ・引継ぎ、業務分担、業務改善など業務の管理に対する問題意識がある。特に、係長級や民間企業出身者で顕著である。
- ・ノウハウ共有・伝承は、技術系と事務系では問題意識の内容が異なる。

④人材マネジメント体制強化

- ・人材育成・モチベーション管理など人材面のマネジメント強化への期待は高い。
  - \* 若手・中堅の労務管理とモチベーション管理
  - \* 若手・中堅の今後のキャリアデザイン支援と配置・異動との関連付け（技官および事務官双方）
  - \* 技術参与/再任用の目標管理の在り方

### 3. 成果活動内容 (1) アンケート設問体系の検討・決定

◆以下の認識に基づき、アンケート設問体系および設問を検討・決定した。

- 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会および原子力規制庁の使命である。一方、当組織は、設立してまだ約10年と若く、また他組織（官公庁・民間等）からの転籍者・当庁プロパー・他省庁からの出向者など様々な所属経緯の人材が在籍しているという特徴があり、組織として総合力を発揮するための一体感・風通しの良さに関する課題意識を持っている。

アンケート設問体系			
原子力規制委員会および原子力規制庁が使命を継続実現する組織であるための2要素	アンケート設問のカテゴリー	設問数 (計43)	
1. 組織理念の実現に向かい、健全な組織マネジメントが行われていること	I. 原子力規制委員会全体について (トップマネジメント)	7	
	II. 課室について (職場マネジメント)	II-1.目標の管理	7
		II-2.業務の管理	12
		II-3.組織の運営	7
2. 職員が、組織に愛着を持ち自らの力を発揮する(エンゲージメントが高い)こと	III. エンゲージメント (1: 対原子力規制委員会) (2: 対仲間) (3: 対自分)	10	

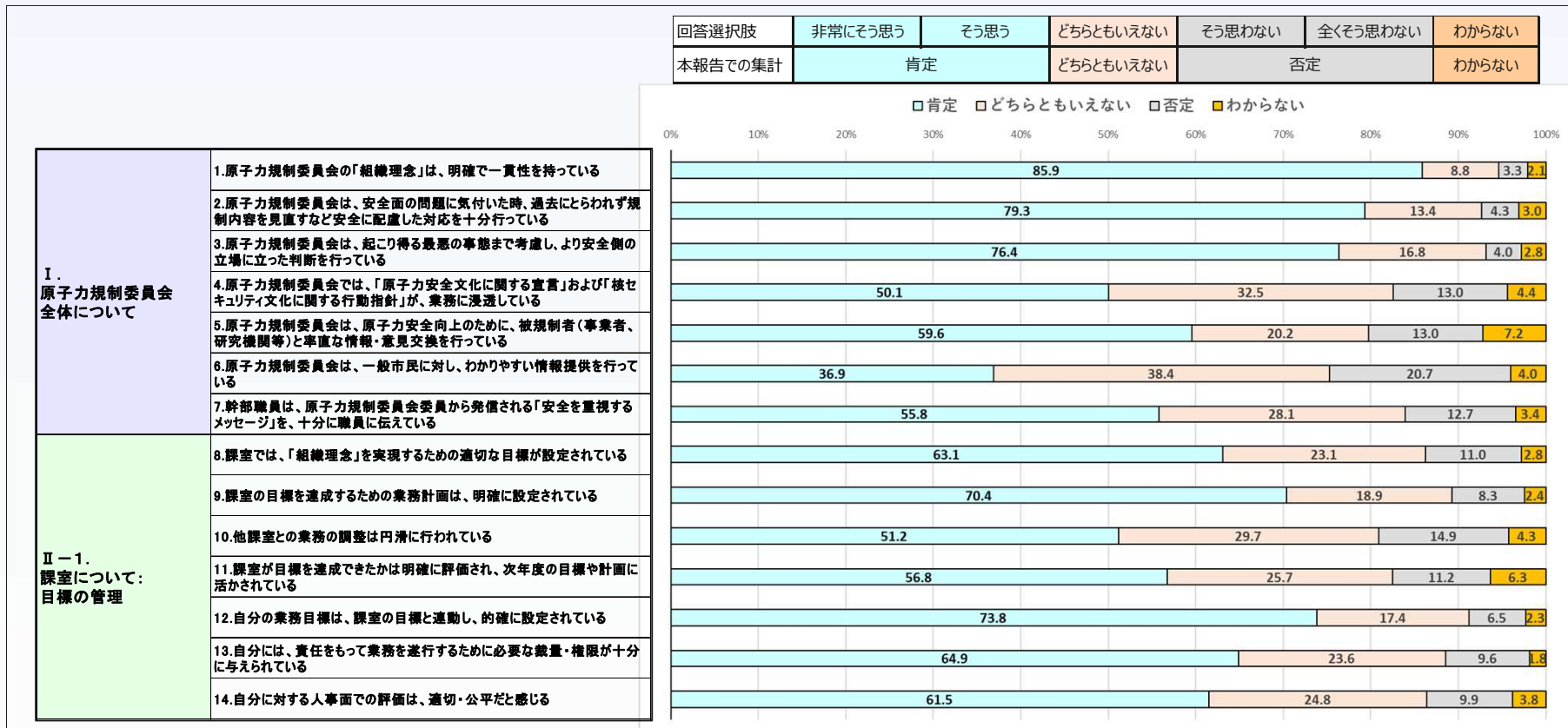
### 3. 成果活動内容 (2) アンケート集計結果-1) 回答者全体の設問別 1 / 3

#### 【I.原子力規制委員会全体について】

- ①「1.組織理念の一貫性」や「2.安全に配慮した対応」・「3.安全側の立場での判断」は約80%が「肯定」する前回同様の高水準であるが、それらが「4.業務に浸透」との「肯定」は50.1%と低く、「どちらともいえない」が32.5%と多い。
- ②「6.一般市民への情報提供」は、「肯定」36.9%、「どちらともいえない」38.4%、「否定」が20.7%とバラついた結果となっており、何が問題か、どうあるべきかの共有が重要と言える。

#### 【II-1.課室について：目標の管理】

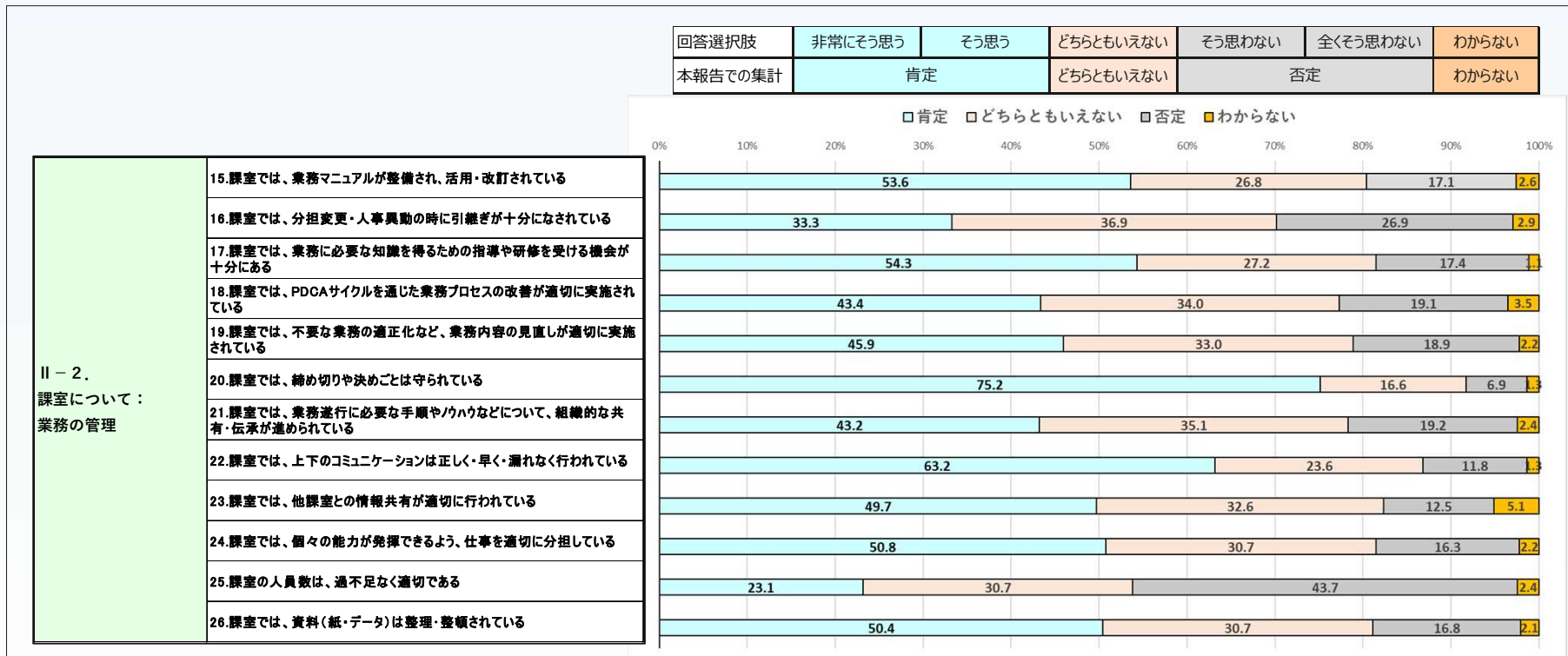
- 「9.課室の業務計画は明確」・「12.自分の業務目標は的確」を70%以上が「肯定」する一方、「10.他課室との調整」および「11.達成評価・次年度への反映」は、「肯定」が約50%と低く、計画・目標の実行・検証段階への問題意識が伺える。



### 3. 成果活動内容 (2) アンケート集計結果-1) 回答者全体の設問別 2 / 3

#### 【II-2. 課室について：業務の管理】

- 「20.締め切り・決めごと遵守」75.2%、「22.上下のコミュニケーション」63.2%と「肯定」が高く、定常業務を問題なく遂行している自負がある一方、前回同様「25.人員数は適切」への問題意識は高く、どこにムリが生じているかの検証が必要である。
- 以下のように「肯定」が半数に満たない、または「どちらともいえない」が30%を超える（判断が付かない、またはバラつきがある）点は、上記および前ページ記載の計画・目標の検証の材料としての活用が期待される。
  - ・「16.引継ぎは十分」 ・「18.業務プロセス改善」 ・「19.業務内容の見直し」 ・「23.他課室との情報共有」
  - ・「24.仕事の適切な分担」 ・「26.資料は整理・整頓」等
- なお、取組が進められている業務マニュアル整備、ノウハウ共有・伝承については、前回から改善が見られる。
  - ・「15.業務マニュアル整備」（「肯定」：前回31%→今回53.6%）（※注：前回の設問と文言の一部変更あり。）
  - ・「21.ノウハウ共有・伝承」（「肯定」前回25%→今回43.2%）（※注：前回は、“不十分である”と聞く逆設問。）



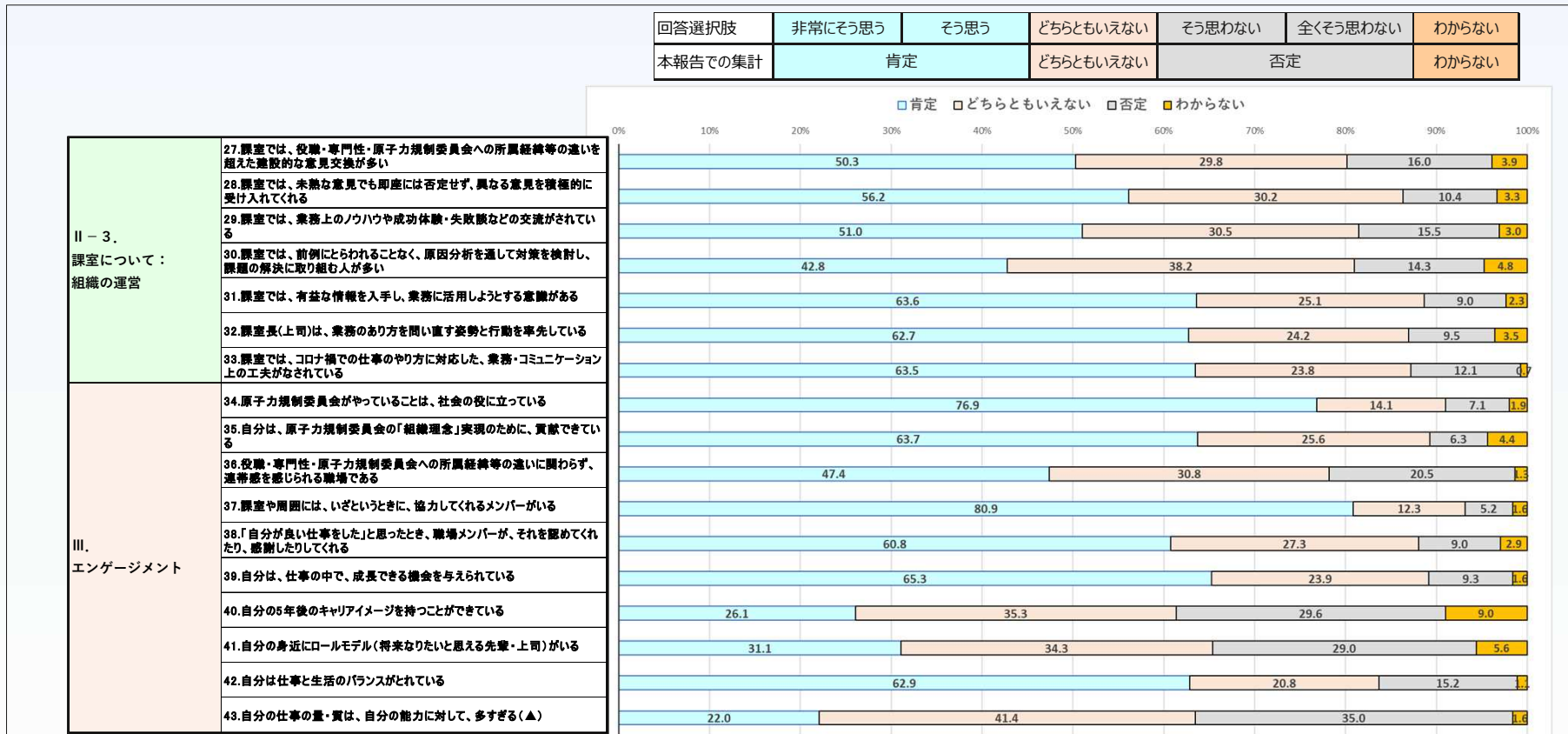
### 3. 成果活動内容 (2) アンケート集計結果-1) 回答者全体の設問別 3 / 3

#### 【Ⅱ-3. 課室について：組織の運営】

- 「31.業務に有益な情報入手」・「32.課室長は業務を問い直す姿勢」という個々人の取組姿勢は「肯定」60%を超えるが、「27.建設的な意見交換」・「29.ノウハウ交流」・「30.課題解決に取り組む人が多い」の「肯定」は低く、組織的に行動を具体化する工夫が期待される。

#### 【Ⅲ.エンゲージメント】

- 「34.原子力規制委員会が社会の役に立っている」の「肯定」76.9%に対し、「35.自分が貢献」の「肯定」は63.7%と下がる。
- 「37.協力してくれるメンバーの存在」は「肯定」80.9%と高い反面、「36. 連帯感ある職場」の「肯定」は47.4%と下がる。
- 「39.成長機会」の「肯定」65.3%に対し、「40.自分のキャリアイメージ」・「41.自分のロールモデル」の「肯定」は約30%と低い。





### 3. 成果活動内容

## (2) アンケート集計結果-2) 属性別のカテゴリー平均・設問別「肯定」率一覧 2 / 2

※カテゴリー平均:カテゴリー内の設問の「肯定」平均(逆設問43問は「肯定」「否定」を代入して算出)

※数値の色付け

全体と比較して5ポイント以上高い  
全体と比較して5ポイント以上低い

カテゴリー平均	全体 (821)	原子力規制庁所属経緯					年齢						
		新卒で所属 (121)	他省庁から 転職 (219)	JNESから 転職 (192)	民間企業から 転職 (206)	他機関から 出向(戻る見込み) (83)	10歳代・20歳代 (81)	30歳代 (124)	40歳代 (194)	50歳代 (181)	60歳以上 (241)		
I. 原子力規制委員会全体について	<b>63.4</b>	56.0	67.4	63.9	64.1	60.9	62.4	<b>52.8</b>	62.7	66.2	67.7		
II 1. 課室について: 目標の管理	<b>63.1</b>	55.0	68.4	66.3	60.0	61.1	62.4	<b>50.7</b>	64.2	68.8	64.5		
II 2. 課室について: 業務の管理	<b>48.8</b>	43.5	52.7	54.5	<b>42.3</b>	49.7	49.5	<b>38.8</b>	50.7	49.8	51.6		
II 3. 課室について: 組織の運営	<b>55.7</b>	56.6	58.9	55.4	51.2	57.8	63.8	<b>48.7</b>	56.9	55.7	55.6		
III. エンゲージメント	<b>55.0</b>	50.5	57.6	56.1	54.1	54.2	53.7	<b>47.3</b>	55.4	54.8	59.2		
I 全体について 原子力規制委員会	1.原子力規制委員会の「組織理念」は、明確で一貫性を持っている	<b>85.9</b>	84.3	88.6	87.0	85.0	80.7	91.4	<b>77.4</b>	83.5	85.1	90.9	
	2.原子力規制委員会は、安全面の問題に気付いた時、過去にとられず規制内容を見直すなど安全に配慮した対応を十分行っている	<b>79.3</b>	71.9	84.5	76.0	81.1	79.5	80.2	<b>66.1</b>	78.9	81.2	84.6	
	3.原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行っている	<b>76.4</b>	68.6	81.7	74.0	77.2	77.1	71.6	<b>70.2</b>	76.3	78.5	79.7	
	4.原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」および「核セキュリティ文化に関する行動指針」が、業務に浸透している	<b>50.1</b>	38.0	53.9	53.1	50.5	49.4	45.7	<b>33.1</b>	49.5	55.2	56.8	
	5.原子力規制委員会は、原子力安全向上のために、被規制者(事業者、研究機関等)と単直な情報・意見交換を行っている	<b>59.6</b>	52.9	65.8	60.9	60.2	48.2	59.3	<b>50.0</b>	59.3	59.1	65.1	
	6.原子力規制委員会は、一般市民に対し、わかりやすい情報提供を行っている	<b>36.9</b>	30.6	34.7	41.1	38.8	37.3	34.6	<b>27.4</b>	39.2	44.2	35.3	
	7.幹部職員は、原子力規制委員会から発信される「安全を重視するメッセージ」を、十分に職員に伝えている	<b>55.6</b>	45.5	62.6	55.2	55.8	54.2	54.3	<b>45.2</b>	52.1	60.2	61.4	
	8.課室では、「組織理念」を実現するための適切な目標が設定されている	<b>63.1</b>	52.9	68.9	67.2	60.7	59.0	61.7	<b>49.2</b>	63.4	69.6	65.6	
	9.課室の目標を達成するための業務計画は、明確に設定されている	<b>70.4</b>	62.0	75.3	76.6	66.0	66.3	66.7	<b>60.5</b>	71.1	76.2	71.8	
	10.他課室との業務の調整は円滑に行われている	<b>51.2</b>	44.6	56.6	49.0	48.5	57.8	53.1	<b>39.5</b>	49.5	60.8	50.6	
	11.課室が目標を達成できたかは明確に評価され、次年度の目標や計画に活かされている	<b>59.8</b>	44.6	62.1	65.6	51.9	51.8	54.3	<b>41.1</b>	61.3	63.0	57.3	
	12.自分の業務目標は、課室の目標と連動し、明確に設定されている	<b>73.8</b>	60.3	82.6	78.6	71.4	65.1	65.4	<b>59.7</b>	75.3	80.7	77.6	
	13.自分には、責任をもって業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられている	<b>64.9</b>	60.3	68.9	64.1	63.1	67.5	69.1	<b>52.4</b>	69.0	68.5	64.7	
	14.自分に対する人事面での評価は、適切・公平だと感じる	<b>61.5</b>	60.3	64.4	63.0	58.3	60.2	66.7	<b>52.4</b>	60.8	63.0	63.9	
II 目標の管理	15.課室では、業務マニュアルが整備され、活用・改訂されている	<b>53.8</b>	40.5	59.4	59.4	47.1	60.2	42.0	<b>41.9</b>	58.8	56.9	56.8	
	16.課室では、分担変更・人事異動の時に引継ぎが十分にされている	<b>33.3</b>	24.0	41.1	40.6	24.8	30.1	29.6	<b>19.4</b>	37.6	36.5	35.7	
	17.課室では、業務に必要な知識を得るための指導や研修を受ける機会が十分にある	<b>54.3</b>	47.1	59.4	58.9	49.0	54.2	58.0	<b>37.9</b>	51.5	53.0	64.7	
	18.課室では、PDCAサイクルを通じた業務プロセスの改善が適切に実施されている	<b>49.4</b>	37.2	51.6	48.4	32.0	47.0	44.4	<b>31.5</b>	47.9	46.4	43.2	
	19.課室では、不要な業務の適正化など、業務内容の見直しが適切に実施されている	<b>45.9</b>	43.8	51.1	51.6	34.5	50.6	54.3	<b>35.5</b>	50.0	47.5	44.0	
	20.課室では、締め切りや決めこみは守られている	<b>75.2</b>	67.8	76.7	81.3	73.8	71.1	70.4	<b>66.1</b>	72.7	75.1	83.4	
	21.課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウなどについて、組織的な共有・伝承が進められている	<b>49.2</b>	43.9	43.8	58.3	31.1	36.1	46.9	<b>33.9</b>	42.3	43.1	47.7	
	22.課室では、上下のコミュニケーションは正しく、早く・遅れなく行われている	<b>63.2</b>	55.4	68.5	68.2	56.3	66.3	64.2	<b>50.8</b>	66.5	63.5	66.4	
	23.課室では、他課室との情報共有が適切に行われている	<b>49.7</b>	49.6	50.7	51.0	44.2	57.8	58.0	<b>44.4</b>	53.1	50.8	46.1	
	24.課室では、個々の能力が発揮できるよう、仕事を適切に分担している	<b>50.8</b>	44.6	55.7	53.9	43.2	59.0	54.3	<b>38.7</b>	52.1	51.9	53.9	
	25.課室の人員数は、過不足なく適切である	<b>23.1</b>	23.1	20.5	25.0	25.7	19.3	23.5	<b>21.0</b>	26.8	19.3	24.1	
	26.課室では、資料(紙・データ)は整理・整備されている	<b>50.4</b>	44.6	54.3	57.3	45.6	44.6	48.1	<b>44.4</b>	49.0	53.0	53.5	
	III 業務の管理	27.課室では、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いを超えた建設的な意見交換が多い	<b>50.3</b>	53.7	55.7	47.9	43.7	53.0	59.3	<b>47.6</b>	53.1	49.2	47.3
		28.課室では、未熟な意見でも即座に否定せず、異なる意見を積極的に受け入れられる	<b>56.2</b>	64.5	55.3	54.7	50.5	63.9	72.8	<b>56.5</b>	57.2	55.2	50.2
29.課室では、業務上のノウハウや成功体験・失敗談などの交流がされている		<b>51.0</b>	50.4	52.5	51.6	49.5	50.6	58.0	<b>41.9</b>	49.5	53.6	52.7	
30.課室では、前例にとられることなく、原因分析を通して対策を検討し、課題の解決に取り組む人が多い		<b>42.8</b>	40.5	50.7	39.1	37.4	47.0	50.6	<b>33.1</b>	44.8	43.6	42.7	
31.課室では、有益な情報入手し、業務に活用しようとする意識がある		<b>63.8</b>	65.3	66.2	62.0	60.7	65.1	71.6	<b>55.6</b>	63.4	65.2	63.9	
32.課室長(上司)は、業務の妨げを問はず姿勢と行動を率先している		<b>62.7</b>	61.2	65.8	65.1	56.8	66.3	71.6	<b>50.0</b>	67.0	60.2	64.7	
33.課室では、コロナ禍での仕事のやり方に対応した、業務・コミュニケーション上の工夫がなされている		<b>63.5</b>	60.3	68.2	67.7	60.2	59.0	63.0	<b>56.5</b>	63.4	63.0	67.6	
34.原子力規制委員会がやっていることは、社会の役に立っている		<b>76.9</b>	62.0	79.9	84.9	76.2	73.5	64.2	<b>62.9</b>	72.7	84.0	86.3	
35.自分も、原子力規制委員会の「組織理念」実現のために、貢献できている		<b>63.7</b>	44.6	72.1	67.2	66.0	55.4	43.2	<b>49.2</b>	65.5	66.9	74.3	
36.役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場である		<b>47.4</b>	40.5	50.2	50.0	46.1	47.0	45.7	<b>40.3</b>	46.9	41.4	56.4	
37.課室や周囲には、いざというときに、協力してくれるメンバーがいる		<b>80.9</b>	81.8	82.6	81.3	79.1	78.3	84.0	<b>73.4</b>	80.9	82.3	82.6	
38.自分が良い仕事をしたいと思ったとき、職場メンバーが、それを認めてくれたり、感謝したりしてくれる		<b>60.8</b>	64.5	59.8	57.8	59.7	67.5	67.9	<b>60.5</b>	63.4	57.5	58.9	
39.自分は、仕事の中で、成長できる機会を与えられている		<b>65.3</b>	71.9	68.9	59.9	61.7	67.5	77.8	<b>60.5</b>	73.2	63.5	58.5	
40.自分の5年後のキャリアイメージ(将来なりたいと思える先輩・上司)がいる		<b>26.1</b>	15.7	32.0	31.3	22.8	21.7	18.5	<b>16.1</b>	25.8	28.7	32.0	
41.自分の身近にロールモデル(将来なりたいと思える先輩・上司)がいる	<b>31.1</b>	42.1	32.9	25.5	29.1	27.7	50.6	<b>29.8</b>	33.5	29.3	24.5		
42.自分は仕事と生活のバランスが保たれている	<b>62.9</b>	51.2	63.9	67.2	63.1	66.3	53.1	<b>49.2</b>	62.4	61.9	74.3		
43.自分の仕事の量・質は、自分の能力に対して、多すぎる(▲)※「肯定」「否定」を代入	<b>35.0</b>	30.6	33.8	35.9	36.9	37.3	32.1	<b>30.6</b>	29.9	32.6	44.0		

属性別の「肯定」率を全体の「肯定」率と比較した。

#### 【所属経緯別】

①「新卒で所属」で低い設問が多い。  
ただし、「28.異なる意見受け入れ」や「39.成長機会」等高い設問もある。

②「民間企業から転職」では、「II-2.業務の管理」が低い。

#### 【年齢別】

①「30歳代」が低く、50歳以上で高い傾向が見られる。

②「10・20歳代」は、「II-2.組織の運営」・「39.成長機会」等で高い設問があるが、「15.業務マニュアル整備」・「35.貢献感」・「42.仕事と生活のバランス」等で「30歳代」同様低くなっている。

### 3. 成果活動内容

#### (2) アンケート集計結果-3) 偏差値 (「肯定」率による他組織比較)

- ◆ 偏差値を算出できた設問については、ほとんどが偏差値50以上で、民間企業と比較して標準以上の水準である。  
特に、「1.組織理念は明確で一貫」、「24.個々の能力が発揮できるよう分担」は、偏差値65以上と大変高い。  
一方、「25.人員数は適切」、「26.資料は整理」、「29.ノウハウ交流」、「42.仕事と生活のバランス」は、偏差値50未満と低い。

全体結果 (回答者数)	原子力規制委員会 回答者全体 (821)				
	回答選択肢分類別 (%)				肯定 偏差値
	肯定	どちらとも いえない	否定	わからない	
1.原子力規制委員会の「組織理念」は、明確で一貫性を持っている	85.9	8.8	3.3	2.1	(66.3)
8.課室では、「組織理念」を実現するための適切な目標が設定されている	63.1	23.1	11.0	2.8	(59.1)
9.課室の目標を達成するための業務計画は、明確に設定されている	70.4	18.9	8.3	2.4	(56.0)
10.他課室との業務の調整は円滑に行われている	51.2	29.7	14.9	4.3	(60.8)
11.課室が目標を達成できたかは明確に評価され、次年度の目標や計画に活かされている	56.8	25.7	11.2	6.3	(54.0)
12.自分の業務目標は、課室の目標と連動し、的確に設定されている	73.8	17.4	6.5	2.3	(57.5)
14.自分に対する人事面での評価は、適切・公平だと感じる	61.5	24.8	9.9	3.8	(57.6)
15.課室では、業務マニュアルが整備され、活用・改訂されている	53.6	26.8	17.1	2.6	(58.9)
16.課室では、分担変更・人事異動の時に引継ぎが十分になされている	33.3	36.9	26.9	2.9	(51.7)
17.課室では、業務に必要な知識を得るための指導や研修を受ける機会が十分にある	54.3	27.2	17.4	1.1	(51.3)
18.課室では、PDCAサイクルを通じた業務プロセスの改善が適切に実施されている	43.4	34.0	19.1	3.5	(51.4)
20.課室では、締め切りや決めごとは守られている	75.2	16.6	6.9	1.3	(60.1)
22.課室では、上下のコミュニケーションは正しく・早く・漏れなく行われている	63.2	23.6	11.8	1.3	(59.9)
24.課室では、個々の能力が発揮できるよう、仕事を適切に分担している	50.8	30.7	16.3	2.2	(65.0)
25.課室の人員数は、過不足なく適切である	23.1	30.7	43.7	2.4	(46.5)
26.課室では、資料(紙・データ)は整理・整頓されている	50.4	30.7	16.8	2.1	(49.0)
27.課室では、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いを超えた建設的な意見交換が多い	50.3	29.8	16.0	3.9	(54.3)
29.課室では、業務上のノウハウや成功体験・失敗談などの交流がされている	51.0	30.5	15.5	3.0	(47.0)
42.自分は仕事と生活のバランスがとれている	62.9	20.8	15.2	1.1	(39.3)

偏差値凡例	偏差値の見方の目安 (正規分布の場合)	
	偏差値	対象組織100の場合の順位
偏差値60以上	60以上	上位15位以上
偏差値55以上	55以上	上位30位以上
偏差値50未満	45以上	上位70位以上
	40以上	上位85位以上

偏差値算出方法

日本能率協会コンサルティングの組織文化診断データベース(国内日本企業約230社)により算出した。  
本データベースには、様々な業種および従業員数規模の様々な企業が含まれる。(民間企業のみ)



### 3. 成果活動内容 (3) インタビュー結果まとめ (代表的なコメント例) 1 / 5

I. 原子力規制委員会全体について (代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。)		
ジャンル	良い点	問題点
安全に向けた意識・行動	<p>◆ <b>安全貢献など組織理念への共感性が高い。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分たちの業務に対して懐疑的な目線を持つことを上位目的としている役所は他にないと思う。誠実である。(課室長)</li> <li>組織の目的が明確で、原子力安全に貢献するんだと皆同じ方向を向いているので、それがモチベーションとなる。(一般職員、30歳代)</li> </ul>	<p>◆ <b>1 F事故の教訓伝承は課題と多くが認識。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 F事故の経験は、技術的な部門の人が伝えていく、また人材育成センターが啓発することが必要。(一般職員、20歳代)</li> <li>危機意識や安全といったことを謳うなら、規制庁に出向しに来たとき、安全を意識して仕事をするようメッセージをもっと伝えてほしい。(一般職員、50歳代)</li> </ul>
委員・幹部とのコミュニケーション	<p>◆ <b>委員・幹部との風通しが良く、原子力安全に基づいた意思決定を信頼している。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員長や委員は原子力安全第一。少しでも不安全かもしれない案件を持っていくと、容赦なく突き返してくれるのでブレなくて安心。(一般職員、40歳代)</li> <li>情報がオープンで、意思決定が全部ホームページに出る。規制委員会の会議が見られて、委員長がどう考えているかわかる。(一般職員、40歳代)</li> </ul>	<p>◆ <b>現場の業務感覚では、コミュニケーションにややパイプ詰まり感あり。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一つひとつの意思決定に時間と労力がかかる。委員会のために、事前に委員、その前に3幹部、審議官、課長、課長補佐があり、修正したのに途中で元に戻ることもあり。(一般職員、40歳代)</li> <li>委員等の発信での思い付き仕事が多い。入口で勢いが良いことを言って検討開始するが、しりすぼみすることが最近多い。(一般職員、30歳代)</li> </ul>
事業者とのコミュニケーション		<p>◆ <b>事業者との率直な意見交換不足の悩みあり。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力会社を下にみて俺たちが教えてやるというふうに見える。検査で指摘の数を上げることで、アピールすることに眼がいているように見える。(一般職員、60歳代)</li> <li>事業者と過度な緊張関係ができて、コミュニケーションがしづらくなっている。正直なところ、事業者が何を考えているかわからない。(一般職員、30歳代)</li> </ul>
バックオフィス機能		<p>◆ <b>現場はバックオフィス機能が弱いと感じている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務計画にはバックオフィスの部署の仕事だと書いてあるのに押し付けられた。(一般職員、20歳代)</li> <li>年末調整は、直前の一週間前にお知らせくる。(一般職員、50歳代)</li> </ul>

### 3. 成果活動内容 (3) インタビュー結果まとめ (代表的なコメント例) 2 / 5

II-1. 課室について：目標の管理 (代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。)		
ジャンル	良い点	問題点
裁量・権限	<p>◆ <b>裁量は与えられていると感じている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 任せられたことはやりたいようにさせてもらえる。(一般職員、30歳代)</li> <li>• 地方事務所はかなり裁量が委ねられており、工夫しがいがある。(一般職員、60歳代)</li> </ul>	<p>◆ <b>事務所では裁量が不十分だと感じている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方事務所の所長は管理職ではなく、必要な権限がない。(一般職員、60歳代)</li> </ul>
人事評価		<p>◆ <b>人事評価で差がつかないことに不満あり。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人事評価が不満。仕事をしていない人も普通に仕事をしている人も真ん中のB評価。理由はCをつけるとマネジメントをつけた上の責任になり、理由書も書かなければならなかったため。(一般職員、20歳代)</li> </ul>
II-2. 課室について：業務の管理 1 / 2 (代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。)		
ジャンル	良い点	問題点
業務マニュアル整備	<p>◆ <b>マニュアル整備や業務改善は、職場で進められている。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査業務、事故対応業務について、一通りマニュアルは整備されている。(一般職員、40歳代)</li> <li>• 改善活動では、プロセスの合理化などに部署として取り組んでいる。(一般職員、40歳代)</li> </ul>	<p>◆ <b>マニュアルの保管ルールが整理されておらず、検索性が悪い。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務マニュアルは毎年更新しているが、全体像や最新版が分からない。(一般職員、40歳代)</li> <li>• マニュアルの保存場所がわからない。マニュアルの目次のようなものがあればいいが、ない。(一般職員、30歳代)</li> </ul>
業務改善		<p>◆ <b>無駄な業務の存在や、改善案で業務が増えることに問題意識あり。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務量が多いというより、余分なことをしていると思うことがある。(一般職員、30歳代)</li> <li>• 定常業務でやらなくていい業務を減らすことが必要だが、上司は減らす判断はしない。(一般職員、40歳代)</li> <li>• 改善案はチェックリストづくりでチェックする人を増やす。それ以外の方法がほしい。(一般職員、30歳代)</li> </ul>

### 3. 成果活動内容 (3) インタビュー結果まとめ (代表的なコメント例) 3 / 5

II-2. 課室について：業務の管理 2 / 2 (代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。)		
ジャンル	良い点	問題点
ノウハウ共有・ 伝承		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>技術伝承は進めているが、勉強会だけの伝承は、相互に問題意識あり。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勉強会で毎週話しているが、範囲が広いため難しいのか、なかなか若手に理解されない。(一般職員、60歳代)</li> <li>・ 勉強会を月1回やるものの一般的な導入部分の話になる。業務をしながら、業務の過程で聞くことが必要だと思う。(一般職員、30歳代)</li> <li>・ 検査官を育てるためのOJTを軽視して、研修でコマを取ればよいという育て方をしている。(課室長)</li> </ul> </li> <li>◆ <b>法令に基づく手続きの弱さを感じている。(行政組織としてのノウハウ共有・伝承)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技官や民間出身者が多いためか、事務系がバックアップしないと、大きな事故が起こるのではないか。(一般職員、20歳代)</li> <li>・ 全員、法律・文書についての研修を受けた方がいい。他省庁では入社後1週間くらいかけてやったと思う。(一般職員、50歳代)</li> </ul> </li> <li>◆ <b>頻繁な異動への問題意識あり。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年で異動より、3年目までいれば、落ち着いて見られノウハウが残せる。(一般職員、50歳代)</li> </ul> </li> </ul>
業務分担		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>できる人に仕事が集中しがちで、人に仕事がついて組織として分担できていない。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ できる人とできない人の差が激しく、できる人にだけ仕事が行く。(課室長)</li> <li>・ できる人に仕事が行くため、無理やり組織を作って併任かけてその人にやらせることがある。(一般職員、30歳代)</li> </ul> </li> </ul>
人員配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>組織別の業務分担や、人員・人材配置について問題意識あり。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務量は班によってバラバラ。毎日夜遅くまで残業する班もあれば、毎日定時で帰る班もある。(一般職員、50歳代)</li> <li>・ 業務を集約したり組織を作っても、その結果従事する人はなぜその業務をしているか分からないことが規制庁ではよくある。頭と体が切り離された状態。(課室長)</li> <li>・ 技術で判断しなければならない業務なのに、事務官が従事しておりマッチしていない。(課室長)</li> </ul> </li> </ul>
労務管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>労務管理や業務マネジメントに対して、若手が不安を持っている。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制庁として業務マネジメントをするつもりがあるのか疑問。(一般職員、20歳代)</li> <li>・ 忙しい課室に配属されたり周囲が厳しいと、辞めたり体調を崩したりする。(一般職員、20歳代)</li> </ul> </li> </ul>

### 3. 成果活動内容 (3) インタビュー結果まとめ (代表的なコメント例) 4 / 5

II-3. 課室について：組織の運営 (代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。)		
ジャンル	良い点	問題点
課室内コミュニケーション	<p>◆ <b>コミュニケーションが良い職場もある。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員の雰囲気がいい。職場に来たくないと思うことはない。他部署でも人の面ではギスギス感はない。(一般職員、30歳代)</li> <li>• 若手もベテランも自由に意見が言える職場。(課室長)</li> </ul>	<p>◆ <b>課室内コミュニケーションが良くないと感じる職場や、中にはパワハラ的な人もいる認識あり。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 若手が発言すると否定しがちであり、若手・中堅は難しいだろう。(一般職員、50歳代)</li> <li>• うちの課長がきつい、しつこい。機嫌を損ねないように工夫している。(一般職員、40歳代)</li> <li>• 部内全体の連絡会はないので、部門内の活動の柱を全員がとらえる機会がない。(一般職員、40歳代)</li> </ul>
組織間コミュニケーション	<p>◆ <b>積極的な協力はないが依頼事項には応えてくれる関係。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 忙しくばたばたしていると衝突することはあるが想定の内。ちゃんと説明したり状況を理解してもらえば協力してもらえる。(一般職員、20歳代)</li> </ul>	<p>◆ <b>部門間の情報共有・調整が良くないと感じる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 部門間の縦割りは感じる。「私は担当でないの」と言ったら回り回りにされることがある。(課室長)</li> <li>• 関係する他部門の仕事の状況などの内容の情報共有・伝達という観点では、とれていないと思う。上の方の人しか知らないということもある。(一般職員、30歳代)</li> </ul>
所属経緯間のコミュニケーション	<p>◆ <b>公務員らしくない職員がいることで、斬新な考えが出てくる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究職と事務官の職員などのコラボレーションができる。課題を一緒に考えられるので早いし、斬新なものが出てくる。(審議官)</li> </ul>	<p>◆ <b>所属経緯によって原子力への考え方が異なる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力に誇りを持っている所属経緯の人もいれば、原子力批判が普通に出てくる所属経緯の職員もいる。(課室長)</li> </ul>

### 3. 成果活動内容 (3) インタビュー結果まとめ (代表的なコメント例) 5/5

Ⅲ.エンゲージメント (代表的なコメント例は「・」で示した。また、一般職員については年代を示した。)		
ジャンル	良い点	問題点
やりがい・誇り	<p>◆ <b>やりがいを感じて働いている職員もいる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• いろんな原発、いろんな人とも関われ、仕事に飽きない。(一般職員、40歳代)</li> <li>• 責任が重い、その結果自分自身が成長できる。(一般職員、40歳代)</li> <li>• 国民から思ってもらえなくても、私たちがちゃんとやっている自負・誇りを持つことが重要。誇れるだけのことはやっている役所だと思う。(課室長)</li> </ul>	<p>◆ <b>やりがいを感じにくい組織だという職員もいる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原子力安全だけだと、それが何につながっているのかわかりにくい。一生懸命やっている仕事、国民生活にどんな影響を与えているのかわからない。(一般職員、40歳代)</li> <li>• 原子力は反対の人もいるので、「親に言ったら規制庁に入ることを反対された」という人もいたそうだ。(一般職員、40歳代)</li> </ul>
今後のキャリア、育成	<p>◆ <b>技官は研修の充実度を評価している。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 研修が非常に充実しており、勉強したい意識が強い人には良い。(一般職員、50歳代)</li> </ul> <p>◆ <b>部下の今後のキャリア・育成を工夫する課室長・職場もある。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 課長からロジの仕事ばかりでなく中身のある仕事をしてほしいと言われ、ロジ的な仕事を減らしてもらった。(一般職員、20歳代)</li> <li>• 課内の取り組みとして、いろんな人から質問を受けるピアレビューを始めた。(一般職員、30歳代)</li> </ul>	<p>◆ <b>事務官は研修が無いことに不満あり。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事務官はあまり研修がない。技術的な原子力の研修は、対面での研修がなく、専門用語が多くよく分からない。(一般職員・事務官、50歳代)</li> </ul> <p>◆ <b>若手は、今後のキャリアや、キャリアと異動・現業務との関係が見えていない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 規制庁は若い組織であるため、モデルになる人がおらず、モチベーションが上がらない。(一般職員、20歳代)</li> <li>• (人材育成に対して) 配慮のないOJTを繰り返している。本当に仕事を把握してから異動するというより、期間が来たから異動しているイメージ。(一般職員、20歳代)</li> <li>• 1年目で総括をし、その後もやっている仕事は技術的な仕事ではない(会議室を取る、予算の仕事)。技術の自分がやることなのか、体よく使われているのではないか。(一般職員、20歳代)</li> </ul> <p>◆ <b>部下育成をするかは上につく人次第。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 係長が冷たい対応で教えてくれず、自分で調べている若手もいたそうだ。(一般職員、20歳代)</li> </ul>

## 原子力規制委員会年度重点計画の名称変更

令和4年3月9日  
原子力規制庁

### 1. 問題意識

- ・原子力規制委員会年度重点計画は、中期目標の達成のため、年度毎に実施する施策をまとめているもの。
- ・年度重点計画は、継続的かつ確実に実施すべき業務（審査・検査、官房系業務等）に関する記述も含め、中期目標の各項目に対応する形で施策を網羅的に掲げており、新規性や重要度等の観点から施策を絞り込んで記述しているものではない。
- ・このため、「重点」計画という名称と実態が乖離しており、過去の原子力規制委員会でも指摘を受けているところ。

### 2. 方針（案）

- ・令和4年度から「年度重点計画」を「年度業務計画」と改めるよう、原子力規制委員会マネジメント規程（令和元年12月18日原子力規制委員会決定）の改正を行う。
- ・その他、関係する用語の見直しや、他法令の改正に伴うハネ改正を行う。（別添参照）

### 3. 今後の予定

- ・2. の方針が了承されれば、原子力規制委員会マネジメント規程の一部改正を原子力規制庁長官専決で行う（令和4年4月1日施行）。

改 正 後	改 正 前
<p>(資源に係るマネジメントの基本原則)</p> <p>第7条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 情報資源に係るマネジメントについては、情報公開法、<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>その他の関係法令の定めるところにより説明責任の全うと個人情報その他情報の保全が適切に行われるよう管理した上で、先進的かつ効率的な情報処理システムの設置及び運用、包括的かつ効果的な知識管理、適正かつ合理的な公文書管理その他の方策により、知的資源の産出と活用が効果的に行われるようにするものとする。</p> <p>(原子力規制委員会年度業務計画)</p> <p>第14条 原子力規制委員会は、中期目標を達成するため、毎年度、<u>原子力規制委員会の年度業務計画(以下「原子力規制委員会年度業務計画」という。)</u>を定め、公表するものとする。</p> <p>(課等年度業務計画)</p> <p>第15条 原子力規制庁等は、<u>原子力規制委員会年度業務計画</u>を実施するため、各課等ごとに、<u>課等の年度業務計画(以下「課等年度業務計画」という。)</u>を定めるものとする。</p> <p>2 <u>課等年度業務計画</u>は、各課等の所掌事務に関し、<u>原子力規制委員会年度業務計画</u>を実施するための事項及びこれに関連して必要な事項について、各部等の長の了承の下、各課等の長が定めるものとする。</p>	<p>(資源に係るマネジメントの基本原則)</p> <p>第7条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 情報資源に係るマネジメントについては、情報公開法、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)</u>その他の関係法令の定めるところにより説明責任の全うと個人情報その他情報の保全が適切に行われるよう管理した上で、先進的かつ効率的な情報処理システムの設置及び運用、包括的かつ効果的な知識管理、適正かつ合理的な公文書管理その他の方策により、知的資源の産出と活用が効果的に行われるようにするものとする。</p> <p>(年度重点計画)</p> <p>第14条 原子力規制委員会は、中期目標を達成するため、毎年度、<u>年度重点計画</u>を定め、公表するものとする。</p> <p>(年度業務計画)</p> <p>第15条 原子力規制庁等は、<u>年度重点計画</u>を実施するため、各課等ごとに、<u>年度業務計画</u>を定めるものとする。</p> <p>2 <u>各課等の年度業務計画</u>は、各課等の所掌事務に関し、<u>年度重点計画</u>を実施するための事項及びこれに関連して必要な事項について、各部等の長の了承の下、各課等の長が定めるものとする。</p>

(マネジメントレビュー)

第16条 原子力規制委員会は、原子力規制委員会年度業務計画の実施状況を評価し、その評価の結果必要な措置を講ずるため、第40条の定めるところにより、マネジメントレビューを行うものとする。

(原子力規制委員会の役割)

第17条 原子力規制委員会は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

一・二 (略)

三 原子力規制委員会年度業務計画を定めること。

四 原子力規制委員会年度業務計画に基づき、業務を実施し、マネジメントレビュー等により実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(部等の長の役割)

第19条 部等の長は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項について、課等の長を指揮監督するものとする。

一 課等年度業務計画を定めること。

二 課等年度業務計画に基づき、業務を実施し、実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(課等の長の役割)

第20条 課等の長は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項をつかさどるものとする。

一 課等年度業務計画を定めること。

(マネジメントレビュー)

第16条 原子力規制委員会は、年度重点計画の実施状況を評価し、その評価の結果必要な措置を講ずるため、第40条の定めるところにより、マネジメントレビューを行うものとする。

(原子力規制委員会の役割)

第17条 原子力規制委員会は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

一・二 (略)

三 年度重点計画を定めること。

四 年度重点計画に基づき、業務を実施し、マネジメントレビュー等により実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(部等の長の役割)

第19条 部等の長は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項について、課等の長を指揮監督するものとする。

一 課等における年度業務計画を定めること。

二 課等の年度業務計画に基づき、業務を実施し、実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(課等の長の役割)

第20条 課等の長は、この規程によるマネジメントシステムの運用に関し、次に掲げる事項をつかさどるものとする。

一 課等における年度業務計画を定めること。



二 課等年度業務計画に基づき、業務を実施し、実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(課等年度業務計画の作成及び実施)

第32条 部等の長及び課等の長は、マネジメント方針、中期目標及び原子力規制委員会年度業務計画を踏まえ、第10条（グレーデッドアプローチ）の趣旨にのっとり、業務の優先度や資源投入の必要性を評価しつつ課等年度業務計画を作成し、課等年度業務計画に基づき、課等の業務を管理するものとする。ただし、緊急を要する業務、課等年度業務計画作成当初に実施が想定されていない業務等課等年度業務計画作成当初に計画の作成が困難な業務についてはこの限りでない。

2 課等年度業務計画は、関係する他の部等又は課等が作成する課等年度業務計画と整合したものとするとともに、当該計画に定める目標は、その達成度が判定可能なものでなければならないものとする。

3 部等及び課等の職員は、課等年度業務計画に基づき、誠実に職務を遂行するものとする。

4 部等の長及び課等の長は、課等年度業務計画に基づき、自ら安全文化を育成・維持するための行動を実践するとともに、当該部等又は課等の職員に当該行動を促すよう努めるものとする。

5 部等の長及び課等の長は、課等年度業務計画を変更する場合、課等年度業務計画の作成に準じて変更を行うものとする。

(評価の反映)

第38条 部等の長及び課等の長は、前条第2項の規定によるマネジメントシステムに係る評価の結果を、必要に応じて次年度の課等年度業務計画に反映するとともに、監査・業務改善推進室に報告するものとする。

二 課等の年度業務計画に基づき、業務を実施し、実施状況を評価し、評価の結果必要となる措置を講じること。

(年度業務計画の策定及び実施)

第32条 部等の長及び課等の長は、マネジメント方針、中期目標及び年度重点計画を踏まえ、第10条（グレーデッドアプローチ）の趣旨にのっとり、業務の優先度や資源投入の必要性を評価しつつ年度業務計画を作成し、年度業務計画に基づき、課等の業務を管理するものとする。ただし、緊急を要する業務、年度業務計画作成当初に実施が想定されていない業務等年度業務計画作成当初に計画の作成が困難な業務についてはこの限りでない。

2 年度業務計画は、関係する他の部等又は課等が作成する年度業務計画と整合したものとするとともに、当該計画に定める目標は、その達成度が判定可能なものでなければならないものとする。

3 部等及び課等の職員は、年度業務計画に基づき、誠実に職務を遂行するものとする。

4 部等の長及び課等の長は、年度業務計画に基づき、自ら安全文化を育成・維持するための行動を実践するとともに、当該部等又は課等の職員に当該行動を促すよう努めるものとする。

5 部等の長及び課等の長は、年度業務計画を変更する場合、年度業務計画の作成に準じて変更を行うものとする。

(評価の反映)

第38条 部等の長及び課等の長は、前条第2項の規定によるマネジメントシステムに係る評価の結果を、必要に応じて次年度の年度業務計画に反映するとともに、監査・業務改善推進室に報告するものとする。

(マネジメントシステム内部監査)

第39条

1～3 (略)

4 内部監査の評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 原子力規制委員会年度業務計画 (計画を達成するための目標を含む。) 及び課等年度業務計画 (計画を達成するための目標を含む。) の進捗状況

二・三 (略)

四 課等年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

5・6 (略)

(マネジメントレビュー)

第40条

1 (略)

2 原子力規制委員会は、原子力規制委員会年度業務計画の達成状況その他マネジメントシステムの評価に資する情報について審議することにより、マネジメントレビューを実施するものとする。

3 原子力規制委員会は、マネジメントレビューの結果を踏まえ、長官及び原子力安全人材育成センター所長に指示することにより、次の各号の全てを含むマネジメントシステムの見直しの結果を次年度の原子力規制委員会年度業務計画の作成に反映させるものとする。

一～三 (略)

(マネジメントシステムの継続的な改善)

第45条 原子力規制委員会は、マネジメント方針、中期目標、原子力規制委員会年度業務計画等に照らし、マネジメントシステム内部監査の結果、

(マネジメントシステム内部監査)

第39条

1～3 (略)

4 内部監査の評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 年度重点計画 (計画を達成するための目標を含む。) 及び年度業務計画 (計画を達成するための目標を含む。) の進捗状況

二・三 (略)

四 年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

5・6 (略)

(マネジメントレビュー)

第40条

1 (略)

2 原子力規制委員会は、年度重点計画の達成状況その他マネジメントシステムの評価に資する情報について審議することにより、マネジメントレビューを実施するものとする。

3 原子力規制委員会は、マネジメントレビューの結果を踏まえ、長官及び原子力安全人材育成センター所長に指示することにより、次の各号の全てを含むマネジメントシステムの見直しの結果を次年度の年度重点計画の作成に反映させるものとする。

一～三 (略)

(マネジメントシステムの継続的な改善)

第45条 原子力規制委員会は、マネジメント方針、中期目標、重点計画等に照らし、マネジメントシステム内部監査の結果、是正処置、予防処置及

是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを踏まえ、マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するための措置を採るものとする。

びマネジメントレビューを踏まえ、マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するための措置を採るものとする。